

## 第7回いなべ市行政改革推進委員会事項書

日時 令和7年8月22日（金）午後2時～

場所 いなべ市役所 シビックコア棟2F研修室

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 説明事項

第3次いなべ市行政改革の推進に係るスケジュール・・・当日資料1

### 4 審議事項

（1）第6回行政改革推進委員会における主なご意見・・・資料1

（2）公共施設等総合管理計画の現状と課題・・・資料2

（3）第3次いなべ市行政改革アクションプラン（完成見込分no1）・・・資料3-1

行政改革アクションプラン参考資料（PDSサイクルイメージ）・資料3-2

実施項目、指標等に対するご意見と対応（no1）・・・資料3-3、別添資料

### 5 第3次いなべ市行政改革アクションプランの確認（メール依頼(10月中旬)）

第3次いなべ市行政改革アクションプラン（完成見込分no2）・・・送付資料1

第3次いなべ市行政改革大綱の策定及びいなべ市行政改革の推進について答申（案）

・・・送付資料2

### 6 次回の会議について

開催日時：令和7年10月24日（金）午後2時から

場 所：いなべ市役所 シビックコア棟2F研修室

### 7 閉会

### 第3次いなべ市行政改革の推進に係るスケジュール

No	日程	内 容
1	R7/4/16～5/2	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議
2	R7/5/9 第4回 行政改革 推進委員会	第7回総合計画審議会と同時開催 ○第3次いなべ市総合計画の策定について ・行政改革アクションプラン ・推進委員会と幹事会 ・部会名簿 ○スケジュール及び役割分担
3	R7/5/12～6/30	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標
4	R7/5/23 第5回 行政改革 推進委員会	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議  ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題
5	R7/6/2～10/31	第3次いなべ市行政改革アクションプラン等の成果指標の確認委託 (公認会計士)
6	R7/7/25 第6回 行政改革 推進委員会	○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ・働き方改革・業務改善に係る現状と課題 ○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議
7	R7/8/22 第7回 行政改革 推進委員会	○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題  ○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 (完成見込分no1) ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議
8	R7/10/24 第8回 行政改革 推進委員会	予備日 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 (完成見込分no2) ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○第3次いなべ市行政改革大綱及びいなべ市行政改革の推進について 答申 (案)
9	R7/11/7 第9回 行政改革 推進委員会	第9回総合計画審議会と同時開催  ○ 第3次いなべ市総合計画 (案) の審議
10	R7/11/14～12/13	○パブリックコメント
11	R8/1/16 第10回 行政改革 推進委員会	第10回総合計画審議会と同時開催  ○パブリックコメント (回答案) ○第3次いなべ市総合計画 (答申)

## 第6回行政改革推進委員会における主なご意見

公共施設等総合管理計画の現状と課題	<p>1 現在、多くの自治体において、複数の異なる機能を持つ施設を一つにまとめた複合化（例：商業施設、公共施設、文化施設、医療施設などが一つの建物に集約など）がなされている事例が見受けられる。</p> <p>公共施設等総合管理計画には、そうした要素は含まれていないということであるが、複数の施設が集まることで、利用者の回遊性が高まり、集客力向上、利用者の利便性の向上、コスト削減、地域住民の交流拠点、新たな賑わいの創出など、複合化のメリットがある。今後、計画の中でも見直しを検討していくべきである。</p> <p>2 平成21年9月の答申<b>第7回資料2 P41</b>で示された検討結果一覧と進捗に加え、現時点の施設状況も含めた公共施設一覧の提示をいただきたい。  <b>第7回資料2 P1</b></p> <p>3 図書館については、平成21年9月の答申では、旧町ごとに施設があり、統廃合することにより維持管理経費の削減につながるとの意見もありました。しかし、合併して間もない中、「地域の人が利用しやすいように当面の間、各地域に残す」としながらも、将来的には統廃合に向けて、様々な観点から総合的に判断し、検討することとした。</p> <p>人口減少社会の激しい今日において、施設の老朽化や維持管理経費の増嵩など、財源の問題を含めて改めて検討する必要がある。</p> <p>4 合併特例債という補助金を活用し、施設建設に力を入れてきたところがある。公共建築物の年平均更新費の見通しでも示されているように、老朽施設の廃止をはじめ、維持管理コストの高い施設については、統廃合を検討する必要がある。</p> <p>5 未利用施設については、民間等による利活用や売却、譲渡の検討など、一定の時間を要する。いざ解体を検討する頃には、国からの補助等が活用できない状況にあったが、近年、施設解体において、起債の拡充がなされたということで、内容の提示をいただきたい。  <b>第7回資料2 P8</b></p> <p>6 統廃合を検討する際は、それぞれの地区ごとの公共施設の配置の適正化のため、利用状況、築年数、老朽化など、各施設ごとのカルテの確認をはじめ、地域性や利便性なども配慮して進める必要がある。</p> <p>7 いなべ市の人口推計を見ながら、公共施設の統廃合（PDC）を見ると、あんまり動き（改善）がみられないのではないか。他市町の複合化の事例（図書館にスタバ等）や学校施設の有効活用（民間スタートアップ企業の支援の場）を参考にする必要がある。</p> <p>4町が合併した市としては、他市町より施設の複合化が重要と考える。民間の力を活用しながら、複合化等を進めていただけないとよい。</p> <p>8 これまで公共施設で提供してきた公共サービスについては、行政が今後も主体となって提供すべきサービスかどうかを明確化した上で、可能なものは民間サービスへの代替を進めるなど、公民連携手法の導入も視野に入れる必要がある。</p>

	<p>9 施設解体ばかりでは夢がない。解体だけでなく、民間活用を利用した施設の複合化や桑名市の図書館の事例等、いなべ市としてアイデアを出していく必要がある。機能的に必要なものは残す必要がある。四日市ではコンビニの従業員に付近の清掃をさせるなどの事例もある。全てができるとは思わないが、できることを検討していただきたい。</p> <p>10 複合施設の検討としては、こども子育て支援計画のアンケートで全天候型の施設が必要とあり、旧大安庁舎を考えられているが、駐車場や外で遊べる場所の問題があるとのことである。</p> <p>現在、一体的な整備に係る基本構想のパブリックコメントなされているということで、今後の公共施設の統廃合を検討していく上での参考事例になることから、基本構想の提示をいただきたい。<b>第7回資料2 P15</b></p> <p>また、一体的な整備という観点から、隣接する野球グランド等のスポーツ施設に加え、図書館施設の状況についても提示をいただきたい。<b>第7回資料2 P37</b></p> <p>11 10の資料の提示にあたっては、個別具体的な問題はこれから方針を出していただき、大安公民館の現在の状況や、統廃合を検討する場合は、周辺の状況（住民理解など）がどうなっているのかなどの資料を提示していただきたい。</p> <p>12 対象施設が現時点で増えていると想像できる。施設を廃止するのであれば、受益者もいるため、代替施設の提案等を可能であれば合わせて提出いただきたい。</p>
働き方改革・業務改善に係る現状と課題 (会計事務の推進)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共料金の振り込みを口座振替や納付書の消込委託、振込手数料の値上げなどにより委託料が増加し、各所管課の業務は軽減され、会計課の負担が増加しているとのことであるが、指定管理者や民間委託をすると業務の効率化につながったような気になりますが、実はかえって、民間に渡したがゆえに目が届かなくなり、支出だけが続いているケースもあるため、その委託による費用対効果や行政がやるべき仕事の要否をチェックをする必要がある。</li> <li>2 伝票の返却件数が年々増加し、振込手法の変更（名寄せ振込）から令和6年度に至っては突出して増加しているなど、原因が手法変更によるシステムエラーか、会計課のルール変更に伴う周知不足か、所管部署の対応力の低下かなど、原因を明確にして改善していく必要がある。</li> <li>3 会計課のDXの推進により、会計課、所管課において、削減された時間をその他の業務に向けられることを想像していただきたい。DXというと、新たな取組として、これまでの手法の変更を与儀なくされ、DX推進に抵抗があるケースも多いが、その削減された時間で地域の人への行政サービスの充実を図ってほしい。</li> <li>4 DXは初期投資であって、職員の負担が大きな分野（費やす時間や経費の割合が高い）か、負荷が実態としてどうかを把握して進める必要がある。</li> </ol>

5 DXを導入することによってどれだけ課題・不満が解消されるのかを整理し、所管する職員に示していく必要がある。

DXの導入効果は分かるが、根っここの部分（会計課）における規則や手引をはじめ、業務プロセス（BPR）の改善が重要である。

6 DXについては、先進事例があるので、手続や導入に係る負担などを把握して、迅速に対応いただきたい。

押印文化は、他市町ではすでに廃止となっているが、いなべ市の当委員会の費用弁償においては押印は残っている。これまで通りの慣習に捉われず、業務改善に取り組んでいただきたい。

7 現在、自治体で活用されている会計伝票の電子化を実現している業者は全国で2社ということであるが、システム導入前に複数人の視点で確認するなど、先進市をはじめ他市町から情報を入手しておくこと。

8 民間においても電子化することにより、もともと紙文化の人から反発があるが、一括電子化した結果、時間が経てば問題なく利用できている。

民間は電子データでのやり取りが多く、まずは定型的な会計事務から進めていくことは良いと思う。先進事例で、やり易い伝票は電子決裁、電子化にそぐわないものは紙決裁と使い分けを迅速に整理され、導入に向け検討してほしい。

# 公共施設等総合管理計画の現状と課題

令和7年8月

総務部 管財課

## **【管財課】**

<b>1 全施設の方向性一覧</b>	<b>1</b>
<b>2 統廃合を検討する施設</b>	<b>5</b>
<b>3 統廃合を検討する施設の方向性(案)</b>	<b>6</b>

## **【財政課】**

<b>公共施設等適正管理推進事業債について</b>	<b>8</b>
---------------------------	----------

## **【こども政策課】**

<b>いなべ市こども・子育て拠点施設整備 基本構想</b>	<b>15</b>
-------------------------------	-----------

## **【生涯学習課】**

<b>公共施設等総合管理計画の現状と課題(スポーツ・文化施設分)</b>	
.....	<b>37</b>

## **【参考資料】**

<b>いなべ市公共施設統廃合に関する答申(平成 21 年 9 月)</b>	<b>41</b>
---------------------------------------	-----------

# 1 全施設の方向性一覧

施設区分	担当課	施設名	現状維持	用途廃止	用途変更	指定管理	貸付	譲渡	解体	各施設管理の方向性について
庁舎等	管財課	いなべ市役所本庁舎	●							
庁舎等	管財課	北勢庁舎	●							
庁舎等	管財課	員弁庁舎	●							
庁舎等	生涯学習課	大安庁舎						●	子育て拠点施設整備に伴い解体を含め検討	
庁舎等	防災課	藤原庁舎						●	令和7年度解体予定	
消防施設	防災課	北勢北部コミュニティ消防センター	●							
消防施設	防災課	北勢南部コミュニティ消防センター	●							
消防施設	防災課	北勢西部コミュニティ消防センター	●							
消防施設	防災課	北勢東部コミュニティ消防センター	●							
消防施設	防災課	員弁第一分団車庫	●							
消防施設	防災課	員弁第二分団車庫	●							
消防施設	防災課	員弁第三分団車庫	●							
消防施設	防災課	大安東分団車庫	●							
消防施設	防災課	大安南分団車庫	●							
消防施設	防災課	大安北分団車庫	●							
消防施設	防災課	大安西分団車庫	●							
消防施設	防災課	藤原コミュニティ消防センター（下野尻）		●						令和8年度新消防団詰所に統合
消防施設	防災課	藤原コミュニティ消防センター（古田）		●						
消防施設	防災課	藤原コミュニティ消防センター（坂本）		●						
消防施設	防災課	藤原コミュニティ消防センター（市場）			●					令和8年度新消防団詰所に統合 (獣害対策課倉庫に用途変更予定)
消防施設	防災課	藤原コミュニティ消防センター（長尾）			●					令和8年度新消防団詰所に統合 (郷土資料館倉庫に用途変更予定)
その他行政系施設	防災課	旧北勢町消防団東分団車庫（防災倉庫）						●	令和7年度解体予定	
その他行政系施設	防災課	防災倉庫（員弁）	●							
その他行政系施設	防災課	笠田大溜西員弁町防災倉庫（員弁）	●							
その他行政系施設	防災課	藤原庁舎水防倉庫						●	令和7年度解体予定	
その他行政系施設	防災課	防災拠点倉庫（北勢）	●							
その他行政系施設	生涯学習課	員弁運動公園倉庫	●							
集会施設	生涯学習課	員弁コミュニティプラザ	●							
集会施設	生涯学習課	石仏公民館					●			
集会施設	住宅課	丹生川上自治会会館	●							
集会施設	生涯学習課	丹生川上集会所(丹生川上児童館)	●							
集会施設	生涯学習課	大安公民館	●							
集会施設	防災課	大貝戸地域交流センター	●							
文化施設	生涯学習課	北勢市民会館	●							
文化施設	生涯学習課	藤原文化センター	●							
図書館	生涯学習課	大安図書館（大安駅内）		●						
博物館等	生涯学習課	桐林館	●							
小学校	教育総務課	いなべ市温水プール				●				指定管理者制度導入施設

施設区分	担当課	施設名	現状維持	用途廃止	用途変更	指定管理	貸付	譲渡	解体	各施設管理の方向性について
小学校	教育総務課	十社小学校	●							
小学校	教育総務課	治田小学校	●							
小学校	教育総務課	治田小学校プール							●	令和8年度解体予定
小学校	教育総務課	阿下喜小学校	●							
小学校	教育総務課	阿下喜小学校プール							●	令和8年度解体予定
小学校	教育総務課	山郷小学校	●							
小学校	教育総務課	員弁西小学校	●							
小学校	教育総務課	員弁西小学校プール		●						利用休止：令和9年度
小学校	教育総務課	員弁東小学校	●							
小学校	教育総務課	員弁東小学校プール		●						利用休止：令和9年度
小学校	教育総務課	笠間小学校	●							
小学校	教育総務課	笠間小学校プール		●						利用休止：令和9年度
小学校	教育総務課	三里小学校	●							
小学校	教育総務課	三里小学校プール							●	令和8年度解体予定
小学校	教育総務課	石榑小学校	●							
小学校	教育総務課	石榑小学校プール		●						利用休止：令和9年度
小学校	教育総務課	丹生川小学校	●							
小学校	教育総務課	丹生川小学校プール							●	令和7年度解体予定
小学校	教育総務課	藤原小学校	●							
小学校	教育総務課	藤原小学校プール		●						利用休止：令和9年度
中学校	教育総務課	北勢中学校	●							
中学校	教育総務課	員弁中学校	●							
中学校	教育総務課	大安中学校	●							
中学校	教育総務課	藤原中学校	●							
その他教育施設	教育総務課	大安学校給食センター	●							
その他教育施設	教育総務課	藤原学校給食センター	●							
保育園	学校教育課	いなべ・東員教育支援センター (ふれあい教室)	●							
保育園	保育課	治田こども園	●							
保育園	保育課	員弁東こども園	●							
保育園	保育課	笠間こども園	●							
保育園	保育課	ふじわらこども園	●							
児童施設	学校教育課	北勢放課後児童クラブ はっぴーきっず	●							
児童施設	学校教育課	北勢放課後児童クラブ すきっぷきっず	●							
児童施設	学校教育課	北勢放課後児童クラブ なかよしハッピーきっず	●							
児童施設	学校教育課	北勢放課後児童クラブ とやしろっこ	●							旧十社幼稚園を改修して使用
児童施設	学校教育課	員弁放課後児童クラブ スプリング	●							
児童施設	学校教育課	大安放課後児童クラブ さくらんぼ	●							
児童施設	学校教育課	大安放課後児童クラブ いしぎれっこ	●							
児童施設	学校教育課	大安放課後児童クラブ Smail	●							

施設区分	担当課	施設名	現状維持	用途廃止	用途変更	指定管理	貸付	譲渡	解体	各施設管理の方向性について
児童施設	学校教育課	学童保育所ふじっこくらぶ		●						
児童施設	母子保健課	笠間子育て支援センター	●							
児童施設	長寿福祉課	旧ふじわら社会福祉センター			●					放課後児童クラブ、暮らしの保健室として使用。
スポーツ施設	生涯学習課	北勢武道場	●							統廃合を進めたいが、強く根付いたスポーツ団体とその関係者がいるため配慮が必要
スポーツ施設	生涯学習課	北勢プール						●	解体予定	
スポーツ施設	生涯学習課	員弁運動公園	●							
スポーツ施設	生涯学習課	大安武道館	●							
スポーツ施設	生涯学習課	大安海洋センター体育館武道館	●							
スポーツ施設	生涯学習課	大安スポーツ公園体育館	●							
スポーツ施設	生涯学習課	大安海洋センター艇庫	●							
スポーツ施設	生涯学習課	大安スポーツ公園スパーク大安	●							
スポーツ施設	商工観光課	エコ福祉広場				●				指定管理者制度導入施設
スポーツ施設	生涯学習課	藤原第一野球場	●							
スポーツ施設	生涯学習課	藤原運動場	●							
スポーツ施設	生涯学習課	員弁御園グラウンド	●							
レクリエーション施設	商工観光課	青川峡キャンピングパーク				●				指定管理者制度導入施設
レクリエーション施設	商工観光課	阿下喜温泉					●			
レクリエーション施設	獣害対策課	ふれあいの駅 うりぼう	●							
レクリエーション施設	自然学習室	屋根のない学校	●							
レクリエーション施設	商工観光課	梅林公園				●				指定管理者制度導入施設
レクリエーション施設	商工観光課	藤原山荘	●							
レクリエーション施設	商工観光課	にぎわいの森キャビン棟					●			
レクリエーション施設	商工観光課	宇賀渓キャンプ場				●				指定管理者制度導入施設
レクリエーション施設	商工観光課	宇賀渓観光案内所					●			
産業系施設	総務課	治田財産区事務所	●							
産業系施設	商工観光課	ウッドヘッド阿下喜				●				指定管理者制度導入施設
産業系施設	獣害対策課	員弁町農産物販売施設（うりぼう）	●							
産業系施設	農業振興課	梅戸北ミニライスセンター	●							
産業系施設	獣害対策課	大安フラワーセンター	●							
産業系施設	農業振興課	丹生川上農機具格納庫、共同作業場	●							
産業系施設	農業振興課	大安堆肥センター	●							
産業系施設	獣害対策課	ふじのいち	●							
産業系施設	獣害対策課	夢かなえ荘	●							
産業系施設	獣害対策課	いなべ市ジビ工生産施設	●							
高齢福祉施設	長寿福祉課	旧十社保育所		●						令和7年6月30日まで民間企業に貸付け。 今後の使用予定なし。
高齢福祉施設	長寿福祉課	旧熟人荘					●			民間企業に貸付け。
高齢福祉施設	長寿福祉課	員弁老人福祉センター					●			シルバー人材センター事務所
高齢福祉施設	管財課	旧丹生川保育園					●			シルバー人材センター・社会福祉協議会へ貸付
高齢福祉施設	長寿福祉課	旧笠間第一保育園						●		
高齢福祉施設	長寿福祉課	藤原高齢者生活支援センターいこい	●							

施設区分	担当課	施設名	現状維持	用途廃止	用途変更	指定管理	貸付	譲渡	解体	各施設管理の方向性について
高齢福祉施設	長寿福祉課	藤原デイサービスセンター	●							
障害福祉施設	障がい福祉課	山郷重度障害者生活支援センター			●					指定管理者制度導入施設
障害福祉施設	障がい福祉課	旧員弁東保育園				●				
障害福祉施設	障がい福祉課	大安障害者活動支援センター			●					指定管理者制度導入施設
障害福祉施設	障がい福祉課	麵工房はな(藤原)				●				
障害福祉施設	障がい福祉課	オレンジ工房あげき			●					指定管理者制度導入施設
障害福祉施設	障がい福祉課	大安ぴあハウス			●					指定管理者制度導入施設
障害福祉施設	障がい福祉課	篠立きのこ園・立田農園			●					指定管理者制度導入施設
公営住宅	住宅課	いなべ中央住宅	●							
公営住宅	住宅課	員弁畑新田住宅	●							
公営住宅	住宅課	員弁松之木住宅	●							
公営住宅	住宅課	員弁石仏住宅	●							
公営住宅	住宅課	市営フォレスト大安住宅	●							
公営住宅	住宅課	大安桜の木住宅	●							
公営住宅	住宅課	大安丹生川住宅	●							
公営住宅	住宅課	大安大泉住宅	●							
公営住宅	住宅課	北勢谷坂住宅						●		令和7年度解体予定
供給処理施設	環境衛生課	員弁リサイクルセンター	●							
供給処理施設	環境衛生課	北勢粗大ごみ場	●							
供給処理施設	環境衛生課	大安粗大ごみ場	●							
供給処理施設	環境衛生課	藤原粗大ごみ場	●							
供給処理施設	環境衛生課	あじさいクリーンセンター	●							
供給処理施設	環境政策課	いなべ市環境保全センター	●							補助金適正化法により2033年まで解体不可
駅関連施設	管財課	伊勢治田駅（公衆便所）	●							
駅関連施設	管財課	大安駅（駅舎）	●							
その他	学校教育課	スクールバス運行管理センター	●							
その他	環境政策課	北勢斎場	●							
その他	障がい福祉課	ボランティア会館（旧コスモス作業所）			●					
その他	農業振興課	梅戸北自治会農業倉庫	●							
その他	管財課	旧西藤原小学校						●		解体を検討。
その他	管財課	旧白瀬小学校(体育館)				●				地元自治会へ貸付け。
その他	管財課	旧立田小学校				●				地元自治会へ貸付け。
その他	生涯学習課	旧中里小学校（郷土資料館等）				●				郷土資料館等として活用。

## 2 統廃合を検討する施設

施設区分	施設名	築年数	R 7. 4現在				今後の方向性				
			現状維持	統廃合	民間委託	廃止	現状維持	統廃合	民間委託	廃止	
市民会館	大安公民館	42	●				●				
市民会館	北勢市民会館	35	●				●				
市民会館	藤原文化センター	37	●				●				R7～R8大規模改修
市民会館	員弁コミュニティプラザ	25	●				●				
図書館	北勢図書館（北勢市民会館内）	35	●					●			
図書館	員弁図書館（員弁庁舎内）	49	●					●			
図書館	大安図書館（大安駅内）	39	●					●			
図書館	藤原図書館（藤原文化センター内）	37	●					●			
体育館	員弁運動公園体育館	41	●				●				
体育館	大安スポーツ公園体育館	46	●				●				R 7 大規模改修
体育館	大安海洋センタ一体育館	47	●				●				R 7 大規模改修
野球場	員弁運動公園野球場	29	●				●				
野球場	員弁御園グラウンド	12	●				●				
野球場	大安スポーツ公園野球場	47	●				●				
野球場	北勢其原グランド	54	●				●				
野球場	藤原第1野球場	46	●				●				
野球場	北勢中山グランド	32	●				●				
野球場	大安西部運動場	41	●				●				
武道場	大安武道場	35	●				●				
武道場	北勢武道場	43	●				●				
武道場	大安海洋センタ一武道場	47	●				●				
運動場	員弁運動公園運動場	42	●				●				
運動場	藤原運動場	37	●				●				
運動場	大安スポーツ公園運動場	47	●				●				
テニスコート	員弁運動公園テニスコート	31	●				●				
テニスコート	大安スポーツ公園テニスコート	42	●				●				
サッカー場	員弁運動公園サッカー場	29	●				●				
庁舎	北勢庁舎	47	●				●				
庁舎	員弁庁舎	49	●				●				複合化（支所・図書館・各種団体・JA）
庁舎	大安庁舎	40				●			●		解体予定
庁舎	藤原庁舎	54				●			●		R 7 解体
旧小学校	立田小学校	43	●				●				
旧小学校	中里小学校	60	●				●				
旧小学校	白瀬小学校	46	●				●				校舎棟譲渡済 体育館は維持
旧小学校	西藤原小学校	56				●			●		解体予定
消防施設	藤原コミュニティ消防センター（下野尻）	34	●						●		
消防施設	藤原コミュニティ消防センター（古田）	33	●						●		
消防施設	藤原コミュニティ消防センター（坂本）	32	●						●		
消防施設	藤原コミュニティ消防センター（市場）	25	●						●		
消防施設	藤原コミュニティ消防センター（長尾）	39	●						●		

### 3 統廃合を検討する施設の方向性(案)

#### (1)市民会館

(大安公民館、北勢市民会館、藤原文化センター、員弁コミュニティプラザ)

**「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」(平成 21 年 9 月)及び「いなべ市公共施設等総合管理計画」(令和 6 年 5 月)に基づき、それぞれまちづくりにおける地域の拠点施設として適切に維持管理を行っていくこととします。**

#### (2)図書館

(北勢図書館、員弁図書館、大安図書館、藤原図書館)

**利用状況や老朽度等を精査し、集約を検討します。**

#### (3)体育館

(員弁運動公園体育館、大安スポーツ公園体育館、大安海洋センター体育館)

##### 野球場

(員弁運動公園野球場、大安スポーツ公園野球場、北勢其原グラウンド、  
藤原第1野球場、北勢中山グラウンド、大安西部運動場)

##### 武道場

(大安武道場、北勢武道場、大安海洋センター武道場)

##### 運動場

(員弁運動公園運動場、藤原運動場、大安スポーツ公園運動場)

##### テニスコート

(員弁運動公園テニスコート、大安スポーツ公園テニスコート)

##### サッカー場

(員弁運動公園サッカー場)

**利用状況や老朽度等を精査し、地域性や利便性を考慮の上、機能集約や学校開放の利用等による代替手段を検討します。**

(4)庁舎

(北勢庁舎、員弁庁舎、大安庁舎、藤原庁舎)

**大安庁舎は、子育て拠点施設整備に伴い解体予定。**

**藤原庁舎は消防団詰所建設に伴い、令和7年度に解体予定。**

**北勢庁舎は水道部、文書統計室、環境部分室、清掃事務組合準備室、福祉バス管理室等、市の部局を横断して使用し、員弁庁舎は員弁支所、員弁図書館、JA、各種団体が使用し、複合化しております。現状維持とします。**

(5)旧藤原地区小学校

(立田小学校、中里小学校、白瀬小学校、西藤原小学校)

**立田小学校は地域の自治会が使用し、中里小学校は郷土資料館として利用しております(一部はカフェ、遊具施設として活用)、現状維持とします。**

**白瀬小学校は校舎は譲渡済で、体育館は自治会を通じて企業が活用しており、現状維持とします。**

**西藤原小学校は老朽化が進み、活用の見込みがないため、解体予定。**

(6)消防施設

(藤原コミュニティ消防センター(下野尻・古田・坂本・市場・長尾))

**統合した消防団詰所を建設することに伴い、廃止予定。**

# 財務調査課関係資料

1. 公共施設等総合管理計画の見直し・充実について	1
2. 公共施設等適正管理推進事業債について	8
3. 地方公会計関係について	14
4. 基金の積立て状況等の「見える化」の推進について	32
5. 地方単独事業(ソフト)の決算情報の「見える化」の推進について	34
6. 地方公会計の「見える化」の推進について	36
7. 地方公共団体財政健全化法の適切な運用について	38
8. 大学等を活用した地方創生の取組について	40
9. 公立大学関係について	44
10. 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について	46

令和7年1月24日  
総務省自治財政局財務調査課

## 2 公共施設等適正管理推進事業債について

# 公共施設等適正管理推進事業

## 公共施設等の適正管理

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

## 公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要

- ① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等の減少する場合に限る

- (1) 集約化・複合化に係る施設の整備事業

- (2) **集約化・複合化等に伴う施設の除却事業(機能統合等に伴うものを含む)** 【R7拡充】

- ② 長寿命化事業

- ・ 公公用の建築物

施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

- ・ 社会基盤施設

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業)

道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設

- ③ 転用事業

- ④ 立地適正化事業

- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

- ⑥ 除却事業

【充当率】90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

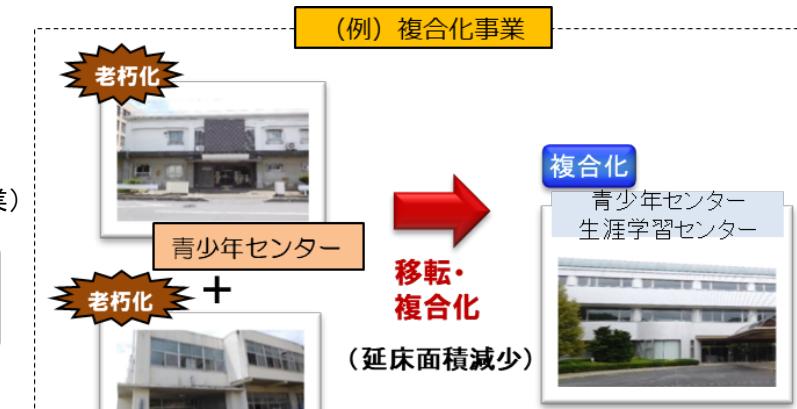
- ① : 50%((2)は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象)

- ②～⑤: 財政力に応じて30～50%

- ⑥: 交付税措置なし

【事業期間】令和8年度まで

【令和7年度事業費】5,000億円



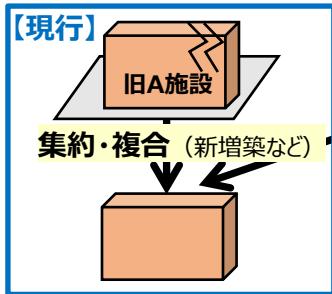
# 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

## 概要

地方公共団体が公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業について、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業:充当率90%、交付税措置率50%、令和8年度まで)の対象に追加

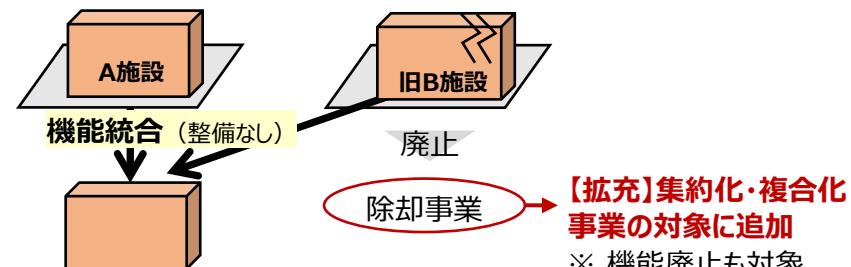
## 対象事業

### (1)施設の整備を行い、複数の施設を統合する場合



※ 国庫補助や他の事業債を活用して施設整備し、統合する場合も対象

### (2)施設の整備を行わず、複数の施設の機能を統合する場合



※ 機能廃止も対象

## 要件

以下の要件をすべて満たす事業

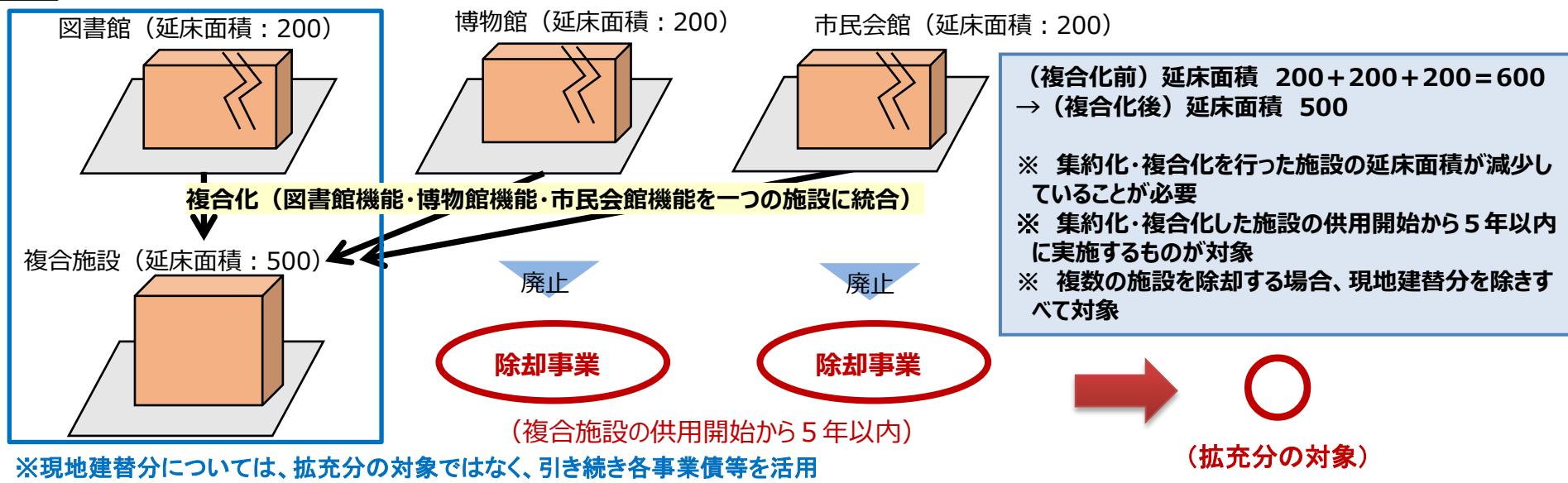
- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② (1)の場合:集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内に実施するものであること  
(2)の場合:除却予定の施設の供用廃止から5年以内に実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積(非建築物の場合は維持管理費等)が減少すること ※(1)に限る

## 留意事項

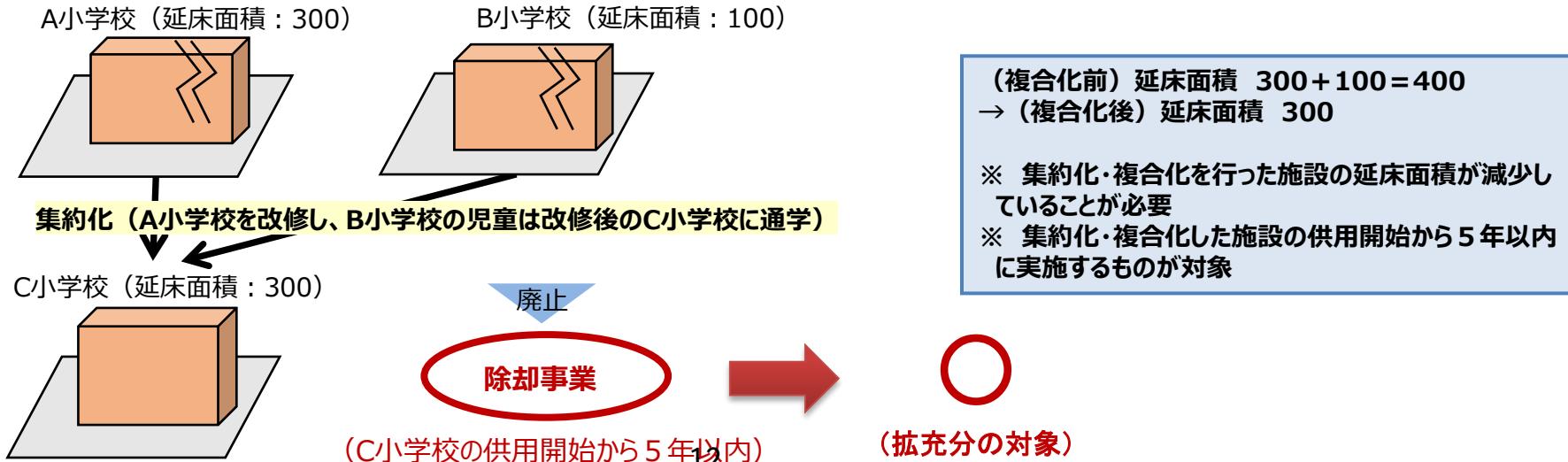
- 経過措置として、令和6年度以前に集約化・複合化等した施設については、5年超経過したものも対象とする。
- 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の除却事業については対象外。
- 国庫補助や他の事業債を活用した集約化・複合化事業に伴って実施する除却事業も対象とする。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業も対象とする。
- 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする。

# 対象となる事業例

## 事例1 施設を新築して集約化・複合化することに伴い、旧施設を除却する場合



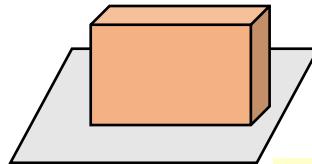
## 事例2 施設を改修して集約化・複合化することに伴い、旧施設を除却する場合



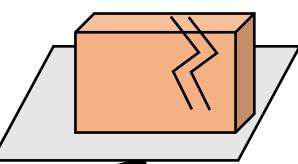
# 対象となる事業例

## 事例3 施設の整備を実施せず、機能統合することに伴い、旧施設を除却する場合

A公民館（延床面積：200）



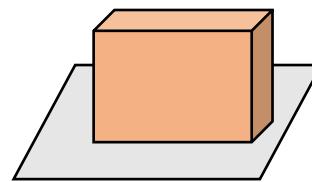
B公民館（延床面積：100）



機能統合

(統合後の施設について特段の整備を実施せず、B公民館の利用者が新A公民館を利用)

新A公民館（延床面積：200）



廃止

除却事業

(B公民館の供用廃止から5年以内)

※ 統合に伴い整備を実施しない場合であっても、機能統合に伴う除却であることが判別できるよう公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に位置づけることが必要

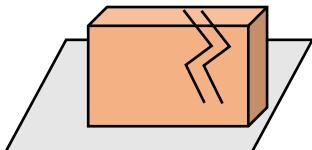
※ 機能統合の場合、除却を予定する施設の供用廃止から5年以内に除却を実施するものが対象



(拡充分の対象)

## 事例4 施設の機能を廃止し、除却する場合

A公民館（延床面積：100）



廃止

※ 機能廃止に伴う除却であることが判別できるよう公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に位置づけることが必要

※ 機能廃止の場合、除却を予定する施設の供用廃止から5年以内に除却を実施するものが対象

除却事業



(拡充分の対象)

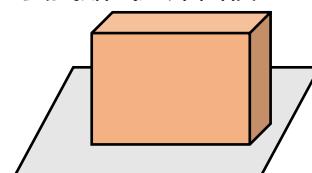
## (参考)移転建替する場合

A公民館（延床面積：100）



移転建替（A公民館と同じ機能のものを別の場所に建替）

新A公民館（延床面積：80）



廃止

除却事業



(拡充分の対象外)

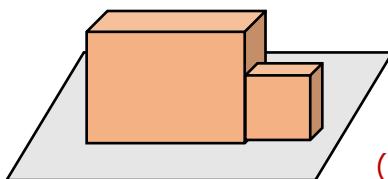
## 対象となる事業例

### 事例5 過去実施した施設の集約化・複合化等に伴い、今後旧施設を除却する場合(経過措置の考え方)

A廃棄物処理施設（延床面積：200） B廃棄物処理施設（延床面積：100）



C廃棄物処理施設（延床面積：280）



廃止

除却事業

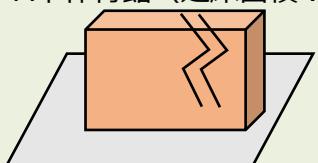
(R7年度に実施 ※集約化から5年超経過)

※ 令和6年度以前に集約化・複合化等した場合（公適債を活用せずに施設整備した場合や機能統合等をした場合を含む）、5年超経過しているものであっても、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき今後実施する除却事業は拡充分の対象

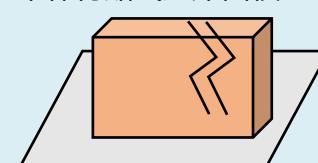
(拡充分の対象)

### 事例6 複数団体で実施する集約化・複合化に伴い、旧施設を除却する場合

A市体育館（延床面積：300）

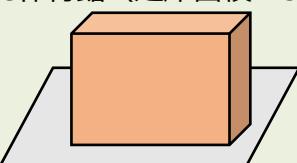


B市体育館（延床面積：100）



集約化 (A市体育館とB市体育館をA市に新設するC体育馆に統合)

C体育馆（延床面積：350）



連携協約等

A市

除却事業

B市

※ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業については、連携協約や協定等に基づいて実施する場合は拡充分の対象

(拡充分の対象)

# **いなべ市こども・子育て拠点施設整備 基本構想**

いなべ市

令和7年 6月

## 目 次

第1章 基本構想策定にあたって	2
1 基本構想策定の背景と趣旨	2
2 市の上位計画等との関係	3
第2章 いなべ市における子育て環境を取り巻く現状	4
1 人口動態等の推移	4
2 屋内の子育て支援施設の現状と課題	9
第3章 複合的こども・子育て拠点施設整備に向けた基本的な考え方	11
1 市民ニーズを踏まえた複合施設の役割	11
2 複合施設に求められる役割	14
3 基本理念	15
4 施設整備の考え方	16
5 施設整備の場所	16
6 施設の規模	17
7 利用対象者の範囲	17
8 施設の名称	17
第4章 概算事業費、施設整備スケジュール	18
1 概算事業費	18
2 施設整備スケジュール	18
3 計画管理等	19
第5章 管理運営の方向性	20
1 運営の基本的な考え方	20
2 管理運営形態	20

# 第1章 基本構想策定にあたって

## 1 基本構想策定の背景と趣旨

近年の人口減少及び少子高齢化の進行等により、家庭を取り巻く環境が変わり、地域とのつながりが希薄になるなど、わが国の子育て環境は大きく変化しています。また、共働き世帯の増加など、子育て世代の働き方の変化に伴って、仕事と子育ての両立が難しくなり、こどもや子育て支援に対するニーズは非常に多様化しています。

国では、こうした背景を受け、令和5年4月にこども基本法が施行されるとともに、同年12月にこども大綱が閣議決定されるなど、すべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。

いなべ市においても、すべての子育て世帯に寄り添い、子どもの成長や発達の過程に応じたきめ細やかな支援を切れ目なく行うために、令和7年3月に「こどもまんなか 笑顔はじける学びと育みのまち いなべ」を基本理念とした「第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体でこどもや子育てを支え合うまちづくりを目指して、様々な取組を実施しています。

こうした中、かねてより、こどもたちが天候に左右されず安心して遊ぶことができる場所や仲間同士の交流・学びを味わえる場所、子育て世代がゆったり集いやすらげる場所がほしいという要望が多く寄せられていました。

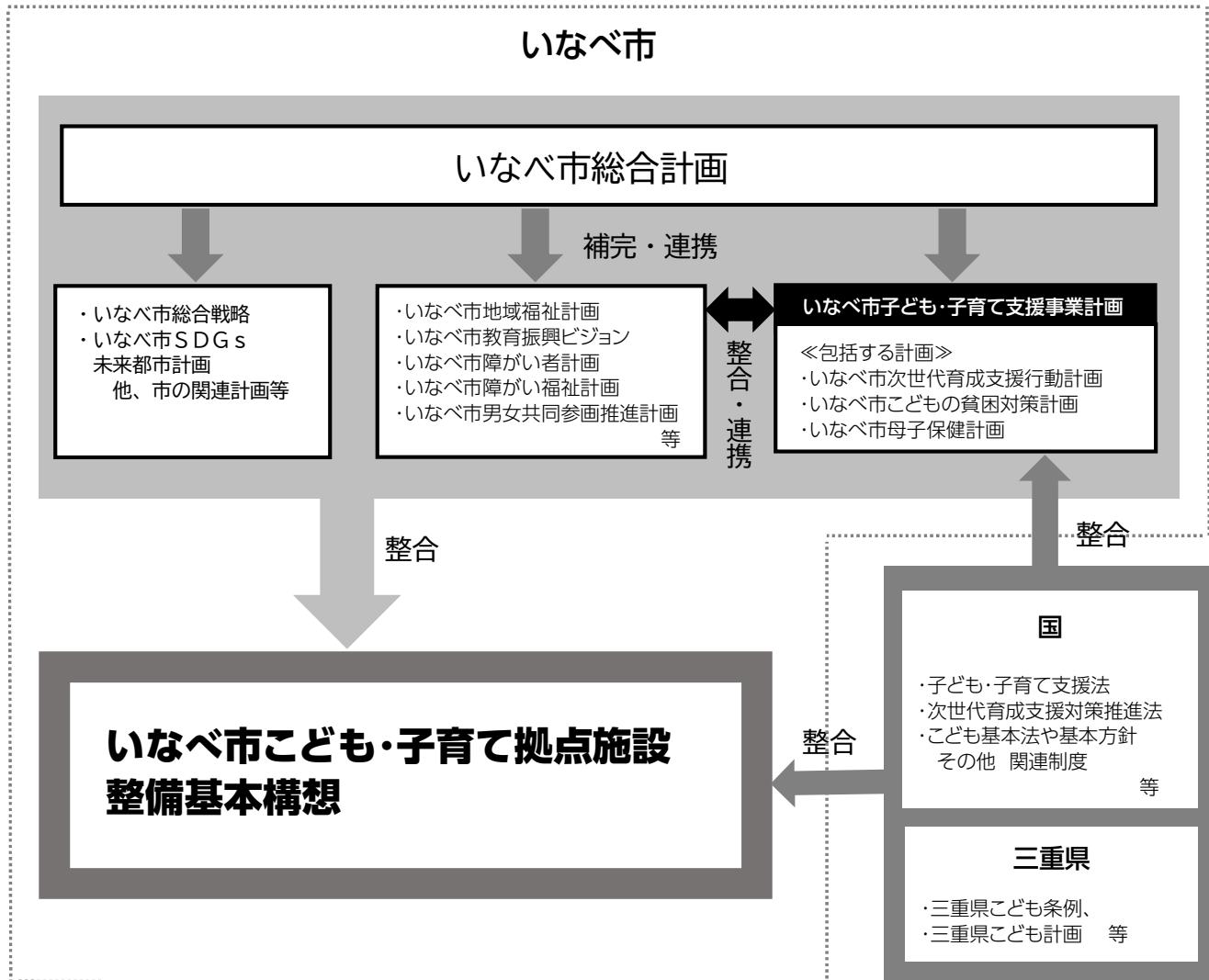
このような状況を踏まえ、子どもの多様な経験は、身体的・精神的な成長や五感の発達を促すとともに、創造力と豊かな感性、自ら考え判断し実行する主体性を育むことにつながるという観点やさらなる子育て支援の必要性の観点から、地域の宝であるこどもたちを地域全体で育していくために、「親子が気軽に集え、安心できる場所」、「天候に関わらず気兼ねなく過ごせる場所」、「多様な遊び、学びを体験できる場所」「地域とのつながりを感じることができる場所」の整備が最も重要な課題です。これらの課題を踏まえ、子どもの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供するための場として、また、保護者が安心して過ごせる子育て支援の拠点としての役割を持つ「こども・子育て拠点施設」を整備することとします。

本施設の施設整備の指針とするため、本市におけるこども・子育てを取り巻く現状と課題を整理し、施設整備の基本理念や基本方針、施設の基本的な機能や規模、整備スケジュール等備えるべき機能の方向性などを示す基本構想を策定します。

## 2 市の上位計画等との関係

本基本構想は、いなべ市総合計画を最上位計画とし、他の関連する計画等との整合を図るものとします。

【計画の位置付け】



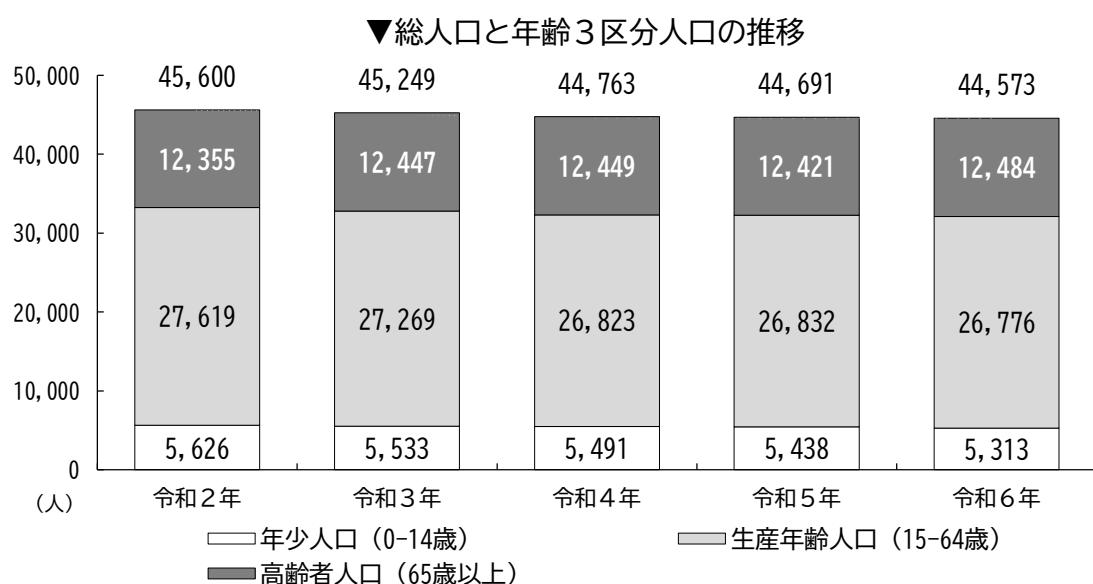
## 第2章 いなべ市における子育て環境を取り巻く現状

### 1 人口動態等の推移

#### (1) 人口、世帯等の状況

##### ①総人口・年齢3区分別人口の推移

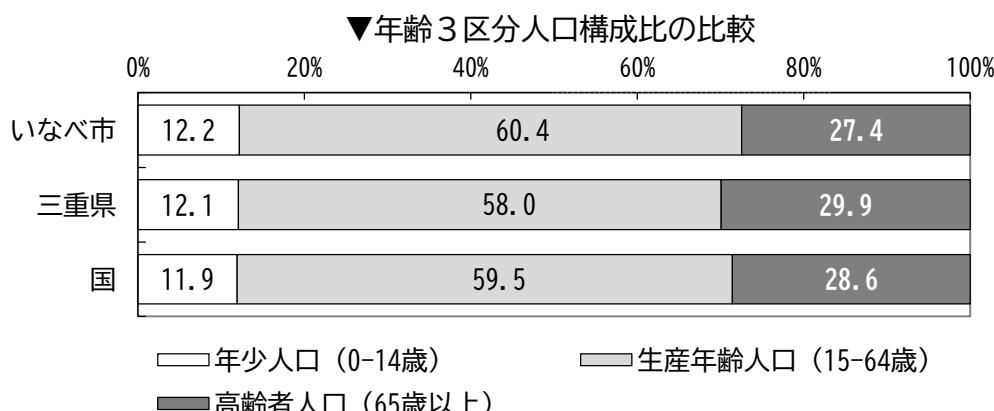
本市の総人口は、令和2年の45,600人から令和6年の44,573人へ、ほぼ横ばいながら緩やかな減少で推移しており、年齢3区分人口で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向、一方、高齢者人口（65歳以上）は、増加傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

##### ②年齢3区分別人口の比較

令和2年国勢調査の年齢3区分人口構成比を国、県と比較すると、年少人口割合は12.1%と国、県とほぼ同率となっています。

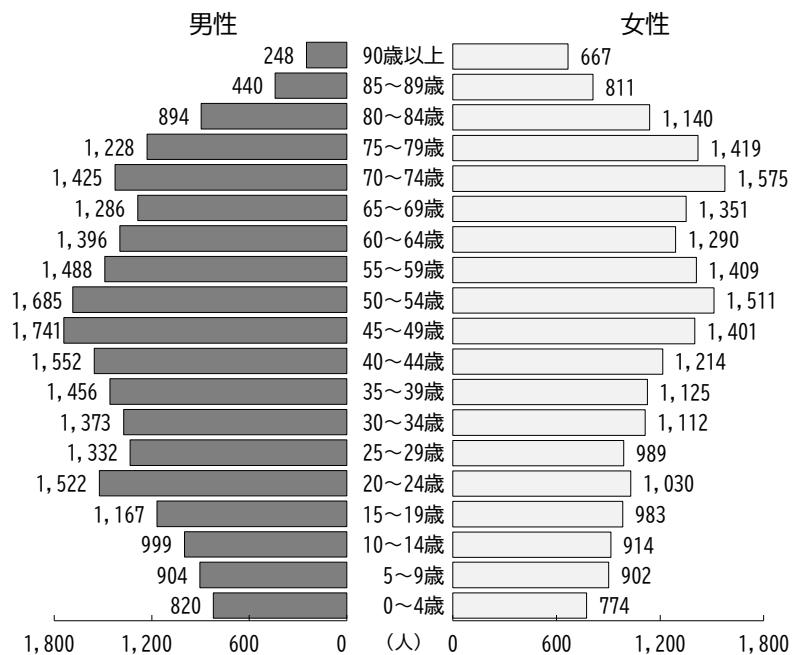


資料：令和2年国勢調査

### ③人口ピラミッドでみる人口構造

本市の人口構造を5歳階級別の人ロピラミッドでみると（令和6年4月1日現在）、男性では45～49歳（1,741人）、女性では70～74歳（1,575人）の層が多くなっています。また、20代から40代の女性が男性に比べて少ない特徴がみられます。

▼人口ピラミッドでみる人口構造

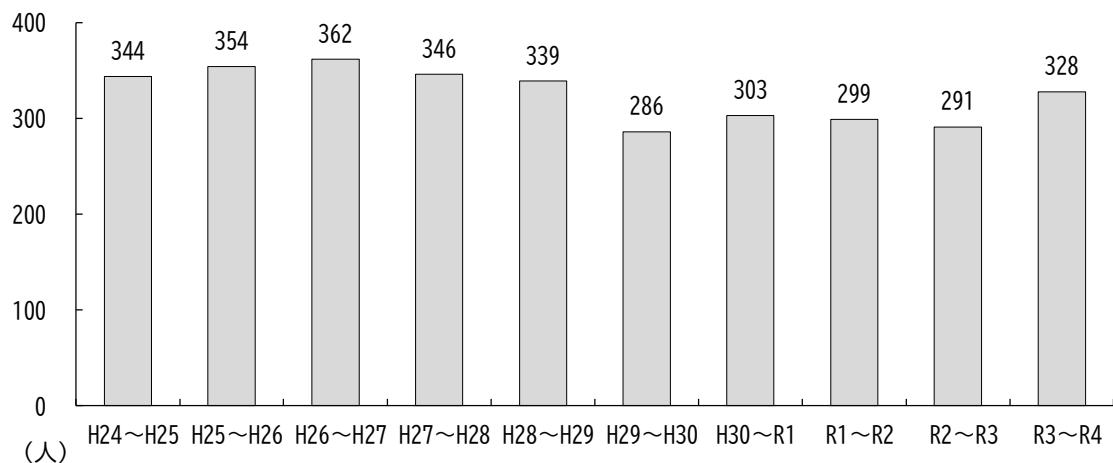


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

### ④出生数の推移

出生数の直近の推移をみると、おおむね300人前後で推移していますが、暦年でみると緩やかな減少傾向がみられます。

▼出生数の推移

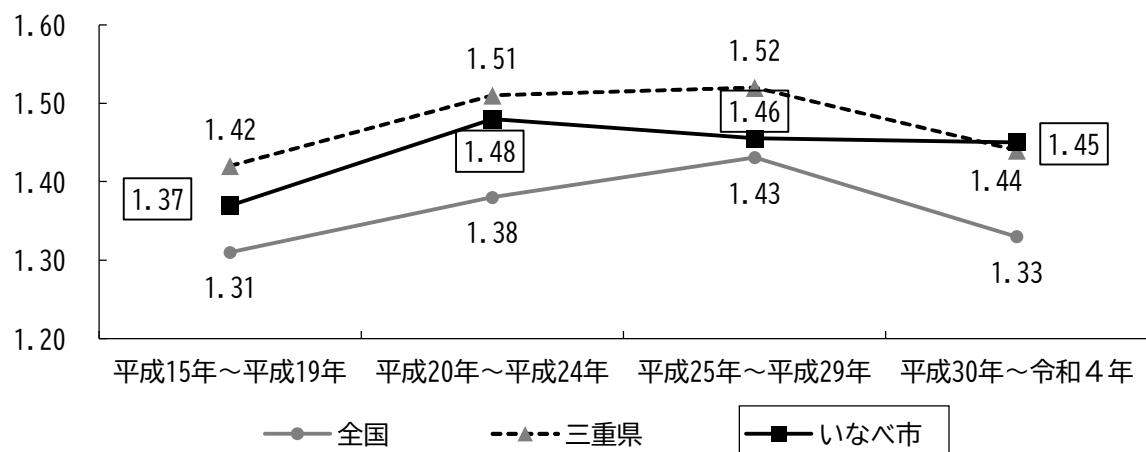


資料：三重県政策企画部統計課「月別人口調査」（各年10月1日～翌年9月30日）

## ⑤合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に何人のこどもを産むかの平均）の推移をみると、国を上回って推移し、平成30年～令和4年では県と同水準程度の1.45となっています。

▼合計特殊出生率の推移

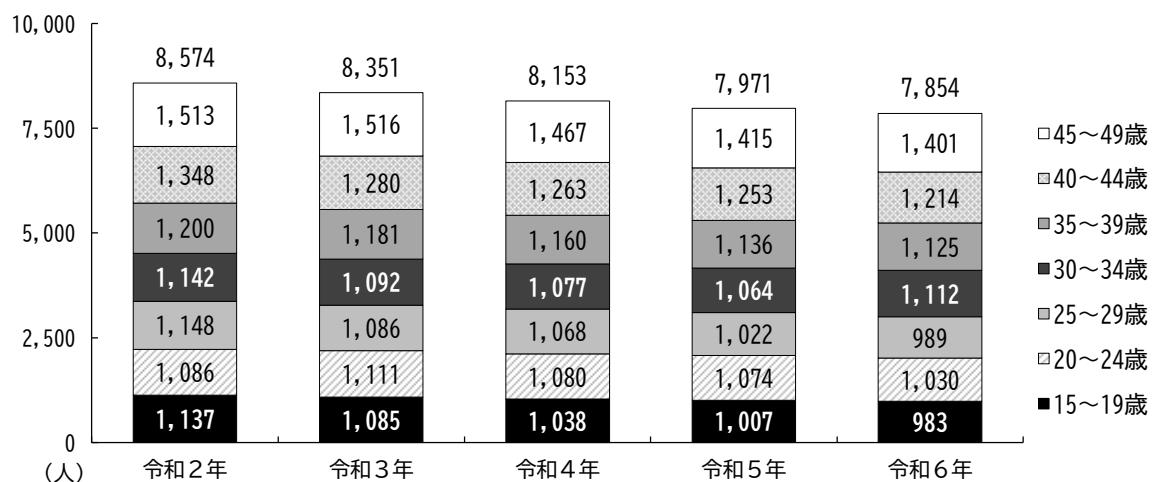


資料：人口動態保健所・市町村別統計

## ⑥女性人口の推移

合計特殊出生率の対象となる15～49歳の女性人口の直近の推移をみると、は令和2年の8,574人から令和6年の7,854人へ減少傾向で推移しています。

▼女性人口（15～49歳）の推移

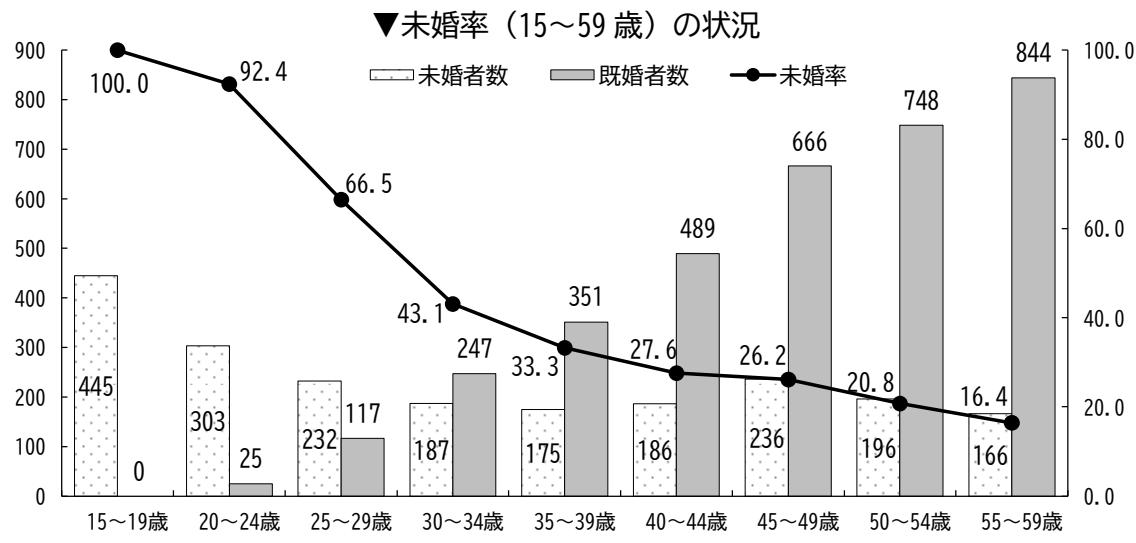


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ⑦未婚率の状況

年齢別の未婚者・既婚者数をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。

未婚率についても、20代後半では未婚者が66.5%を占めますが、30代前半では43.1%、30代後半では33.3%に減少しています。

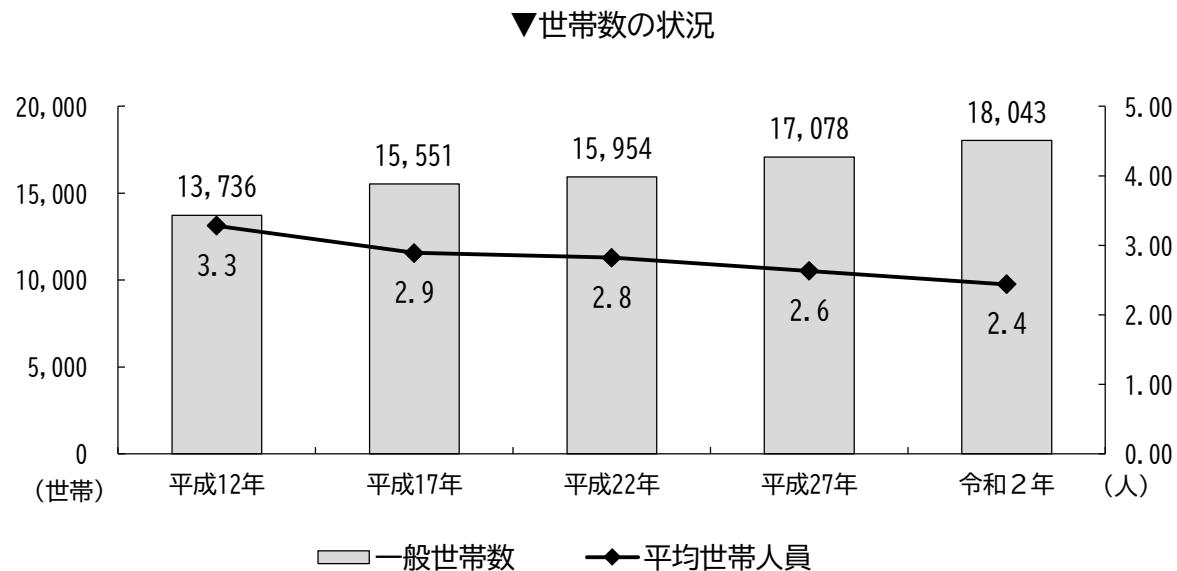


資料：令和2年国勢調査

## (2) 世帯の状況

### ①世帯数の状況

本市の世帯数をみると、平成12年の13,736世帯から増加傾向で推移し、令和2年では18,043世帯となっています。平均世帯人員は平成12年では1世帯あたり3.3人でしたが、令和2年には1世帯あたり2.4人となっています。

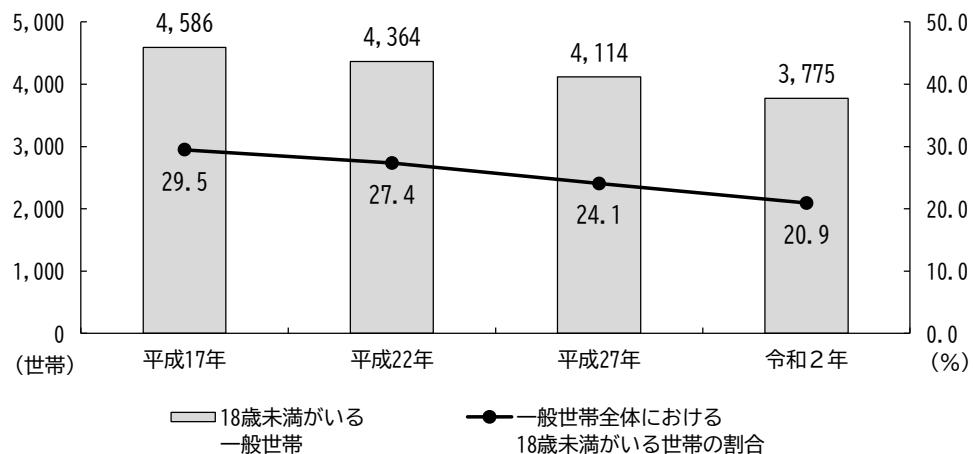


資料：国勢調査

## ②こどもがいる世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯は、平成17年の4,586世帯から減少傾向で推移し、令和2年には3,775世帯となっています。また、一般世帯全体における「18歳未満がいる世帯」の割合は、平成17年の29.5%から令和2年には20.9%に減少しています。

▼18歳未満のこどもがいる世帯の推移

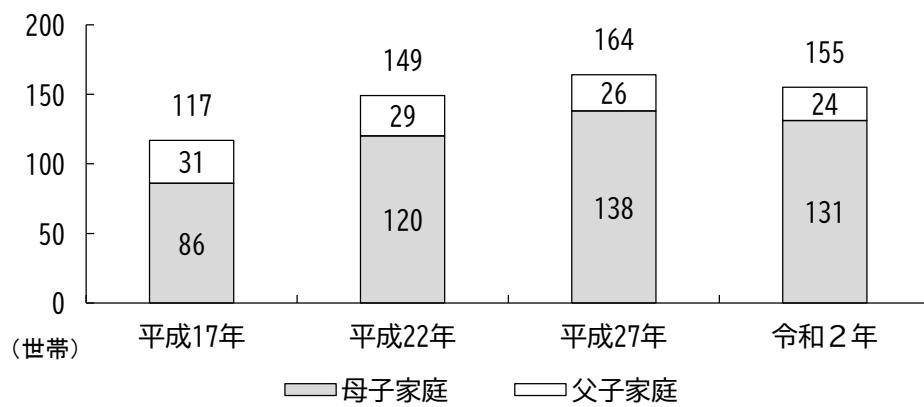


資料：国勢調査

## ③ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成27年まで増加傾向にありましたが、令和2年には若干減少して155世帯となっており、うち母子家庭131世帯、父子家庭は24世帯となっています。

▼ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

## 2 屋内の子育て支援施設の現状と課題

### (1) 屋内の子育て支援施設の現状

本市のこども・子育てに係る施設について、子育て支援センターは市内旧町単位に分散して5ヶ所あります。

また、市内に一時預かりをしているこども園は11園、保育園は2園あります。

#### ▼子育て支援センターの場所



## (2) 屋内の子育て支援施設の課題

本市では、子育て支援施設として、子育て支援センターを保有していますが、対象年齢や利用時間などに制限があります。

また、近年、子育て支援施設に求められる機能が多様化する中で、体験などの「学び」の機能が配置されている施設がない現状にあります。

なお、現在、市内に児童館はありません。

以上の課題を解決するため、集い、遊べる、学べる機能を有する複合的な子育て支援の拠点施設を整備する必要があると考えます。

## 第3章 複合的こども・子育て拠点施設整備に向けた基本的な考え方

### 1 市民ニーズを踏まえた複合施設の役割

#### (1) 市民ニーズの把握

こども・子育て拠点施設の整備を検討するに当たり、この施設が担うべき役割についての市民ニーズを把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

調査等区分	第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査
対象	就学前児童の保護者・就学児童の保護者
実施時期	令和6年2月
結果の概要 (自由意見 で多かった 内容)	<p>【就学前児童の保護者】こどもの居場所として必要な施設・場所について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公園の増設・整備 (例：広場のある公園、気軽に遊べる公園)</li><li>・屋内で遊べる施設の設置 (例：雨の日でも遊べる施設、土日祝に利用できる遊び場)</li><li>・地域全体の交流ができる場所の確保 (例：親子で集まれる場所、こどもと高齢者が共に集まれる場所)</li><li>・スポーツや運動ができる場の提供 (例：こどもが自由に走り回れる広場、運動できる屋内施設)</li><li>・こどもが安全に遊べる環境の確保 (例：安全な遊び場、獣害のない遊び場)</li><li>・文化・学習施設の充実 (例：自習室の整備、図書の蔵書を増やしてほしい)</li></ul> <p>【就学児童の保護者】こどもの居場所として必要な施設・場所について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公園の増設・整備 (例：安全に遊べる公園夏場に安心して水遊びできる公園、プレーパーク)</li><li>・屋内で遊べる施設の設置 (例：雨の日でも遊べる施設、土日祝に利用できる遊び場、児童館)</li><li>・地域全体の交流ができる場所の確保 (例：親子で集まれる場所、放課後に集まれる場所)</li><li>・スポーツや運動ができる場の提供 (例：自由に運動できる広場、放課後や長期休暇で活用できる運動施設)</li><li>・こどもが安全に遊べる環境の確保 (例：安全な遊び場、獣害のない遊び場)</li><li>・文化・学習施設の充実 (例：図書館の拡充、学習・自習スペース)</li><li>・長期休暇中の居場所の確保 (例：図書館、長期休みでもこどもが遊べる施設、柔軟に利用できる学童)</li></ul>

調査等区分	こども・子育て拠点施設に関するアンケート調査																		
対象	市内子育て支援センター利用者（114人）																		
実施時期	令和7年5月2日（金）～5月16日（金）																		
結果の概要	<p>こどもの居場所として必要な施設・場所について（3つまで選択）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・場所</th> <th>選択数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全天候型（屋内）の子どもの遊び場・学び場</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>地域の自然と触れ合える屋外エリア</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>中高生が利用できる学習のスペース</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>こどもの成長を助ける多世代交流・地域活動のスペース</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>絵本、児童図書館</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>プログラミング等のデジタル体験ができるスペース</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>一時預かりや産後ママが集えるスペース</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	施設・場所	選択数	全天候型（屋内）の子どもの遊び場・学び場	103	地域の自然と触れ合える屋外エリア	65	中高生が利用できる学習のスペース	60	こどもの成長を助ける多世代交流・地域活動のスペース	17	絵本、児童図書館	16	プログラミング等のデジタル体験ができるスペース	15	一時預かりや産後ママが集えるスペース	4	その他	1
施設・場所	選択数																		
全天候型（屋内）の子どもの遊び場・学び場	103																		
地域の自然と触れ合える屋外エリア	65																		
中高生が利用できる学習のスペース	60																		
こどもの成長を助ける多世代交流・地域活動のスペース	17																		
絵本、児童図書館	16																		
プログラミング等のデジタル体験ができるスペース	15																		
一時預かりや産後ママが集えるスペース	4																		
その他	1																		
こどもの居場所について、自由意見で多かった内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内外で遊べる環境の充実 (例：木のぬくもりを感じられる遊具や設備、水遊びや砂場の設置)</li> <li>・利用時間の拡充 (例：土日祝日、長期休暇期間、夕方まで遊べる)</li> <li>・幅広い年齢層が利用できる環境 (例：年齢別エリア、乳児から小学生まで一緒に遊べる、中高生向け学習スペース)</li> <li>・親子で過ごせる空間の提供 (例：飲食、休憩スペースなど)</li> <li>・アクセス、立地の良さ (例：公共交通機関で行きやすい、こどもが多い地域に設置)</li> <li>・学習・プログラミングを学べる環境の整備 (例：PCやタブレットを活用できる学習エリア、プログラミングを学べる機会)</li> <li>・防災や安全面の考慮 (例：ミルク・おむつ・非常食などの設備の充実、明るく安全な設計)</li> </ul>																		

調査等区分	こども・子育て拠点施設に関するアンケート調査																		
対象	木育キャラバン in いなべ、Inabe Green Lab. 2025 参加者（249人）																		
実施時期	令和7年5月31日（土）～6月1日（日）																		
結果の概要	<p>こどもの居場所として必要な施設・場所について（3つまで選択）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・場所</th> <th>選択数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全天候型（屋内）のこどもの遊び場・学び場</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>地域の自然と触れ合える屋外エリア</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>一時預かりや産後ママが集えるスペース</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>絵本、児童図書館</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>子どもの成長を助ける多世代交流・地域活動のスペース</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>中高生等が利用できる学習のスペース</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>プログラミング等のデジタル体験ができるスペース</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全天候型（屋内）のこどもの遊び場・学び場</li> <li>▪ 地域の自然と触れ合える屋外エリア</li> <li>▪ 一時預かりや産後ママが集えるスペース</li> <li>▪ 絵本、児童図書館</li> <li>▪ 子どもの成長を助ける多世代交流・地域活動のスペース</li> <li>▪ 中高生等が利用できる学習のスペース</li> <li>▪ プログラミング等のデジタル体験ができるスペース</li> <li>▪ その他</li> </ul>	施設・場所	選択数	全天候型（屋内）のこどもの遊び場・学び場	187	地域の自然と触れ合える屋外エリア	95	一時預かりや産後ママが集えるスペース	66	絵本、児童図書館	62	子どもの成長を助ける多世代交流・地域活動のスペース	62	中高生等が利用できる学習のスペース	32	プログラミング等のデジタル体験ができるスペース	32	その他	1
施設・場所	選択数																		
全天候型（屋内）のこどもの遊び場・学び場	187																		
地域の自然と触れ合える屋外エリア	95																		
一時預かりや産後ママが集えるスペース	66																		
絵本、児童図書館	62																		
子どもの成長を助ける多世代交流・地域活動のスペース	62																		
中高生等が利用できる学習のスペース	32																		
プログラミング等のデジタル体験ができるスペース	32																		
その他	1																		
こどもの居場所について、自由意見で多かった内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内外で遊べる環境の充実 (例：真夏や雨の日でも過ごせる全天候型の屋内施設、巨大アスレチック)</li> <li>・自然のなかでのびのび遊べる環境の充実 (例：自然の中で心豊かに育つ環境づくり、水遊びや自然体験ができる公園)</li> <li>・幅広い年齢層が利用できる環境 (例：兄弟で楽しめる場所、こども食堂のような地域で支え合える場所)</li> <li>・イベント数の増加と参加しやすさの改善 (例：定期的な遊びや自然体験イベントの開催、保育園に情報を届ける工夫)</li> <li>・安全で気軽に游べる遊び場の確保 (例：駐車場の整備、予約不要、人が集まりすぎず安心して遊べる環境)</li> </ul>																		

## 2 複合施設に求められる役割

各調査等により把握した市民ニーズを基本として、現状の課題や複合施設に求められる役割を以下のとおり整理しました。

- ・近年、温暖化の影響により、全国的に夏場以外の時期でも猛暑日が増加しており、こうした気象条件の中、現在のこどもたちは屋外で遊ぶことが大変困難な状況にあります。
- ・本市が令和6年2月に実施した「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査、市内子育て支援センター利用者を対象にしたアンケート調査及び木育キャラバンinいなべ参加者を対象にしたアンケート調査の結果から、子どもの遊び場の整備に関するニーズが高く、特に屋内型の遊び場への要望が大変高いことが明らかになりました。
- ・令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」においては、地方公共団体に地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出し、こどもたちにとって生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の基盤を作ることとされています。
- ・幼児期運動指針（平成24年3月、文部科学省）においても、幼児期の遊びを中心とする身体活動は、体力や運動能力の向上、意欲的な心の育成や社会適応力の発達などのために重要とされています。
- ・こどもたちの心を育む場所として欠かせない場のひとつである市内の図書館について、本市には旧町単位で図書館を運営していますが、各図書館の建物の老朽化などの課題もあり、市内中央図書館の整備を望む声が寄せられています。
- ・市内において核家族化が進む中、一時預かりや子育て支援事業などへのニーズがとても高まっています。

これらの背景や市民のニーズ等を把握整理し、検討した結果、以下の3つの機能を融合した複合施設、知的好奇心を醸成し新たな発見や出会いを創造する施設の設置を目指していくこととします。

○こどもたちの遊びや学びを通して夢や生きる力を育み、こどもたちの健やかな成長を支える体験型のこども施設機能

○本や絵本とのふれあいを通して心を育み、あらゆる世代の市民の知恵袋となる図書館施設機能

○様々な世代の人々との交流を通して安心できる心を育み、地域で子育てを支える温かで居心地のよい子育て支援施設機能

### 3 基本理念

上位計画等や各調査等により把握した市民ニーズや現状での課題等を踏まえ、施設整備にあたり、次の基本理念と施設整備の基本方針を掲げました。

地域の未来を担うすべてのこどもたちが、限りない夢と創造力を持ち、健やかに成長していくために、子育てに携わる誰もがいきいきと輝いて安心して子育てができる、恵まれた環境の中でこどもたちがのびのびと過ごすことができる子育て支援の拠点となる施設として本施設を整備します。

#### **基本理念**

#### **つどい つながり はぐくむ みんなの居場所**

**～こどもが輝く 未来を創る～**

#### **施設整備の基本方針**

「親子が気軽に集える場所、天候に関わらず気兼ねなく過ごせる場所、地域とのつながりを感じることができる場所、遊びや学び、体験を通じてこどもたちが成長できる場所」を施設整備のコンセプトとし、次の5つを基本方針として定めます。

##### **○こどもの創造性を育むおもちゃ・絵本・デジタルを融合させた一体的な施設整備**

木のおもちゃを中心とした玩具、こどもたちの読書のきっかけづくりを目指す絵本、児童書等を中心とした「こども図書館」、そこにデジタル技術を融合させることで、こどもたちの好奇心を刺激し新たな発見や挑戦につなげます。こどもたちの新たな創造の体験を通じて、夢や興味の追及を応援する施設を整備します。

##### **○「集い・遊び・学び」を実現するこどもたちのための拠点整備**

こどもの持つ無限の可能性を大切にし、集い、遊び、学びながらこどもたちが成長できる場所、人と人との関わり合いながら地域で子育て支援ができる拠点を整備します。

##### **○木の温もりを感じる木育拠点の整備**

木の温もりを感じながら、「触れ、感じる」、「創り、楽しみ、学ぶ」、「知り、理解し、行動する」など、こどもの豊かな感性の発達を促し、豊かな心を育むことのできる木育拠点を整備します。

##### **○地域のつながりで子育てを応援する子育て支援拠点の整備**

地域のボランティアなど様々な団体が連携して、一時預かり事業や子育て支援事業などを実施し、子育て世代を応援する子育て拠点を整備します。

##### **○こども・若者に開放できる空間の整備**

中高生の学習スペースや、若者世代が利用できるスペースなど、こども・若者に開放できる空間を整備します。

## 4 施設整備の考え方

### ○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設

来館者が快適な環境を享受し、快適にサービスを受けられ、活動できる施設とするため、安全・安心を第一として、バリアフリー化はもとより、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設とします。

### ○こども・保護者の目線を重視した施設

こどもと保護者にとって、安全で快適に過ごせる施設となるよう、親子が利用しやすい空間の確保など、こどもと保護者の目線を重視した施設とします。

### ○ゾーニングや利用者動線などを工夫した施設

多くの機能を持ち、利用しやすく、かつ効率的な施設とするため、複合用途のスペースのゾーニングを工夫するとともに、利用者にとって、利用しやすい動線を確保します。

### ○環境に配慮した施設

本施設の整備に当たっては、太陽光発電や雨水利用など、環境に配慮した施設とします。

### ○まちづくりの総合的取組の考え方を取り入れた施設

こどもと保護者の多様かつ複雑な課題に対応するため、「第3次いなべ市総合計画」で検討している以下の総合的取組の考え方を取り入れた施設とします。

#### 【総合的取組事項】

- ・グリーンクリエイティブいなべの推進
- ・SDGs 未来都市いなべの推進
- ・チャレンジカーボンニュートラルいなべの推進
- ・元気みらい都市いなべの推進

## 5 施設整備の場所

整備予定地（所在地）：いなべ市大安町大井田2705番地 （旧いなべ市役所大安庁舎周辺）



## 6 施設の規模

施設本体の延床面積や駐車場等の付帯設備の面積は、必要な施設機能を整理した上で検討します。

## 7 利用対象者の範囲

市内在住のこどもとその保護者、若者を主な利用対象者とします。ただし、いなべの子育て環境の魅力を伝え移住定住の増加を図るため、市外のこどもとその保護者、若者も利用対象者とします。

## 8 施設の名称

(仮称) いなべ市こども・子育て拠点施設

今後、施設の機能が伝わりやすく、利用者が親しみを抱ける名称を検討します。

## 第4章 概算事業費、施設整備スケジュール

### 1 概算事業費

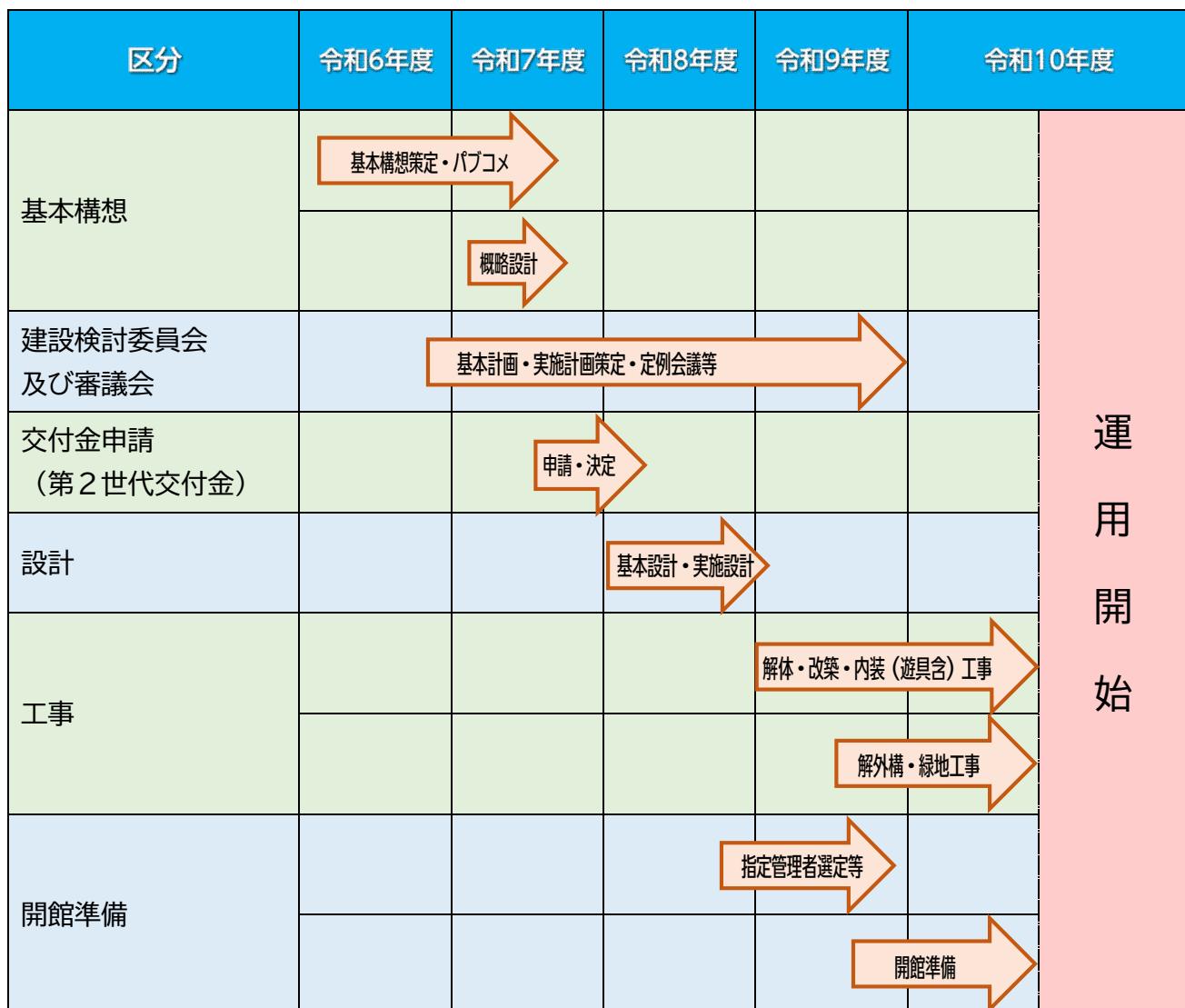
概算事業費は基本計画策定時に算出します。

区分	延床面積	概算事業費（税込）
旧いなべ市役所大安庁舎の解体	—	—
こども・子育て拠点施設の設置（新設）	—	—
合計	—	—

### 2 施設整備スケジュール

令和10年度中の開館を目指し、以下のスケジュールで整備に取り組みます。

以下は「公設民営」による事業実施を仮定したものであり、採用する事業手法により、区分や工程が変わります。



### 3 計画管理等

#### (1) いなべ市こども・子育て拠点施設整備運営検討委員会の設置

本施設の整備計画及び進捗管理、本施設の運営に関し必要な事項を検討することを目的とし、  
府内組織として、いなべ市副市長を長とする「いなべ市こども・子育て拠点施設整備検討委員会」を設置しました。

#### (2) 市民に開かれた施設整備

本施設の整備推進に当たっては、その進捗状況をホームページ等で公表していきます。

また、基本設計作成時にはパブリックコメントを実施し、広く意見を募集することとします。

併せて、学識経験者や子育て支援施設等関係者、保護者代表等により構成されている「いなべ市こども・子育て会議」に対し、施設整備事業の進捗状況を報告するとともに、設計内容及び運営方針等を諮り、様々な見地から意見をいただきながら施設整備にあたります。

## 第5章 管理運営の方向性

### 1 管理運営の基本的な考え方

基本理念に掲げる子育て支援の拠点施設として、より質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供できる施設運営を行います。

#### (1) 市民一人ひとりのニーズに応えるきめ細やかな運営

市民一人ひとりの満足度の向上を目指し、多様な利用者のニーズを踏まえた開館日時等の設定を行い、誰もが訪れやすい、利用しやすい運営を行います。

#### (2) 子育て支援のネットワークを活用した運営

子育て支援に関わる個人や団体等が持つ様々な知識や経験を連携させるためのネットワークを活用して、子育て支援の充実が図られる運営を行います。

#### (3) 民間資源を活用したより質の高い運営

本施設の専門性に関わる知識やノウハウ・技術を有する民間事業者やNPOなどと連携し、多様で質の高いサービスを提供できる運営を行います。

#### (4) 効果的かつ効率的な運営

質の高いサービスの維持と運営コストの低減の両立を図りながら、効果的かつ効率的な運営を行います。

### 2 管理運営形態の検討

管理運営の基本的な考え方を実現できる事業手法、事業主体の検討を行い、管理運営形態を決定します。

#### (1) 事業手法

公共事業の事業手法は、市の資金によって設計・建設を行う「従来方式」と、PFI法<sup>※1</sup>に基づき民間事業者が整備する「PFI方式<sup>※2</sup>」に大きく分類されます。

PFI方式を導入することで、設計、施工、維持管理、運営のコストが削減される可能性があります。また、民間事業者の知見を積極的に取り入れ、運営内容を想定した施設設計が可能になることから、利用者満足度の向上につながることが期待されます。

一方で、PFI方式の導入には、特定目的会社（SPC）の設立や運営に係る費用が必要となり、一定以上の規模でなければ、従来方式よりも財政負担が高くなる場合があります。また、事業内容、長期契約に伴うリスクの負担等につき、民間事業者の参画しやすい事業の設計を行う必要があります。

各事業手法の利点や課題を踏まえ、本施設の機能や規模を整理する過程で、適切な事業手法を検討します。

※1 PFI法：民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律

※2 PFI方式：PFI法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行うも

ので、設計・建設・維持管理・運営を一体的に行うことによる事業コストの削減や高いサービスを提供するための手法

## (2) 事業主体

公共事業の従来方式（公設）の場合、管理運営の形態としては、施設整備から管理運営までのすべてを行政が担う「公設公営」と、行政が施設整備を行い管理運営の一部又は全部を民間に委託する「公設民営」のいずれかとなります。

PFI方式の場合、「BTO<sup>※3</sup>」「BOT<sup>※4</sup>」「BOO<sup>※5</sup>」等の方式がありますが、いずれも民間事業者が管理運営を行うこととなります。

全国の類似施設における運営形態は、多くの施設で民間への管理委託や指定管理者制度、PFI方式による民間の管理運営が行われ、民間事業者やNPO、大学等によりこれまで培った専門的な知識や様々な経験、運営能力、経営ノウハウが活用されています。

これらの事例では、運営に係るコストの削減や、より質の高いサービスの提供が行われ、本施設でも同様の効果が期待されます。

以上を踏まえると、事業主体は、管理運営形態は従来方式では公設民営、又はPFI方式による民営が適切と考えますが、事業手法と併せ適切な事業主体を検討します。

※3 BTO：民間事業者が施設の設計・施工（Build）を行い、完成・引き渡し後、所有権を行政に移転（Transfer）したうえで管理運営（Operate）を行う方式

※4 BOT：民間事業者が施設の設計・施工（Build）を行い、完成後も所有権を保有したまま、管理運営（Operate）を行い、事業期間終了後に所有権を行政に移転（Transfer）する方式。

※5 BOO：民間事業者が施設の設計・施工（Build）を行い、完成後も所有権を保有したまま、管理運営（Operate）を行い、事業期間終了後も行政に譲渡せず、引き続き施設の所有権は民間事業者が保有する（Own）する方式。

# **公共施設等総合管理計画の現状と課題 (スポーツ・文化施設分)**

令和7年8月

教育委員会 生涯学習課

## 公共施設等総合管理計画の現状と課題（スポーツ・文化施設分）

### 1 いなべ市公共施設統廃合に関する答申（平成21年9月、以下「答申」といいます。）により 「統廃合」または「廃止」との結果が示された施設の進捗状況及び現状

施設分類	施設名	H21 答申	現在	現状及び課題
資料館等	郷土資料館	廃止	移転	旧中里小学校校舎へ移転し、令和5年4月に開館
	藤原岳自然科学館 (自然学習室所管)	廃止	統合	藤原文化センター内に移転
児童館	丹生川上児童館	廃止	継続	放課後児童クラブ及び地域の交流拠点として活用
図書館	北勢図書館	統廃合	継続	一部施設が老朽化によって運営に影響が出ているため、改修もしくは集約化へ向けての計画の策定が必要である。
	員弁図書館	統廃合	継続	
	大安図書館	統廃合	継続	
	藤原図書館	統廃合	継続	
体育館	北勢体育館	廃止	廃止	解体済み
	大安海洋センター体育館	廃止	継続	R7耐震補強
野球場	員弁市之原野球場	廃止	廃止	員弁御園グランド整備により廃止
	北勢其原グランド	廃止	継続	スポ少、老人会が主に利用
	北勢中山グランド	廃止	継続	スポ少、地域クラブが主に利用
	大安西部運動場	廃止	継続	スポ少が主に利用
	藤原第2野球場	廃止	廃止	自治会へ譲渡
プール	北勢プール	廃止	廃止	解体予定
	大安海洋センタープール	廃止	廃止	解体済み
武道場	北勢武道場	廃止	継続	スポ少（柔道）、一般（空手）が利用
運動場	大安スポーツ公園運動場	廃止	継続	スポ少が主に利用、夜間照明設備停止

### 2 子育て拠点施設整備に伴う周辺施設（大安スポーツ公園）の現状

施設名（築年数=R6年度末時点）	H21答申	現状	現
大安スポーツ公園体育館（S54=46年）	現状維持	継続	令和7年度大規模改修
大安スポーツ公園野球場（S53=47年）	現状維持	継続	ナイト照明設備停止（平成23年）
大安スポーツ公園運動場（S53=47年）	廃止	継続	ナイト照明設備停止（平成23年）
大安スポーツ公園テニスコート（S58=42年）	現状維持	継続	
スパーク大安（H6=30年）	現状維持	継続	
温水プール（R6=1年）	新設（R6）	継続	

### 3 類似団体との比較

本市は、表1の文化・スポーツ施設の類似団体比較からも明らかのように、全体的に類似団体平均値を上回る施設を保有しており、特に図書館と野球場については、類似団体平均を大きく上回っている。

表1 文化・スポーツ施設の類似団体比較

団体名	公会堂・市民会館	図書館	体育館	野球場	プール
いなべ市	3	4	3	7	2
類似団体の平均値	1.9	1.8	4.8	2.5	1.4

※類似団体の施設数の出典：令和5年度公共施設状況調査（企画部財政課提供）

※類似団体：いなべ市と同じ類似団体（人口、産業構造で分類される）の市

### 4 現状から見る課題及び今後の方向性

#### (1) 図書館

平成21年度の答申において「統廃合」との答申を受けて「いなべ市公共施設等総合管理計画【改訂版】」にて、「市民からの要望に合わせながら集約していきます。」と今後の方針を示したが、現段階まで統廃合には至っていない。

地域に根差した図書館サービスが今後さらに市民に広く利用され、知の拠点としての役割を果たすために、集約（統廃合）を含めた検討を行います。

#### (2) 野球場

現在の大安スポーツ公園の現状について、大安スポーツ公園体育館は、令和7年度に耐震補強、長寿命化工事を実施予定であるが、その他温水プールを除いた施設は、整備後30～40年を経過しており、老朽化が進んでいるため、今後の維持管理の方向性を検討する必要があります。

その中で、大安スポーツ公園野球場については、類似施設がほかに2か所（員弁運動公園野球場、藤原第1野球場）あり、各種大会（スポーツ協会、スポーツ少年団、軟式野球協会、民間企業等）開催における利用のほかに、定期的な試合（軟式野球協会リーグ戦等）や一般団体の利用があります。

また、主にスポーツ少年団が利用する「野球場兼用グラウンド」が4か所（北勢其原、北勢中山、員弁御園、大安西部）あり、計7か所を管理、運営しています。

またナイター照明のある施設は員弁運動公園野球場、藤原第1野球場で、大安スポーツ公園野球場は近隣の大安スポーツ公園運動場と共に平成23年度からナイター照明設備を使用停止しています。

その他、野球ができるナイター照明が設置されているグラウンドは員弁運動公園運動場と阿下喜小学校グラウンドです。

今回の子育て拠点施設の整備検討に合わせて大安スポーツ公園周辺施設の今後の管理運営方法について、近隣市町の状況を比較しながら、今後の適切な管理方法に向けて検討します。



# いなべ市公共施設統廃合に関する答申

平成21年9月

いなべ市行政改革推進委員会

## 目 次

はじめに	1
1. いなべ市の将来像	2
公共施設統廃合のイメージ図	4
2. いなべ市の現状	5
(1) 財政面での現状	5
(2) 類似団体との比較	6
3. 行政改革推進委員会としての公共施設統廃合の見直し方針	7
4. 施設分類ごとの統廃合案	9
5. 施設ごとの検討結果一覧表	13
6. 参考資料	
(1) 検討対象施設の現状	14
(2) 施設の性質分類と料金設定の考え方のイメージ図	16
7. いなべ市行政改革推進委員会審議の経過	17

## はじめに

いなべ市は平成17年に「いなべ市行政改革集中プラン」(平成17年度から平成21年度)、平成19年に「いなべ市行政改革大綱」を策定し、着実に行政改革を推進してきました。

平成15年12月に北勢町・員弁町・大安町・藤原町の4町が合併し誕生したいなべ市は、合併により190を超える公共施設をかかることとなり、重複・類似した施設の維持および運営が、本市の大きな財政的負担となっています。

平成18年7月に設置されたいなべ市行政改革推進委員会では、いなべ市の公共施設のあり方について熱心な議論を行ってきました。

合併して5年が経過し、合併特例債や交付税の合併特例措置適用期間を考え合わせてみても、公共施設の統廃合は、今後増大する市民の福祉等のニーズに十分に対応するためにも急務といえます。

また、昨年の世界同時不況による急激な財政悪化に対応し、市民が安心できる安定した行財政運営を行うためには、早急に公共施設の統廃合の計画を実施することが求められています。

本答申は本推進委員会の審議をまとめたものであり、いなべ市が今後、安心・安全で自立した都市として生き抜いていくにあたっての一標となることを強く願います。

平成21年9月

いなべ市行政改革推進委員会  
会長 丸山康人

## 1. いなべ市の将来像

いなべ市の総合計画では、「人とまちが健康で生命力にあふれた姿」を目指しています。

このようなまちづくりを実現するためには、旧町で整備された公共施設の「選択と集中」を行いながら、地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを行う必要があります。

いなべ市の総合計画を策定する際に実施した市民アンケートで将来のまちへの期待を調査したところ「緑地や田園風景を大切にした田園都市」が37.5%と最も高く、次いで「優しさあふれる、心あたたかな福祉のまち」が32.8%、「住宅スペースにゆとりがあり、道路・街路樹など生活環境が整備された住みよいまち」が30.0%となっており、憩いや安心感のある住環境の整備されたまちづくりが求められています。

中学生に対するアンケートでは「イベントや祭りが盛んな活気づいたまち」「娯楽施設が整い、ショッピングが楽しめるまち」「緑地や田園風景を大切にした田園都市」「健康でスポーツの盛んなまち」への回答が高くなっています。

このような市民のニーズに対応するためには、生涯学習やボランティア活動に対する環境整備や、芸術・文化、スポーツの場の充実、自然とのふれあいの機会の創出など、これまでの施設整備や均一的な行政サービスから市民の多様なニーズに合った行政サービスの提供が求められています。

以上のことから、行政改革推進委員会では次のような拠点づくりを提案します。

### ○藤原文化センターを中心とした自然とのふれあい拠点づくり

藤原文化センターの隣には、開発などによって失われていく郷土の自然と藤原岳や御池岳に見られる好石灰岩性の植物群落を再現し、市域の自然の豊かさと素晴らしさ、大切さを後世に伝えていくことを目的として整備された「ふるさとの森」があります。このようなことから、自然に囲まれた藤原文化センターに自然科学館の機能と博物館の機能を統合し、「自然とのふれあいの拠点」とします。

### ○北勢市民会館を中心とした芸術文化拠点づくり

旧町ごとに開催された文化祭を北勢市民会館一箇所での開催とし、市の一体化の醸成に努めていますが、さらにこのような一体化の醸成を行う必要があります。

また、市民の多様な芸術文化活動を支援するために、いなべ市芸術文化協会と共に市民祭（展示部門・秋季舞台発表・春季舞台発表）など市民による市民のための文化活動を行っています。

また、藤原庁舎と北勢庁舎に分散している建設部・農林商工部・水道部と言った事業課の事務所を1箇所に集約することにより、ワンストップサービスが可能となり、サービス向上になると考えます。

このようなことから、北勢市民会館に市民が成果を発表する展示の機能と市民が優れた芸術文化に親しめる鑑賞の機能を集約し、「芸術文化の拠点」とします。

#### ○中央公民館を中心とした教育・子育て事業拠点づくり

大安町に中央児童センター、丹生川児童館、梅戸北児童館があり、積極的に子育て支援が行われています。

子育て支援センターの設立など子育て支援体制の充実が求められており、少子化のなか未来を育む児童福祉の推進はいなべ市のまちづくりの重要な施策の一つになると思われます。このようなことから、中央公民館を中心に、教育委員会と福祉部の連携強化と中央児童センターを拠点に活動するNPO団体が連携することにより、子供への総合的な支援が可能となります。このようなことから、中央公民館を「教育・子育ての拠点」とします。

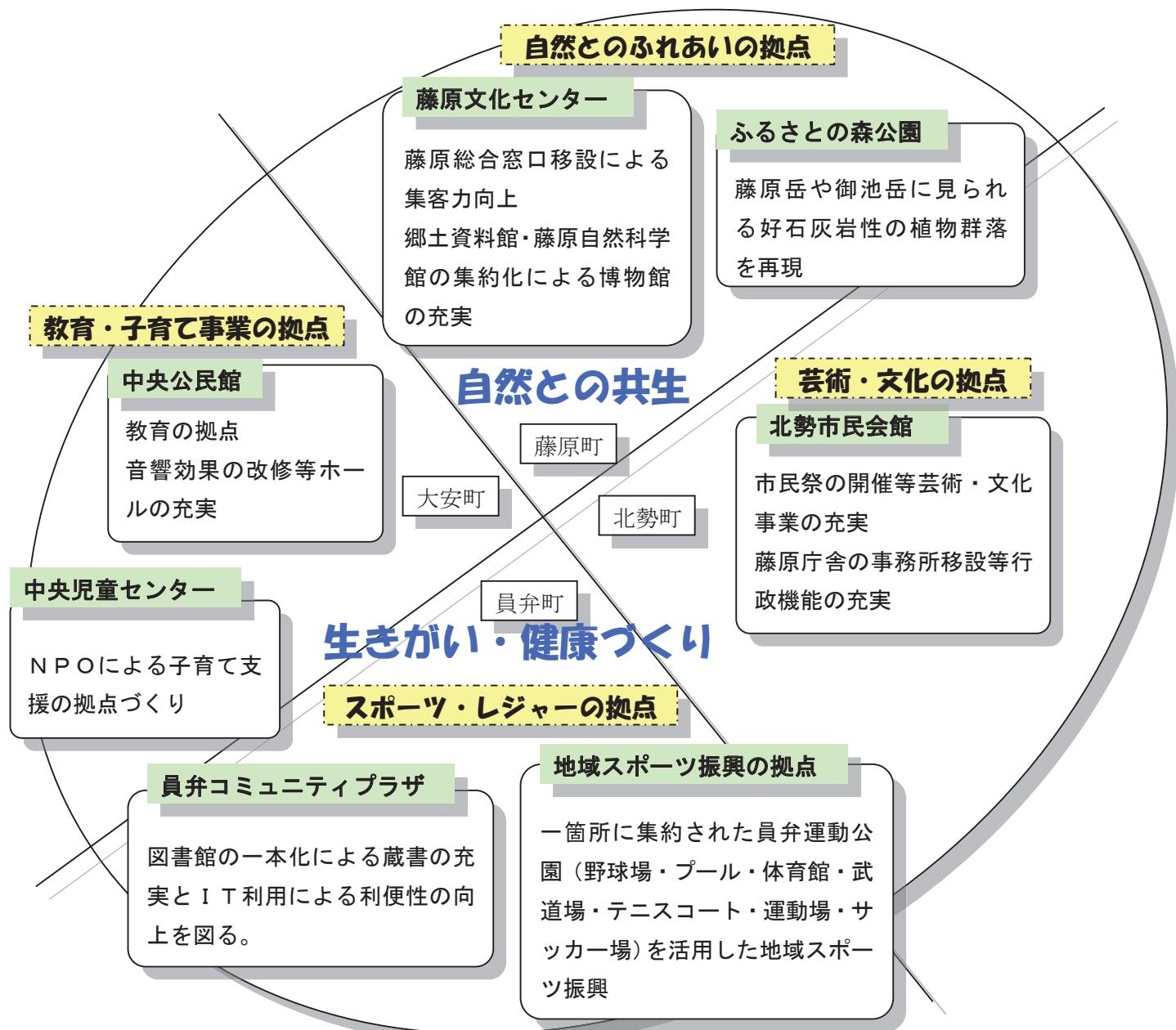
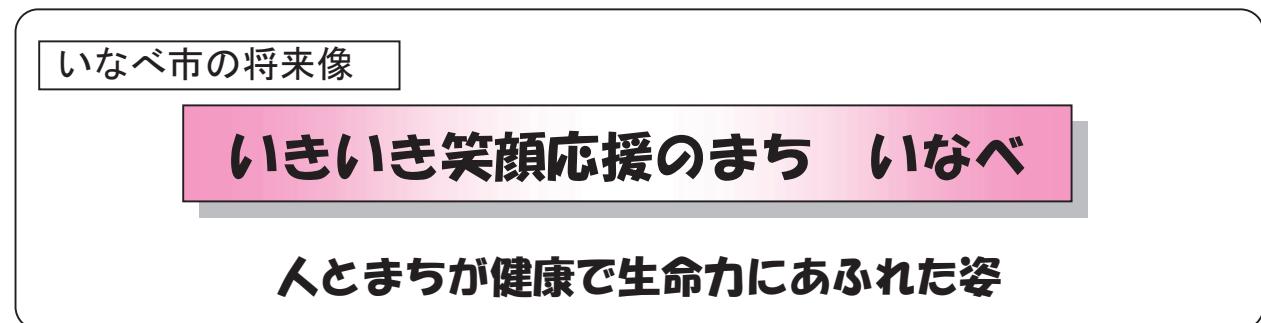
#### ○員弁コミュニティプラザを中心としたスポーツ・レジャー拠点づくり

健康づくりのために気軽に継続的にスポーツをすることが出来る環境づくりが求められています。

員弁総合運動公園には野球場・体育館・テニスコート・プール・サッカー場・運動場が1箇所に集約されており、いなべ市スポーツフェスティバルの会場として利用されています。また、図書館を員弁コミュニティプラザに集約すれば、収蔵図書の充実や読み聞かせなどの図書館事業の充実も可能になります。

このようなことから、員弁総合公園内にある員弁コミュニティプラザを「スポーツ・レジャーの拠点」とします。

## 【公共施設統廃合のイメージ図】



## 2. いなべ市の現状

### (1) 財政面での現状

今回の景気後退の影響で、予測よりも4年前倒しで平成21年度から大幅な予算規模の削減が求められることとなりました。仮に景気が回復しても、合併の特例措置（※）の期限を迎える平成26年度からは、交付税が大幅に減額します。今後、大幅な税収増等歳入の増がない限り、予算規模は平成21年度当初予算166億円よりも16億少ない150億円前後で推移するものと考えられます。

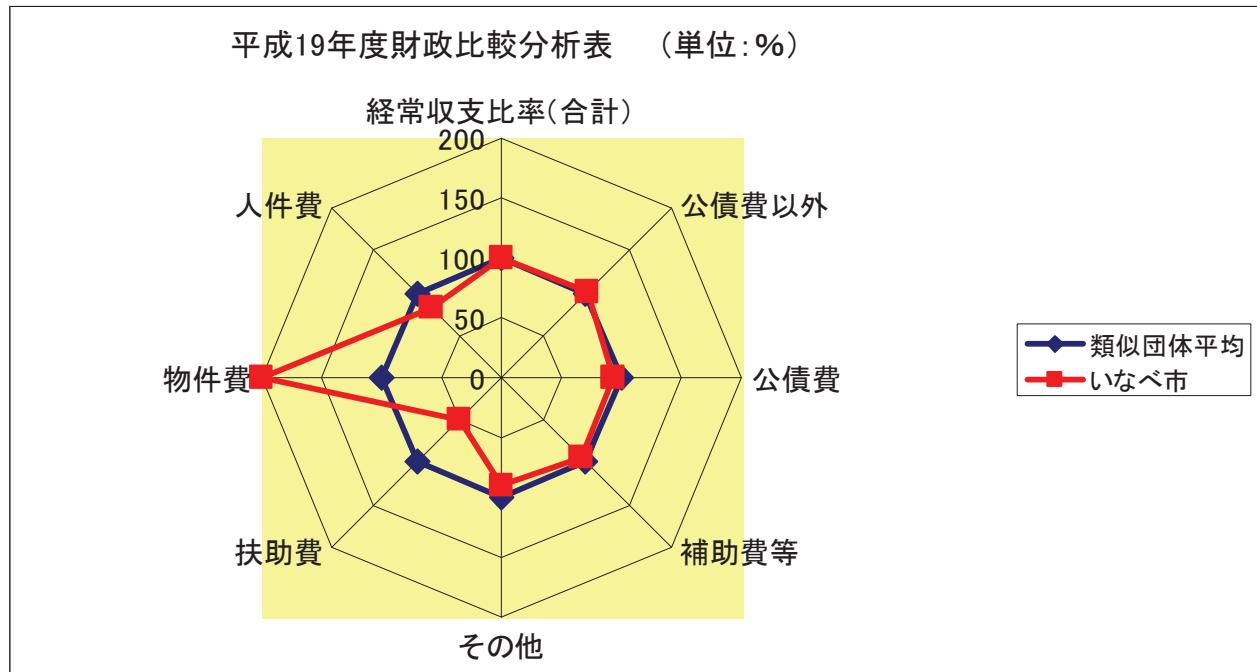
このような状況に備えて、いなべ市では人件費・維持修繕費・物件費・補助費・繰出金の経常的経費を削減すべく行政改革に取り組んでおります。特に、いなべ市は臨時雇賃金・委託料・消耗品費・光熱水費など物件費と呼ばれる経費が類似団体と比較しても高くなっています。（図-1）

この物件費が高くなる原因の一つとして合併により重複した公共施設の維持経費が考えられます。このようなことからも、公共施設の統廃合について早期に取り組む必要があります。

今回、審議した統廃合案による財政効果額は6千万円前後（平成21年度当初予算ベース）と物件費全体の中で占める割合は高くありませんが、将来的に発生する修繕費の抑制効果など、財政効果額に算入されていない効果が見込めます。

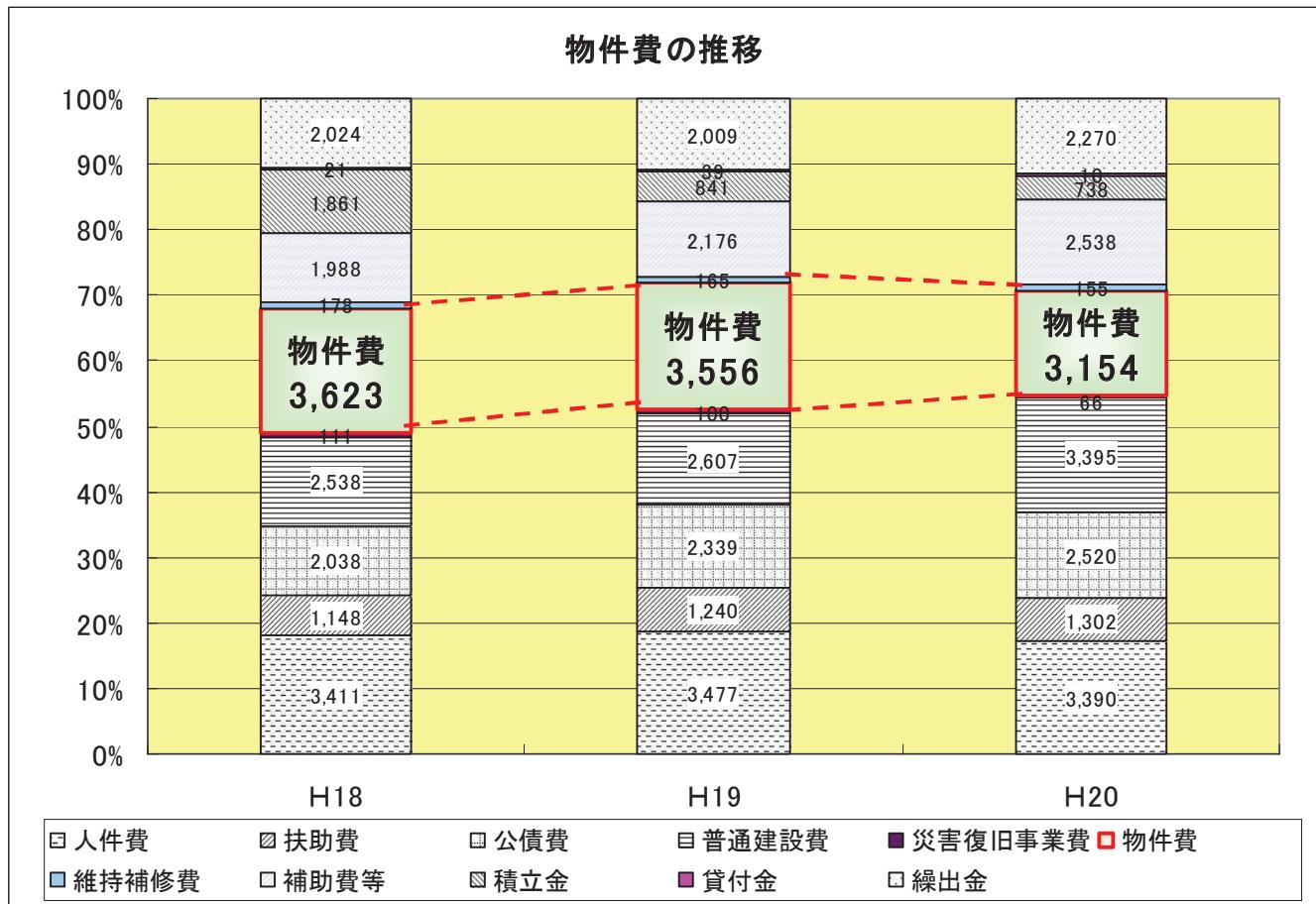
※合併の特例措置：合併を行った市町村には合併後の10年間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないように特別な普通交付税の算定方法を適用する特例措置がとられています。

図-1



「平成19年度財政比較分析表：総務省」

## 一般会計に占める物件費の推移



### (2) 類似団体との比較

いなべ市は、表－1のスポーツ施設数の類似団体比較からも明らかなように、野球場が3.2倍などかなり多くの公共施設を保有しています。今回の審議は、公共施設のうち市民会館等の文化施設と野球場などのスポーツ施設を対象（P14:「検討対象施設の現状」参照）に行いました。

表－1 スポーツ施設数の類似団体比較

団体名	体育館	陸上競技場	野球場	プール
いなべ市 (a)	4	1	8	3
類似団体の平均値 (b)	2.2	1.2	2.5	1.8
倍率(a/b)	1.8	0.8	3.2	1.6

類似団体の施設数の出典：平成17年度公共施設状況調べ（財団法人地方財務協会）

※類似団体：地方公共団体の「地方財政状況調査」等の報告に基づいて総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指標表にいう類型別の類似団体をいう。

### 3. 行政改革推進委員会としての公共施設統廃合の見直し方針

いなべ市行政改革推進委員会では、検討の結果、以下の方針で統廃合を進めるべきとの結論になりました。

#### 基本的な考え方

維持管理コストといったランニングコストが高い施設、大規模修繕といったイニシャルコストが必要な施設、耐震化の課題など安全性に問題がある施設は、積極的に統廃合を行う。

また、いなべ市の将来像「いきいき笑顔応援のまち いなべ」を達成し、いなべ市民のみなさんが将来にわたり、ますます元気になっていくために、旧町ごとの地域特性を生かしながら、機能面の拡充を図るといった公共施設統廃合のイメージ図（P 4）のとおり「量から質」への転換の視点でも見直しを行う。

#### 基本方針

- ・いなべ市総合計画を実現するために、市全体として適正な施設配置を検討するとともに、住民サービスの質の確保と新たな住民ニーズにも対応できるような機能面の充実を図る。
- ・サービス提供の「量」から「質」への転換を図る。

#### 見直しの方向

(1) 各公共施設のあり方を、次の基準に基づき、休止・廃止、転用、地域譲渡、統廃合に整理する。（P 13 「施設ごとの検討結果一覧表」参照）

- ①設置の意義が薄れた施設又は利用率の少ない施設（施設を構えなくてもサービス提供できる行政サービスを提供する施設）  
→休止、廃止または転用
- ②地域または公共的団体に管理運営の委託がされている施設等で、その利用実態から実質地域または公共的団体の施設となっている施設  
→地域または公共的団体に譲渡
- ③市内あるいは近隣地域に類似施設が複数ある施設  
→統廃合
- ④民間等が管理運営を行った方が利便性が高く柔軟な利用が可能となる施設  
→民間委託・民営化
- ⑤施設の利用又は管理の実態に合わない施設  
→利用方法の変更又は委託先の変更

## (2) 運営にあたっての改善の方向性

見直しを行った結果、存続となった施設であっても運営方法を次の事項に基づいて改善を行う。

- ①指定管理者制度導入にあたっては効率性など十分な検討を行う。すでに管理委託（指定管理を含む）を行っている施設についても、モニタリング（評価）を行うなど、サービスの質と委託費（指定管理料）の両面から徹底的な見直しを行う。
- ②利用料金の適正化（参考資料P16：「施設の性質分類と料金設定の考え方のイメージ図」参照）を図るとともに管理コストの削減を図る。
- ③利用者のニーズの把握と利用率向上を図る。

## (3) 民間委託にあたっての留意事項

- ①委託先を決定する場合には、利用者（団体）など広く意見を聞いて決定する。
- ②特定の団体に委託する場合は、委託した団体の独占的な利用にならないように配慮する。

## (4) 廃止した施設に対する留意事項

- ①廃止を決定した施設については、防災施設など他の用途への転用、取り壊し、売却処分等処分方法を早急に決定し実施する。
- ②取り壊しを行う場合は、地域に意見を求めるなどの措置を講じる。

### 【用語の説明】

廃止	設置条例を廃止すること。（公の施設※でなくなること。）
休止	安全な利用に支障が生じた場合等に、利用を出来なくすること。
転用	当初の設置目的から用途変更を行うこと。
譲渡	施設の所有権を譲り渡すこと。
統廃合	二つ以上の施設を集約すること。
民営化	市が事業主体であることをやめ、民間が事業主体となって市民サービスや各種事務事業を実施すること。
民間委託	市が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保しつつ、その事務事業を民間企業やNPO法人等に委託すること。
※「公の施設」	とは自治体が住民の福祉増進のためにその利用に供するための施設

#### 4. 施設分類ごとの統廃合案

##### 市民会館等

各施設の強みを分析すると、中央公民館は、客席（700席）が可動式ではなく固定式のため、客席からの雑音が少なくコンサートや講演会などのホール事業で使用する場合には最適な施設と思われます。

北勢市民会館は、旧町ごとに開催されていた文化祭を平成20年度から市民祭（文化祭）として北勢市民会館一箇所での開催になっており、その際には、可動式のホールの客席を収納して、大規模な展示スペースとして使用出来るなど、多目的ホールとして使用する場合には最適な施設と思われます。

員弁コミュニティプラザは、築9年といなべ市内で一番新しく、市民会館のようなホール機能はなく、サークルとか趣味の団体に使用されることが多く、図書館等に機能を特化する場合や隣接する員弁運動公園で実施するスポーツ事業等を調整する施設として利用する場合には最適な施設と思われます。

藤原文化センターは、客席が可動式で北勢市民会館同様多目的ホールとして展示を行うことも可能です。また、藤原文化センターの隣には、開発などによって失われていく郷土の自然と藤原岳や御池岳に見られる好石灰岩性の植物群落を再現し、市域の自然の豊かさと素晴らしさ、大切さを後世に伝えていくことを目的として整備された「ふるさとの森」があります。このようなことから、自然科学館機能や郷土資料館機能を集約する場合には最適な施設と思われます。

なお、老朽化している藤原庁舎を廃止し、総合窓口業務を藤原文化センターで行うことにより、庁舎の維持管理費削減の効果と総合窓口を訪れる市民のみなさんに展示物を見ていただくことが可能となり、より身近に感じて頂く事ができます。また、藤原庁舎の建設部と農林商工部を北勢庁舎に移設し、水道部とともに1箇所に集約することで、市民のみなさんの利便性が向上します。このようなことから、藤原庁舎の廃止についても今後検討していく必要があると考えます。

以上のようなことから、市民会館についてそれぞれの特徴を最大限に活用し、いなべ市の今後のまちづくりの拠点として活用するための検討が必要です。

##### 資料館等

藤原自然科学館については、鈴鹿国定公園における公園事業として、藤原岳周辺の恵まれた自然を活用し、自然科学の調査研究及び学習等に資するため、三重県藤原岳坂本休憩所で博物展示及び自然教室を実施している施設です。耐震性の問題で現在、休館となっており、安全に使用していくためには費用の発生など課題も多く、自然科学館で行われている事業を藤原文化センターやふるさとの森で実施することにより、より充実した事業展開も可能であると考えます。

郷土資料館については、貴重な展示物を多数所有しており、この貴重な展示物を後世に伝えていくことは大変重要な使命です。郷土資料館事業を藤原文化センターで実施することにより、より多くの市民のみなさんに見ていただけることが可能となります。以上のことから藤原自然科学館と郷土資料館を廃止する検討が必要です。

## 児童館

大安中央児童センターは、いなべの子どもの学び場・遊び場をキャッチフレーズに、親子で参加することが出来る行事を中心に児童館事業を行っている施設ですが、教育委員会として、子育て支援活動や放課後児童クラブ活動を行うNPO法人の拠点としていく構想であり、この施設をNPO法人が有効利用していくことも有効な手段であります。但し、施設を市で持っている以上は老朽化に伴う維持管理コストが発生するなど、費用対効果を十分に検討し、慎重な判断が必要です。

丹生川児童館・梅戸北児童館は同じ時期に同じような目的で建設された施設ですが、梅戸北児童館については、子育て支援センターとして多くの利用者があるものの、丹生川児童館は利用者も少なくなっており、丹生川児童館については廃止の検討が必要です。

## 図書館

収蔵を目的とする図書館については、4館を1館にすることにより、維持管理費の削減が行えます。その削減された経費の一部で図書を購入したり、各図書館で行われている「おはなし会」などの事業充実の費用にあてるることにより、収蔵図書の充実や利用者の多様なニーズへの対応も可能になります。

インターネットにより、本の予約や利用状況の確認できるシステムが構築されており、貸し出しと返却を4つの市民会館などで行える体制を整備すれば、利用者の利便性も確保できます。

廃館となった図書館は、図書コーナーとし、自由に利用できるように変更することも利便性向上には有効な方法であると考えます。以上のことから図書館については4館を1館にするための検討が必要です。どの図書館を廃止するかについては、いなべ市として、将来的に必要な図書館の規模、利用者の利便性、など総合的に判断していく必要があります。

## 体育館

公共施設の統廃合を考える場合は、維持管理コストが高い施設、大規模修繕が必要な施設、安全性に問題がある施設は、その他の検討に優先して廃止を検討すべきであると考えます。

このような観点からも、3年以内に大規模修繕の必要がある北勢体育館と大安海洋センター体育館は、廃止に向けての検討が必要です。

北勢体育館は主に中学校の部活動で活用されており、学校と協議を行い、中学校の体育館の効率的活用など、中学校施設を含めた総合的な廃止の検討が必要です。

員弁体育館は利用者が54,967人と2番目に多い大安体育館の23,145人の2.4倍もあり、利用者に偏りがあることから、将来的には、大安体育館に大規模修繕が必要になった場合はスポーツ振興の拠点的な施設である員弁体育館1箇所に体育館事業を集約していく検討が必要です。

## 屋内運動場施設

スパーク大安は屋内ゲートボール場として整備されたいなべ市唯一の屋内運動場施設ですが、ゲートボールの利用者は年々減少しており、今後屋内テニスコートとしての利用を行うなど、利用者を増やすような検討を行うべきと考えます。

## 野球場

利用者数や利用実態からして、各町に野球場が2施設は多すぎる状況です。市が管理する野球場については各町1施設に減らすべきと考えます。

今回の提案では、ナイター設備のある施設を存続しておりますが、ナイターが出来る野球場が員弁町に2箇所、大安町に1箇所、藤原町に1箇所、阿下喜小学校のグランド（民間開放）の計5箇所となります。しかし、利用者数の少ない野球場については、ナイターの利用を中止するなどの検討が必要であると考えます。

また、利用を中止したナイター設備を撤去することにより、維持管理が容易になり利用団体や地元への委託が行い易くなることも考えられます。

## プール

プールについては、近隣を含めた広域で考えると、隣町に市外者でも100円で利用でき、年間利用者数28,716人（員弁プールの利用者数3,211人の約9倍）を誇る立派な施設もあり、いなべ市として3箇所のプールは必要がないと考えられることから2箇所を廃止する検討が必要です。

## 武道場

武道場については、老朽化が激しく大規模修繕が必要な北勢武道場と大安海洋センター武道場については廃止の検討が必要です。

## 運動場

運動場については、いなべ市内で一番機能が充実している藤原運動場と地域スポーツ振興の拠点である員弁運動場を残し、大安運動場廃止の検討が必要です。

## 艇庫

艇庫については、他市にはない独自性のある施設であり、青少年健全育成の拠点施設として現状維持とします。

## テニスコート

テニスコートは外のスポーツ施設に比べ委託料・需用費とも比較的ローコストで維持管理が出来ています。利用度の少ない、北勢テニスコート（築20年）は中学校の施設としていきます。

## サッカー場・フットサルコート

天然芝の他市に誇れるようなサッカー場ですが、天然芝であるがゆえに維持管理費が高くなっています。このような事から、維持管理費にみあった使用料の設定等コスト削減の検討が必要です。

フットサルコートはいなべ市に一箇所しかない施設ですが、民間参入が可能なレジャー施設であり、このような施設を市で運営する場合は行政関与の必要性について再検討が必要であると考えます。また、このような施設については現状のような安価な料金設定により民業圧迫にならないような配慮が必要です。

(参考資料 P16 :「施設の性質分類と料金設定の考え方のイメージ図」参照)

## おわりに

本市は合併前より4町の結びつきが強いことから他の合併市と比べれば決して困難なものではありません。

しかし、こうした公共施設の統廃合については市民の合意が大前提であることから、市民に対して、現在そして今後の財政状況の明確な説明をするとともに公共施設統廃合による市の将来像を示し、早い段階から十分に理解を得ることが不可欠と言えるでしょう。

市民の理解を得る手段として、合併後高まりつつある市民の行政への参画意識を醸成するため、市民活動室とNPOやボランティア団体等との連携を図り、施設の付加価値を創造していくことや、近隣にある県営北勢中央公園などを含めた広域的な視点での公共施設のあり方を検討することも有効な手段であると考えます。

## 5. 施設ごとの検討結果一覧表

施設分類	施設名	検討結果				
		現状維持	統廃合	民間委託	廃止	委員会意見
市民会館等	中央公民館	●				教育・子育て事業の拠点化
	北勢市民会館	●				芸術・文化の拠点化
	藤原文化センター	●				自然とのふれあいの拠点化
	員弁コミュニティプラザ	●				スポーツ・レジャーの拠点化
資料館等	郷土資料館				●	
	藤原岳自然科学館				●	
児童館	梅戸北児童館	●				
	中央児童センター			●		民間委託検討
	丹生川児童館				●	
図書館	北勢図書館		●			4館を1館に集約後、残った図書館は図書コーナー化
	員弁図書館		●			
	大安図書館		●			
	藤原図書館		●			
体育館	員弁運動公園体育館	●				
	大安スポーツ公園体育館	●				
	北勢体育館				●	
	大安海洋センターランド				●	
屋内運動場施設	スパーク大安	●				用途の見直し
野球場	員弁野球場	●				ナイター利用の見直し検討
	大安スポーツ公園野球場	●				
	北勢其原グランド	●				
	藤原第1野球場	●				
	員弁市之原野球場				●	廃止後地権者に返還
	北勢中山グランド				●	
	大安西部運動場				●	
	藤原第2野球場				●	廃止後地権者に返還
プール	員弁運動公園プール	●				
	北勢プール				●	
	大安海洋センタープール				●	
武道場	大安武道館	●				
	北勢武道場				●	
	大安海洋センター武道場				●	
運動場	員弁運動公園運動場	●				
	藤原運動場	●				
	大安スポーツ公園運動場				●	
艇庫	大安海洋センター艇庫	●				
テニスコート	員弁運動公園テニスコート	●				
	大安スポーツ公園テニスコート	●				
	北勢テニスコート	●				北勢中学校施設として所管替え
サッカー場	員弁運動公園サッカー場	●				
	北勢フットサルコート	●				
		22	4	1	14	

## 6. 参考資料

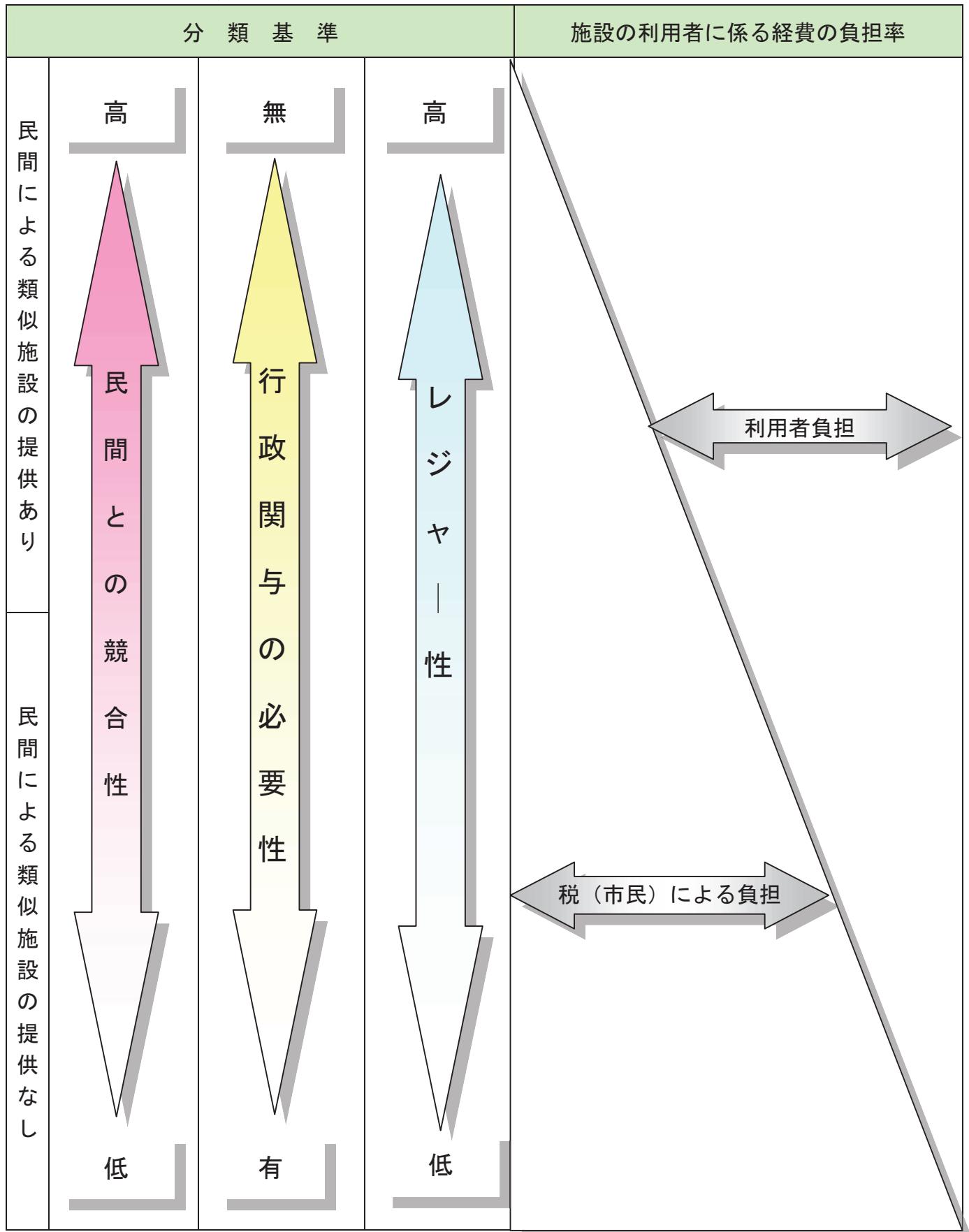
### (1) 検討対象施設の現状

今回、市からの諮問により、市民会館等の文化施設と野球場などのスポーツ施設を対象に審議を行いました。検討を行った施設は次のとおりです。

施設名	建築年度	築年数	施設の概要等
中央公民館	1983	26	ホール 700席 ・ 大会議室 ・ 和室 ・ 視聴覚室 ・ 研修室
北勢市民会館	1990	19	ホール 776席 ・ 楽屋33m <sup>2</sup> ・ リハーサル室80m <sup>2</sup> ・ 視聴覚室18480m <sup>2</sup> ・ 料理教室142m <sup>2</sup> ・ 創作室82m <sup>2</sup> ・ 和室141m <sup>2</sup> ・ 会議室67m <sup>2</sup>
藤原文化センター	1989	20	ホール 400席 ・ 大研修室156m <sup>2</sup> ・ 研修室1,2各52m <sup>2</sup> ・ 美術教室104m <sup>2</sup> 和室18畳 ・ 会議室52m <sup>2</sup> ・ 健康相談室52m <sup>2</sup> ・ 保健教室104m <sup>2</sup> ・ 和室36畳 調理教室104m <sup>2</sup>
員弁コミュニティプラザ	2000	9	ホール機能はなし、集会室・和室・研修室・美術工芸室
中央児童センター	1986	23	○棟・・・遊戯室 △棟・・会議室、食堂 □棟・・・1F2F和室、浴室
丹生川児童館	1981	28	6部屋(含事務室)
梅戸北児童館	1981	28	7部屋(含事務室)
北勢図書館	1990	19	蔵書冊数 61,935冊(H21.3)
員弁図書館	2000	9	蔵書冊数 20,610冊(H21.3)
大安図書館	1986	23	蔵書冊数 51,994冊(H21.3)
藤原図書館	1989	20	蔵書冊数 31,884冊(H21.3)
郷土資料館	1986	23	展示スペース 700.38m <sup>2</sup> 考古学資料約200点・民族民具類約3,000点・研究資料など約5,000点を所蔵。
藤原岳自然科学館	1974	35	事務所、資料室、レクチャールーム
北勢体育館	1976	33	バレーボールコート2面(バスケットボールコート1面・バドミントン6面) 961m <sup>2</sup>
員弁運動公園体育館	1984	25	アリーナ1,750m <sup>2</sup> 客席331席 会議室(2室)、和室(8畳)、事務室、管理人室 トイレ・更衣室(男女)、倉庫(2室)、舞台
大安スポーツ公園体育館	1979	30	バスケットボールコート1面相当(バレーボールコート2面相当) 事務所、トイレ・更衣室(男女)、倉庫(3室)、トレーニング室
大安海洋センタ一体育館	1978	31	アリーナ、事務室、ミーティングルーム、トイレ・更衣室(男女)
スパーク大安	1994	15	屋内ゲートボール場(テニスコート1面相当)

施設名	建築年度	築年数	施設の概要等
員弁野球場	1996	13	バックネット・スタンド・ベンチ・トイレ・ナイター設備
員弁市之原野球場	1982	27	野球場・倉庫 2箇所 (19.4 m <sup>2</sup> 、9.7 m <sup>2</sup> )・トイレ・ナイター設備
大安スポーツ公園野球場	1978	31	バックネット・スタンド・ベンチ・トイレ・ナイター設備
北勢其原グランド	1971	38	バックネット、フェンス (ベンチなし・ナイター設備なし)
北勢中山グランド	1993	16	バックネット、フェンス (ベンチなし・ナイター設備なし)
大安西部運動場	1984	25	バックネット、フェンス (ベンチなし・ナイター設備なし)
藤原第1野球場	1979	30	バックネット・スタンド・ベンチ・トイレ・ナイター設備
藤原第2野球場	1979	30	バックネット、フェンス (ベンチなし・ナイター設備なし)
北勢プール	1985	24	管理棟 (男女更衣室、管理室、男女トイレ) プール 25m
員弁運動公園プール	1997	12	管理棟 (ロビー、男女更衣室、管理室、男女トイレ) プール 25m プール 425 m <sup>2</sup> 、幼児用プール 50 m <sup>2</sup> 、シャワー棟
大安海洋センタープール	1981	28	管理棟 (男女更衣室、管理室、男女トイレ) プール 25m プール 313 m <sup>2</sup> 、幼児用プール 60 m <sup>2</sup>
北勢武道場	1982	27	畳 100畳、事務室、トイレ(男女)、倉庫
大安武道館	1990	19	道場 (98 m <sup>2</sup> ) <柔道場1面 剣道場1面> 事務室 (16 m <sup>2</sup> )、ミーティングルーム (24.2 m <sup>2</sup> ) 更衣室 (74.3 m <sup>2</sup> )、倉庫 (24 m <sup>2</sup> )、トイレ(男女)
大安海洋センター武道場	1978	31	525 m <sup>2</sup> (剣道・空手道等利用可 板張り床)
員弁運動公園運動場	1983	26	少年野球、ソフトボール、サッカー使用可能
大安スポーツ公園運動場	1978	31	少年野球、ソフトボール、サッカー使用可能
藤原運動場	1988	21	陸上競技場、サッカー競技場
大安海洋センター艇庫	1978	31	艇庫 200 m <sup>2</sup> 、カヌー、カッター、ジェット (小型特殊船舶2艇)、ヨット
北勢テニスコート	1987	22	テニスコート3面
員弁運動公園テニスコート	1994	15	テニスコート4面
大安スポーツ公園テニスコート	1983	26	テニスコート4面
員弁運動公園サッカー場	1996	13	天然芝のサッカー競技場
北勢フットサルコート	2006	3	フットサルコート2面

(2) 施設の性質分類と料金設定の考え方のイメージ図



7. いなべ市行政改革推進委員会審議の経過  
平成20年度 第1回（平成20年 5月19日）

第2回（平成20年10月16日）

第3回（平成20年12月25日）

第4回（平成21年 3月31日）

平成21年度 第1回（平成21年 4月24日）

第2回（平成21年 5月25日）

第3回（平成21年 6月30日）

第4回（平成21年 8月 5日）

第5回（平成21年 8月24日）

#### 行政改革推進委員会名簿

	役 職	氏 名	期間
会 長	四日市看護医療大学副学長	丸山 康人	平成20年 5月から
委 員	NPO市民社会研究所代表 (四日市大学教授)	松井真理子	平成20年 5月から
委 員	(株) デンソーダ安製作所所長	社本 治也	平成21年 5月から
委 員	トヨタ車体(株) いなべ工場工場長	立川 真司	平成20年10月から
委 員	(株) 百五銀行蓮花寺支店長	松葉まち子	平成20年 5月から
委 員	おひさまクラブ代表	小林久里子	平成20年 5月から
委 員	ボランティア	八田 栄子	平成20年 5月から
委 員	前 (株) デンソーダ安製作所所長	服部 史郎	平成20年 5月から 平成21年 5月まで
委 員	前トヨタ車体(株) いなべ工場工場長	白井 正年	平成20年 5月から 平成20年10月まで

# 行政改革アクションプラン 実施項目一覧

基本方針	推進項目	項目番号	実施項目	担当課	8月22日	10月24日	ページ
基本方針1 職員力と組織力の向上	(1) 改革を実行できる職員の育成	1	人材の育成と組織の活性化	職員課	○		2
		2	組織横断的な交流・連携による組織の対応力向上 →検討中	職員課、関係各課		○	斜線
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり	3	人的資源の適正配分と労働時間の適正化	職員課	○		4
		4	多様な働き方の実現	政策課	○		6
		5		職員課	○		8
		6		業務課	○		10
	(3) 業務改革による生産性の向上	7	RPA、BPRの推進	政策課、情報課		○	斜線
		8	電子化の推進による業務の効率化	会計課、関係各課		○	斜線
		9	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	議事課、庶務課、関係各課(政策課)		○	斜線
		10		情報課、関係各課		○	斜线
		11		法務課、関係各課	○		12
		12	入札及び契約制度適正化の更なる推進	契約管理課		○	斜线
基本方針2 財政基盤の確立・持続可能な なぐき	(1) 公共施設等マネジメントの強化	13	公共施設等マネジメントの推進	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課	○		14
		14	効果的な予算編成業務	財政課	○		16
	(2) 経常的な経費の効果的な配分	15	補助金・負担金の総点検	政策課、関係各課(監査課)	○		18
		16	受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検	政策課、管財課、生涯学習課、関係各課	○		20
		17	徴収率の維持・向上	納税課	○		22
		18	特別徴収の推進	市民税課	○		24
		19	相続登記の促進	資産税課、関係各課	○		26
		20	市有財産の有効活用・処分	管財課、関係各課	○		28
		21	寄附金制度の有効活用	商工観光課、関係各課(政策課)	○		30
		22	効果的な資金運用	会計課、関係各課		○	斜线
の的基構で本築安方定針した行効政果的・ ビ効率	(1) 行政サービスのデジタル化推進	23	行政手続のオンライン化の拡充	情報課、関係各課		○	斜线
		24	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	市民課、関係各課(情報課)	○		32
	(2) 多様な主体との連携と協働	25	公民連携(PPP／PFI)事業の推進	政策課、関係各課	○		34
		26	指定管理者制度の効果的活用	管財課、関係各課(監査課)	○		36
	(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供	27	行政評価の効果的な運用	政策課	○		38

## 行政改革アクションプラン シートの見方

分類	基本方針 I 職員力と組織力の向上				
	(3) 業務改革による生産性の向上				
項目番号	5	担当課	政策課、情報課	財政効果	⊖
実施項目	RPA、BPRの推進				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)					
目的	業務プロセスについて検証し、業務の効率化を図る。				
取組概要	<p>○パソコン上で行う定型的な事務作業の洗い出しを行い、RPAの利用拡大を推進し、業務全体の生産性の向上を図る。</p> <p>○特に定型的で業務量の多い業務(長時間労働が多い業務)などを対象として、業務プロセスの検証(BPRの推進)を行い、改善・見直しを行うことで業務の効率化を図る。</p>				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)					
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	RPA等を活用した業務効率化	利用拡大に向けた調整		BPRの実施と併せて調整・検討	
2	BPR推進手法の検討	調査・研究		BPRの実施と併せて調整・検討	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	RPA操作シナリオの作成件数(累計)	目標数値	RPA 10件	RPA 15件	(調整・検討の進捗に応じて設定)
		実績数値			(調整・検討の進捗に応じて設定)
2	効果額				
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	国、県、類似自治体等の平均より高い(低い)ため、行革を通じて増加(削減)する。過去の実績値や取り組みの傾向を踏まえて、行革によりその数値を増やす(削減する)等			
	効果額の捉え方	業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。 →※この欄の記載内容は、新設の「目指す具体的効果」と「指標の基準欄」の該当する欄に移動して下さい。			
	BPR実施件数(累計)	目標数値	—	—	(調整・検討の進捗に応じて設定)
	実績数値				
2	効果額				
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	国、県、類似自治体等の平均より高い(低い)ため、行革を通じて増加(削減)する。過去の実績値や取り組みの傾向を踏まえて、行革によりその数値を増やす(削減する)等			
	効果額の捉え方	業務の効率化により、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。 →※この欄の記載は、内容に応じて、新設の「目指す具体的効果」又は「指標の基準欄」の該当する欄に移動して下さい。			
	参考	<p>政策課の役割／先進事例を確認し、原課との間でRPA、BPRの推進調整 情報課の役割／原課との間でRPA、BPRの実施</p> <p>RPA／ロボティック・プロセス・オートメーションの略。パソコン上で行う定型的な事務作業をソフトウェアロボットが自動化する技術のこと。 BPR／ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略。業務内容やその流れ(業務プロセス)を分析し最適になるよう設計した上で、業務内容や業務プロセスを再構築すること。</p>			

#### ○削除(財政効果)

- ・財政効果以外にも効果はある(サービスの質の向上、職員能力の向上等)という推進委員会の意見を受け、「目指す具体的効果」の欄を新設しましたので、この欄は削除します。

#### ○新設(実施項目設定の経緯・背景)

- ・なぜこの取り組みを行うのかがわかるよう、経緯・背景について記載して下さい。
- ・また、この欄の記載内容を含めて、以下の目的、取組、実施内容、評価指標が、妥当な内容となっているかについても再検証をお願いします。

#### ○新設(目指す具体的効果)

- ・基本方針の視点で、目指す具体的効果を追記して下さい。  
※効果が複数の基本方針にまたがる場合はそれぞれ記載して下さい。  
→例:サービスの効率化 →市民利便性向上と時間削減による財政効果。

#### ※考え方

- 基本方針1. 職員・組織改革(能力、連携、定着・確保、質の向上、組織力向上)
- 基本方針2. 財政面の改革(歳入・歳出の改善、基本方針1.3の経費・時間・人員削減等も)
- 基本方針3. 行政サービスの改革(種類や対象の増加、効率化等、個人や団体との協業)

#### ○再検討(評価指標の項目と実施時期)

- ・検討や調査に時間をかけ過ぎて実効性が乏しいという推進委員会の指摘を踏まえ、指標とその実施時期を再検討して下さい。例:公用車の適正化は、毎年、同数ずつを削減するよりも、最初の1~2年目で集中的に削減した方が5年間の効果は大きくなるがいかがか、といった意見が挙げられています。また。徴収率が99%以上なのにさらに増加を目指すという指標は妥当か、といった意見もあります。妥当な理由がある場合は、新設の「指標の基準・考え方」欄に追記をお願いします。

※※行政改革推進委員会は、今後、毎年度、複数回開催します。現時点で最も効果的な指標やスケジュールを設定した上で、次年度以降で変更の必要が生じた際には、その理由と変更内容を推進委員会に諮り、建設的に改善を重ねられるようにします。

#### ○再検討(効果額)

- ・現時点で指標を設定していない取り組みの内、人員削減や時間短縮等の取り組みは、財政効果にもつながりますので、再検討をお願いします。
- ・割合を指標とする場合は、以下の(指標の基準・考え方)欄に、分母分子の項目とその内訳を記載して下さい。

#### ○新設(指標の基準・考え方)

- ・国、県、類似自治体等の平均より高い(低い)ため、行革を通じて増加(削減)する。過去の実績値や取り組みの傾向を踏まえて、行革によりその数値を増やす(削減する)等、指標の基準を追記して下さい。
- ・効果額の捉え方についても、この欄に記載して下さい。旧シートの「効果額の捉え方」「参考」の欄に、その旨を記載済みの場合は、こちらの欄に転記して下さい。

#### ○確認

- ・新設の「実施項目設定の経緯・背景」「目指す具体的効果」「指標の基準・考え方」等に該当する記載がある場合は、それぞれ適当な欄への転記をお願いします。

## (Ⅰ)

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上					
	(1) 改革を実行できる職員の育成					
項目番号	1	担当課	職員課	財政効果	—	
実施項目	職員の育成による市民サービスの向上					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	社会全体の労働力不足は市役所も例外ではない状況下、行政需要は更に多様化・複雑化することが想定される。行政課題に対し、積極性、創造性を持って対応できる職員の育成が必至であり、育成環境を整備する必要がある。					
目的	多様化・複雑化する行政課題に的確に対応するために、自律的に行動し自ら成長する職員を育成することで、市民サービスの向上につなげる。					
取組概要	いなべ市人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりがキャリアプランを持ち自律的に取り組めるよう次の取り組みを実施する。 ○キャリアデザイン研修の実施及び自己申告制度の見直しを行う。 ○主事級期間中に複数分野を経験できるようジョブローテーションを実施する。					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	職員アンケートの意見を参考に、職員自身の意思が伝えやすい自己申告制度の整備とキャリアデザイン研修の継続実施により職員の意欲向上につながり、キャリアプランを持てるようになる。主事級期間のジョブローテーションにより、職員自身が業務の適性を把握できる。また、挑戦と改革の視点を持つてような研修を毎年継続して実施することで、職員力が向上する。					
主な事業	○職員人事管理事務 ○自治研究センター事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	キャリアプランの作成支援 (キャリアデザイン研修の実施)	研修実施・アンケート実施・検証	研修実施・アンケート実施・検証	研修実施・アンケート実施・検証	研修実施・アンケート実施・検証	
2	育成型ジョブ・ローテーションの実施によるキャリア形成支援 (対象:主事級職員)	自己申告及びジョブ・ローテーション制度の見直し・実施	職員アンケートを踏まえて修正・実施	職員アンケートを踏まえて修正・実施	職員アンケートを踏まえて修正・実施	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
3	「働きがいを感じている」職員率	目標数値	R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	
		実績数値				
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		現状、意欲向上につながる自己申告、ジョブローテーション、研修実施になっていないため、職員エンゲージメントは低いと想定する。自律的職員の育成には「働きがい」を感じる環境が必要と考え指標を設定した。 評価指標／職員アンケート「働きがいを感じているか」 回答選択肢（感じている、感じていない、なんとも思わない） 「働きがいを感じている」職員数（分子）／を全正規職員数（暫定再任用職員は除く。）（分母）				
参考		キャリアデザイン研修／労働者が自身の経験を振り返って自身への理解を深め、これからの職業人生を設計するための研修 職員エンゲージメント／職員が仕事に情熱や意欲を持ち、組織の目標達成のために積極的に働く状態				

**(新)**

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上					
	(1) 改革を実行できる職員の育成					
項目番号	1	担当課	職員課	財政効果	—	
実施項目	人材の育成と組織の活性化					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7. 5/23委員会 提言を受けて追加)	複雑高度化する行政課題に的確に対応し、効果的に効率的な質の高い行政サービスを提供していくためには、職員の能力や仕事へのやりがいを高め、意欲的に業務に取り組むことが必要です。特に、若手や中堅層の能力や意欲の向上を図るため、人材の活性化に資する取組が必要です。					
目的	人材の育成は、職員のスキルや能力を高め、組織目標の達成に貢献できる人材を育成する。一方で、組織の活性化は、職員が意欲的に働き、組織目標に向けて主体的に行動できる環境を整える。					
取組概要	<p>○自己申告制度の見直し(職員自身の意思が伝えやすい自己申告制度の整備)を行い、職員が組織に対してどの程度愛着や信頼感、意欲を持って働いているかを測定し、エンゲージメント(組織風土改革)の向上支援をする。</p> <p>○職員一人ひとりがキャリアプランを持ち、それぞれの強みを伸ばすため、主事級期間中に複数分野を経験できるようジョブローテーションを実施する。</p>					
目指す具体的な効果 (R7. 5/23委員会 提言を受けて追加)	エンゲージメントを可視化することで、組織の強みや課題を把握し、職員がより働きやすい環境を整えるための施策につながる。ジョブローテーションにより、職員自身が業務の適性の把握につながる。					
主な事業	○職員人事管理事務 ○自治研究センター事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	エンゲージメント向上支援	検討 実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	
2	人事異動公募に係るジョブ・ローテーションの実施 (対象:主事級職員)	検討 実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	組織に対するエンゲージメント向上率	目標数値	R8度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績数値				
2	指標の基準・考え方 (R7. 5/23委員会提言を受けて追加)		職員エンゲージメント向上は、業務効率と生産性の向上、離職率の低下、モチベーション維持・向上につながる。 組織に対するエンゲージメント向上率=組織に対しエンゲージメントが高い職員数(分子)/職員の総数(分母)			
1	ジョブ・ローテーション実施率 (対象:3年を超えて同所属在籍の主事級職員)	目標数値	R8度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績数値				
2	指標の基準・考え方 (R7. 5/23委員会提言を受けて追加)		ジョブ・ローテーションは、職員が様々な部署や職務を経験することで、人材育成や組織活性化につながる。 ジョブ・ローテーション実施率(対象:3年を超えて同所属在籍の主事級職員)=異動職員数(分子)/対象職員数(分母)			
参考						

## (Ⅰ)

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上					
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり					
項目番号	3	担当課	職員課	財政効果	⊖	
実施項目	人的資源の適正配分と労働時間の適正化					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	全国的に生産年齢人口が減少する社会情勢下、職員数の現状維持は困難となることに加え、行政需要の増加が見込まれることから、適切な職員配置により、効率的かつ効果的な行政運営に向けて取り組む必要がある。また、心身の健康とワークライフバランスの実現は、職員が能力を最大限発揮する環境整備が必要である。					
目的	職員数減少を見据えた組織改編により人的資源の適正配分を図る。また、職員の心身の健康管理とワーク・ライフ・バランスの実現により職員が能力を最大限発揮することで、行政サービスの充実を図る。					
取組概要	<p>「いなべ市第5次定員適正化計画」及び「いなべ市人材育成基本方針」に基づき、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定員管理 職員減少においても複雑化する行政需要に対応できる体制整備のため、組織改編により職員の適正配置を行う。</li> <li>○健康経営の取り組み 元気みらい都市いなべを推進していくためにも、市役所職員が率先して健康づくり活動を行うことが重要であることから、令和6年度の元気健康づくり宣言を基に健康づくり活動に取組む。</li> <li>○時間外勤務の縮減に向けた取り組み支援 発生要因を分析し、各課の時間外勤務の縮減に向けた取組を支援する。</li> </ul>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	適性な人員配置及び業務改善(電子化等)により、時間外勤務時間数が縮減する。時間外縮減により職員の心身の健康とワークライフバランスの実現を目指す。					
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員人件費(議会ほか)事業 ○特別職員人件費(総務)事業</li> <li>○会計年度任用職員関係費事業 ○職員給与事務事業 ○職員福利厚生事務事業</li> <li>○公平委員会事務事業 ○会計年度任用職員人件費(職員給与)事業</li> <li>○地方公務員災害補償負担金事業 ○会計年度任用職員人件費(庁舎管理)事業</li> </ul>					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	定員管理(適正配置)	検証・調整	検証・調整	検証・調整	検証・調整	検証・調整
2	健康経営の取り組み	年度計画・ 実施・検証	年度計画・ 実施・検証	年度計画・ 実施・検証	年度計画・ 実施・検証	年度計画・ 実施・検証
3	時間外勤務の縮減に向けた取組支援	分析・ 取組支援	分析・ 取組支援	分析・ 取組支援	分析・ 取組支援	分析・ 取組支援
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	「いなべ市職員元 気健康づくり宣 言」の職員周知率	目標数値  R7度実績を基に 設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績数値				
2	効果額					
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		「知っている」職員数（分子）／全職員数（暫定再任用職員、ストレスチェック対象会計年度任用職員含む）（分母） ストレスチェックと同時にアンケート実施し、周知率により職員意識の浸透を評価する。（参考：R6実施結果47.0%）			
2	1人あたりの年間 平均時間外勤務 時間数	目標数値  R7度実績を基に 設定する	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下
		実績数値				
	効果額					
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		組織改編、職員の適正配置、DX活用等による業務改革等の効果を、時間外勤務時間数の縮減で評価する。			
参考						

(新)

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上 (2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり					
	項目番号	3	担当課	職員課	財政効果	
実施項目	人員の適正配分と労働時間の適正化					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	人員の配分は、業務の見直しに合わせて、前年度の比較という着眼点で増減してきた傾向があることから、改めて既存の人員の配分について、現状において適正な規模を検証し、最適化を図ることが必要です。					
目的	人員の適正配分は、組織の目標達成のために職員を最適な部署や業務に配置し、その能力を最大限に引き出す。また、長時間労働を防止し、職員の健康とワークライフバランスを確保する。					
取組概要	<p>○「いなべ市第5次定員適正化計画」に基づき、組織機構の見直し等により職員の適正配置を行う。</p> <p>○職員の安定的な確保のため、受験要件の緩和や受験ニーズに応じた利便性の高い採用試験の導入など、継続的に採用制度の見直しを行う。</p> <p>○元気みらい都市いなべの推進は、職員が率先して健康づくり活動(令和6年度元気健康づくり宣言)を行うことが重要であり、継続した職員の健康づくり活動を行う。</p> <p>○時間外勤務の縮減のため、発生要因を分析し、勤務時間の適正な管理に向けた取組を推進する。</p>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	適性な人員配置及び業務改善(電子化等)により、時間外勤務時間数が縮減する。時間外縮減により職員の心身の健康とワークライフバランスの実現を目指す。					
主な事業	<p>○職員人件費(議会ほか)事業 ○特別職員人件費(総務)事業</p> <p>○会計年度任用職員関係費事業 ○職員給与事務事業 ○職員福利厚生事務事業</p> <p>○公平委員会事務事業 ○会計年度任用職員人件費(職員給与)事業</p> <p>○地方公務員災害補償負担金事業 ○会計年度任用職員人件費(庁舎管理)事業</p>					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	定員管理(適正配置)	検証 調整	検証 調整	検証 調整	検証 調整	
2	時間外勤務の縮減に向けた取組支援	分析 取組支援	分析 取組支援	分析 取組支援	分析 取組支援	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	正規職員数	目標数値	350人	350人	350人	
		実績数値				
効果額						
2	30時間以上(1 月)の時間外勤務 者の延人数 (実人数)	目標数値	R7年度実績を基 に設定する	前年度以下	前年度以下	
		実績数値				
効果額						
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提 言を受けて 追加)		第5次定員適正化計画は、職員数減少への準備期として取組を充実させるため正規職員350人の維持を目標とする。ただし、業務量や市民ニーズの変化に応じて柔軟に見直すものとする。				
参考						

## (Ⅰ)(B)

分類	<b>基本方針1 職員力と組織力の向上</b>					
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり					
項目番号	4	担当課	政策課	財政効果	-	
実施項目	多様な働き方の実現					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という問題や、育児や介護の両立など、働く人たちのニーズの多様化といった課題を解決するため、生産性の向上が求められている。このような背景のもと、自治体内の働き方改革として、業務の見直しやIT化、職員による改善提案の見直しを継続的な実施が必要である。					
目的	組織力の向上のため、業務の課題に対する早期対策、早期解決を図る。					
取組概要	<p>○全職員に対して、働き方改革による改善意見提案の実態把握を行い組織の課題を可視化する。          ステップ1(調整) 現在の働き方を確認          ステップ2(調整) 業務の課題を抽出          ステップ3(検討) 会議で働き方の見直し(変える会議)          ステップ4(実施) 見直し施策の実施</p> <p>○可視化した組織の課題は、業務運営検討会をはじめ、管理職が先頭に立ち課題解決に向けた取組を実施し、職員が能力を発揮しやすい職場環境づくりを行う。</p>					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	業務改善の効果は、コスト削減、業務効率の向上、生産性の向上、モチベーション向上、働きやすい職場環境の整備が挙げられ、これらの効果が組織全体の向上につながる。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	業務課題の早期対策、早期解決	調整 検討 実施	調整 検討 実施	調整 検討 実施	調整 検討 実施	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	働き方改革による改善意見提案に係る改善取組の進捗率	目標数値	R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	
		実績数値				
指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		普段の業務や時間の使い方を、個人や組織で見直すことで、今よりもより良い働き方が可能となる。効果量は、業務の見直し施策の改善取組の進捗率とする。 業務の改善又は改善取組件数(分子)／業務の改善提案の総数(分母)				
参考						

(新)

分類	<b>基本方針1 職員力と組織力の向上</b>				
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり				
項目番号	4	担当課	政策課	財政効果	-
実施項目	多様な働き方の実現				
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という問題や、育児や介護の両立など、働く人たちのニーズの多様化といった課題を解決するため、生産性の向上が求められている。このような背景のもと、自治体内の働き方改革として、業務の見直しやIT化、職員による改善提案の見直しを継続的な実施が必要です。				
目的	組織力の向上のため、業務の課題に対する早期対策、早期解決を図る。				
取組概要	<p>○全職員に対して、働き方改革による改善意見提案の実態把握を行い組織の課題を可視化する。          ステップ1(調整) 現在の働き方を確認          ステップ2(調整) 業務の課題を抽出          ステップ3(検討) 会議で働き方の見直し(変える会議)          ステップ4(実施) 見直し施策の実施</p> <p>○可視化した組織の課題は、業務運営検討会をはじめ、管理職が先頭に立ち課題解決に向けた取組を実施し、職員が能力を発揮しやすい職場環境づくりを行う。</p>				
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	業務改善の効果は、コスト削減、業務効率の向上、生産性の向上、モチベーション向上、働きやすい職場環境の整備が挙げられ、これらの効果が組織全体の向上につながる。				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	業務課題の早期対策、早期解決	調整 検討 実施	調整 検討 実施	調整 検討 実施	調整 検討 実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	働き方改革による改善意見提案に係る改善取組件数	目標数値	R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上
		実績数値			
1	効果額				
	指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		普段の業務や時間の使い方を、個人や組織で見直すことで、今よりもより良い働き方が可能となる。評価指標は、業務の見直し施策の改善取組件数とする。		
参考					

(四)

分類	基本方針Ⅰ 職員力と組織力の向上 (2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり					
	項目番号	4	担当課	職員課	財政効果	—
実施項目	多様な働き方の実現					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	職員一人ひとりが意欲を持って働くためには、それぞれの家庭の状況に応じた多様な働き方ができる環境整備が必要である。特に育児と介護が必要な職員が、仕事と家庭生活を両立できるよう支援することは、離職を防止し、職員の能力発揮において重要である。					
目的	職員一人ひとりの状況に応じた多様な働き方を実現することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、職員の意欲を高め、生産性の向上を図る。					
取組概要 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	<p>職員一人ひとりが、働きながらも生活を充実させられるよう、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○テレワーク制度の活用促進 特に育児と介護が必要な職員にとって活用しやすく、所属長が業務管理しやすい制度運用方法を検討、整備し活用促進を図る。</li> <li>○時差勤務制度 R7度現在、対象を育児・介護目的に限定しており、対象を拡大できるよう取組を進める。</li> </ul>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	育児・介護の必要な職員が活用し易いテレワーク制度の運用により、仕事と家庭の負担を軽減させ、業務意欲、業務効率の向上につながる。また、時差勤務制度の対象者拡大は、業務意欲を高め、業務効率向上につながる。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	テレワーク制度の活用促進	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
2	時差勤務制度の拡大	検証・対象拡大の 検討	検証・対象拡大の 検討	検証・対象拡大の 検討	検証・対象拡大の 検討	検証・対象拡大の 検討
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	テレワーク制度 活用率	目標数値	R7度実績を基に 設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績数値				
1	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)	育児・介護の必要な職員が活用し易いテレワーク制度の運用は、仕事と家庭の両立の負担軽減につながるため設定 活用した職員数（分子）／小学生以下の子を持つ職員及び要介護者のいる職員（「要介護者の状態等申出書」提出者）数（分母）				
		目標数値	R7度実績を基に 設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
1	テレワーク制度 活用率	実績数値				
		育児・介護の必要な職員が活用し易いテレワーク制度の運用は、仕事と家庭の両立の負担軽減につながるため設定 活用した職員数（分子）／小学生以下の子を持つ職員及び要介護者のいる職員（「要介護者の状態等申出書」提出者）数（分母）				
参考						

(新)

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上				
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり				
項目番号	5	担当課	職員課	財政効果	—
実施項目	多様な働き方の実現				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	職員一人ひとりが意欲を持って働くためには、それぞれの家庭の状況に応じた多様な働き方ができる環境整備が必要である。特に育児と介護が必要な職員が仕事と家庭生活を両立できるよう支援することは、離職を防止し、職員の能力発揮において重要です。				
目的	職員一人ひとりの状況に応じた多様な働き方を実現することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、職員の意欲を高め、生産性の向上を図る。				
取組概要	<p>○テレワーク制度を更に推進するため、毎年の実施結果を検証し、次のステップに向けた課題整理を行なながら、対象範囲の拡大や実施方法の改善を進めます。</p> <p><b>ステップ1 全体の実態把握・課題整理</b>  <b>ステップ2 当面の推進方針決定</b>  <b>ステップ3 推進体制構築、環境整備</b></p> <p>○時差勤務制度は、育児と介護目的以外でも活用できるよう対象の拡大を進めるとともに、業務管理(実労働時間の把握等)がし易い運用方法を検討し、活用促進を図る。</p>				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	テレワークや時差出勤により、通勤時間の削減、育児や介護など一定時間を必要とする職員の負担軽減、離職・休職の防止、ワークライフバランスの向上、柔軟な働き方、人材確保、生産性の向上などの効果につながる。				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	テレワーク制度の活用促進	実施検証	実施検証	実施検証	実施検証
2	時差勤務制度の拡大	実施検証 拡大検討	実施検証 拡大検討	実施検証 拡大検討	実施検証 拡大検討
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
テレワーク制度 活用率	目標数値	R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	実績数値				
1	効果額				
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		育児・介護の必要な職員が活用し易いテレワーク制度の運用は、仕事と家庭の両立の負担軽減につながるため設定 <b>テレワーク制度活用率=小学生以下の子を持つ職員が活用した職員数（分子）／小学生以下の子を持つ職員（分母）</b>			
時差勤務制度 活用率	目標数値	R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	実績数値				
2	効果額				
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		育児・介護の必要な職員が活用し易いテレワーク制度の運用は、仕事と家庭の両立の負担軽減につながるため設定 <b>時差勤務制度活用率=小学生以下の子を持つ職員が活用した職員数（分子）／小学生以下の子を持つ職員（分母）</b>			
参考					

## (Ⅰ)

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上					
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり					
項目番号	4	担当課	業務課	財政効果	—	
実施項目	多様な働き方の実現					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	障がい者の雇用・就業は、障がい者の自立や社会参加のための重要な柱であり、障がい者一人ひとりが能力を最大限に発揮し、それぞれの適正に応じて働くことができる職場環境づくりが求められている。このような背景のもと、国は障がい者の雇用機会を確保するため、障害者雇用率を定め事業主に達成義務を課している。					
目的	障がい者に適した庁内業務の受注調整などにより、年間を通して安定した作業量を確保することで雇用の維持・拡大を図る。					
取組概要	<p>法定雇用率(R8年7月3.0%)を上回る状態を維持する必要があるため、職員課と連携し業務課が雇用の受け皿となって取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の意思を尊重しながら業務の種類や方法をコーディネートする。</li> <li>○従事できる作業等を受注業務から切分けたり、新規に探したりして、業務量を確保する。</li> <li>○各障がい者の特性を理解し支援担当職員と共有する。</li> <li>○新規採用候補者があれば職員課と連携し、業務体験等を実施しながら業務環境を整えていく。</li> </ul>					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	各部署に共通する単純業務を業務課へ集約したり、一時的に集中する業務やデザイン等の業務について業務課が受け皿となるなど、各部署との連携を通じて障がい者の持つ能力を最大限に活かすことで、市役所全体としての業務の平準化や職員負担の軽減、人材の有効活用につなげる。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	受注業務量の維持確保	実施	実施	実施	実施	実施
2	障がい者の特性の理解と共有	実施	実施	実施	実施	実施
3	新規採用候補者の就業体験等実施	実施	実施	実施	実施	実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1 2 3	障害者雇用促進法による法定雇用率	目標数値	3.00%	3.00%	3.00%	3.00%
		実績数値				
	指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づく障害者雇用率を上回るよう障がい者雇用の推進に取り組む。				
参考		-地方公共団体の法定雇用率:R6年4月からR8年6月まで2.8%、R8年7月以降 3.0% -いなべ市のR7年4月現在の障害者雇用率:3.35%				

(新)

分類	<b>基本方針1 職員力と組織力の向上</b>				
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり				
項目番号	6	担当課	業務課	財政効果	—
実施項目	多様な働き方の実現				
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	障がい者の雇用・就業は、障がい者の自立や社会参加のための重要な柱であり、障がい者一人ひとりが能力を最大限に発揮し、それぞれの適正に応じて働くことができる職場環境づくりが求められている。このような背景のもと、国は障がい者の雇用機会を確保するため、障害者雇用率を定め事業主に達成義務を課している。				
目的	障がい者に適した庁内業務の受注調整などにより、年間を通して安定した作業量を確保することで雇用の維持・拡大を図る。				
取組概要	<p>法定雇用率(R8年7月3.0%)を上回る状態を維持する必要があるため、職員課と連携し業務課が雇用の受け皿となって取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の意思を尊重しながら業務の種類や方法をコーディネートする。</li> <li>○従事できる作業等を受注業務から切分けたり、新規に探したりして、業務量を確保する。</li> <li>○各障がい者の特性を理解し支援担当職員と共有する。</li> <li>○新規採用候補者があれば職員課と連携し、業務体験等を実施しながら業務環境を整えていく。</li> </ul>				
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	各部署に共通する単純業務を業務課へ集約したり、一時的に集中する業務やデザイン等の業務について業務課が受け皿となるなど、各部署との連携を通じて障がい者の持つ能力を最大限に活かすことで、市役所全体としての業務の平準化や職員負担の軽減、人材の有効活用につなげる。				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	受注業務量の維持確保	実施	実施	実施	実施
2	障がい者の特性の理解と共有	実施	実施	実施	実施
3	新規採用候補者の就業体験等実施	実施	実施	実施	実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	障害者雇用促進法による法定雇用率	目標数値	3.00%	3.00%	3.00%
		実績数値			
	効果額				
指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づく障害者雇用率を上回るよう障がい者雇用の推進に取り組む。			
参考		・地方公共団体の法定雇用率:R6年4月からR8年6月まで2.8%、R8年7月以降 3.0% ・いなべ市のR7年4月現在の障害者雇用率:3.35%			

## (Ⅰ)

分類	<b>基本方針1 職員力と組織力の向上</b>					
	(3)業務改革による生産性の向上					
項目番号	7	担当課	法務課、関係各課	財政効果	—	
実施項目	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進					
実施項目設定の 経緯・背景  <b>(R7.5/23委員会 提言を受けて追加)</b>	文書管理事務として、公文書の発生から廃棄までを効率的に管理できるファイリングシステムを平成16年度に全国に先駆けて導入し、いなべブランドとして確立してきました。平成30年度には文書管理システムを導入し、令和5年度からは電子決裁も可能とするなど、文書事務の効率化につなげた。このような背景のもと、収受、起案、決裁の事務に係る電子化を推進し、業務改革による生産性を向上する必要がある。					
目的	内部事務の効率化や効果的な業務の推進を図る。					
取組概要	○紙面により収受、起案、決裁を行っている事務を精査し、電子決裁の課題を検討・分類整理した上で、収受、起案、決裁の事務の電子化を推進する。					
目指す具体的効果  <b>(R7.5/23委員会 提言を受けて追加)</b>	電子決裁により、紙の書類を受け渡す手間、時間を削減とともに、承認までの進捗状況を把握することで決裁の遅延を防ぎ、業務を効率的に管理することにつながる。 承認までの履歴が残るため、不正行為を防止し、内部統制の強化につながる。 ペーパレス化による経費、資源の削減につながる。					
主な事業	○情報公開・個人情報保護審査会事業 ○法制執務支援事業 ○文書管理支援事業 ○行政不服審査会事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	電子決裁の推進	検証実施	電子決裁の推進			
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	電子決裁率	目標数値	検討・分類整理 (取組の効果を踏まえ設定)	(取組の効果を踏まえ設定) (取組の効果を踏まえ設定)	(取組の効果を踏まえ設定)	
		実績数値				
指標の基準・考え方  <b>(R7.5/23委員会提言を受けて 追加)</b>		電子決裁率の向上により、業務の効率化、適切な進捗管理などが可能となる。 電子決裁率 決裁総数（分母）に対する電子決裁数（分子）				
参考						

(新)

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上 (3)業務改革による生産性の向上					
	項目番号	担当課	法務課、関係各課	財政効果	—	
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進					
目的	内部事務の効率化や効果的な業務の推進を図る。					
取組概要	○紙面により収受、起案、決裁を行っている事務を精査し、電子決裁の課題を検討・分類整理した上で、収受、起案、決裁の事務の電子化を推進する。					
目指す具体的な効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	電子決裁により、紙の書類を受け渡す手間、時間を削減とともに、承認までの進捗状況を把握することで決裁の遅延を防ぎ、業務を効率的に管理することにつながる。 承認までの履歴が残るため、不正行為を防止し、内部統制の強化につながる。 ペーパレス化による経費、資源の削減につながる。					
主な事業	○情報公開・個人情報保護審査会事業 ○法制執務支援事業 ○文書管理支援事業 ○行政不服審査会事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	電子決裁の推進	検証・実施		電子決裁の推進		
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	電子決裁率	目標数値	検討・分類整理	(取組の効果を踏まえ設定)	(取組の効果を踏まえ設定)	
		実績数値				
効果額						
指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		電子決裁率の向上により、業務の効率化、適切な進捗管理などが可能となる。 電子決裁率 = 決裁総数（分母）に対する電子決裁数（分子）				
参考						

## (Ⅺ)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(1) 公共施設マネジメントの強化				
項目番号	9	担当課	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課	財政効果	⊖
実施項目	公共施設等マネジメントの推進				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	人口減少や少子高齢化、財政状況の悪化などに対応するため、公共施設の数や規模を最適化する公共施設の適正配置が必要です。施設の統廃合、複合化、規模の縮小、長寿命化などを検討し、持続可能な行政サービスの提供を目指すとするものです。				
目的	公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の適正な配置を実現し、持続可能な自治体経営の確立を目指す。				
取組概要	○いなべ市公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口動態と縮小する財政規模を見据え、公共施設の保有量の適正化を推進するため、施設管理部門に毎年ヒアリングを実施することで、現状を把握し進捗管理を行う。				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	公共施設配置の適正化により、維持管理費の抑制を図る。				
主な事業	○庁舎維持管理事業 ○北勢庁舎維持管理事業 ○員弁庁舎維持管理事業 ○公共施設整備事業 ○公有財産維持管理事業 ○教育委員会事務局事業 ○公立小学校管理事業 ○大安庁舎維持管理事業 ○土木施設使用管理事業				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	いなべ市公共施設等総合管理計画 に基づく取組の推進	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画進捗率 (%)	目標数値	(進捗に応じて設定)	(進捗に応じて設定)	(進捗に応じて設定)	(進捗に応じて設定)
	実績数値				
1	効果額				
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		公共施設等マネジメントの取組により、公共施設等の廃止、統廃合などの計画を立て、施設ごとの計画完了状況を算出する。公共施設等の削減に伴う維持管理費の削減額を効果額とする。			
参考					

(新)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(1) 公共施設マネジメントの強化					
項目番号	13	担当課	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課	財政効果	⊖	
実施項目	公共施設等マネジメントの推進					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	人口減少や少子高齢化、財政状況の悪化などに対応するため、公共施設の数や規模を最適化する公共施設の適正配置が必要です。 施設の統廃合、複合化、規模の縮小、長寿命化などを検討し、持続可能な行政サービスの提供を目指そうとするものです。					
目的	公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の適正な配置を実現し、持続可能な自治体経営の確立を目指す。					
取組概要	○いなべ市公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口動態と縮小する財政規模を見据え、公共施設の保有量の適正化を推進する。 ○毎年、施設管理部門にヒアリングを実施して、現状を把握し進捗管理を行う。					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	公共施設配置の適正化により、維持管理費の抑制を図る。					
主な事業	○庁舎維持管理事業 ○北勢庁舎維持管理事業 ○員弁庁舎維持管理事業 ○公共施設整備事業 ○公有財産維持管理事業 ○教育委員会事務局事業 ○公立小学校管理事業 ○大安庁舎維持管理事業 ○土木施設使用管理事業					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	いなべ市公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	計画進捗率 (%)	目標数値	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	
		実績数値				
1	効果額					
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		計画進捗率=計画を実行した施設数(分子)/各施設の計画・方針に応じた数(分母) 効果額は、公共施設等マネジメントの取組により、公共施設等の廃止、統廃合などの計画を立て、施設ごとの計画完了状況を算出の上、公共施設等の削減に伴う維持管理費の削減額を効果額とする。			
参考						

## (Ⅰ)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(2) 経常的な経費の効果的な配分				
項目番号	10	担当課	財政課	財政効果	○
実施項目	効果的な予算編成業務				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	人口減少による収入減、少子高齢化による社会保障経費の負担増や高止まりする公債費をはじめ、年々増加する経常的な経費、老朽化した施設の更新に係る支出増など、様々な要因による厳しい財政状況を見据え、持続可能な財政基盤を確立するため、行政評価結果を翌年度予算編成につなげる仕組みづくりが必要がある。				
目的	限られた財源を効果的・効率的に活用する予算編成を推進する。				
取組概要	○枠配分予算を一律の割合で圧縮する取組を令和11年度まで継続して実施する。 ○枠配分予算の圧縮を「補助金・負担金の総点検」を受けて実施手法を検証し、令和12年度実施に向けて枠配分予算の仕組みづくりをする。 ○枠配分予算の圧縮を「受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検」を受けて実施手法を検証し、令和12年度実施に向けて枠配分予算の仕組みづくりをする。 ○全体予算の圧縮を「行政評価の効果的な運用」を受けて実施手法を検証し、令和12年度実施に向けて仕組みづくりをする。				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	枠配分予算の圧縮により、職員のコスト意識改革と予算の過大計上等の抑制につながる。 全体予算の圧縮により、本市の収入に見合った予算編成が可能になり、持続可能な財政基盤の確立につながる。				
主な事業	○財政管理事務事業 ○公債費償還元金事務事業 ○公債費償還利子事務事業				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	枠配分予算の一括圧縮	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
2	「補助金・負担金の総点検」による 枠配分予算の圧縮	仕組検証 (政策課)	仕組検証 (政策課)	検証・実施	検証・実施 (先行)
3	「受益者負担(施設使用料)の適正化 のための総点検」による枠配分 予算の圧縮	仕組検証 (政策課)	検証・実施	検証・実施	検証・実施 実施
4	「行政評価の効果的な運用」による 全体予算の圧縮	仕組検証 (政策課)	仕組検証 (政策課)	検証	検証 実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	枠配分予算の圧縮額	目標数値	前年度の実績を 基に設定	前年度の実績を 基に設定	前年度の実績を 基に設定
		実績数値			
	効果額				
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)				
2	全体予算の 圧縮額	目標数値	-	-	-
		実績数値	-	-	-
	効果額				
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)				
参考		枠配分予算の一括圧縮の実施は、今般の物価高騰が落ち着くまでの間、物価の動向を踏まえ、毎年、実施の可否又は圧縮率を検討することとする。			

(新)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(2) 経常的な経費の効果的な配分				
項目番号	14	担当課	財政課	財政効果	○
実施項目	効果的な予算編成業務				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	人口減少による収入減、少子高齢化による社会保障経費の負担増や高止まりする公債費をはじめ、年々増加する経常的な経費、老朽化した施設の更新に係る支出増の状況にある。様々な要因による厳しい財政状況を見据え、持続可能な財政基盤を確立するため、行政評価結果を翌年度予算編成につなげる仕組みづくりが必要です。				
目的	限られた財源を効果的・効率的に活用する予算編成を推進する。				
取組概要	○各部署に一定の金額枠を配分し、その枠内で自由に予算を編成することができる枠配分予算について、一律の割合で圧縮する取組を令和11年度まで継続して実施する。 ○「補助金・負担金の総点検」、「受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検」等の行政改革の取組結果を考慮した枠配分予算の縮減を実施する。 ○全体予算の圧縮を「行政評価の効果的な運用」を受けて実施手法を検証し、令和12年度実施に向けて仕組みづくりをする。				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	枠配分予算の圧縮により、職員のコスト意識改革と予算の過大計上等の抑制につながる。全体予算の圧縮により、本市の収入に見合った予算編成が可能になり、持続可能な財政基盤の確立につながる。				
主な事業	○財政管理事務事業 ○公債費償還元金事務事業 ○公債費償還利子事務事業				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	枠配分予算の一括圧縮	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施
2	「補助金・負担金の総点検」による 枠配分予算の圧縮	仕組検証 (政策課)	検証 実施	検証 実施	検証 実施
3	「受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検」による枠配分 予算の圧縮	仕組検証 (政策課)	検証 実施	検証 実施	検証 実施
4	「行政評価の効果的な運用」による 全体予算の圧縮	仕組検証 (政策課)	仕組検証 (政策課)	検証	検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	枠配分予算の圧縮額	目標数値	前年度実績を 基に設定	前年度実績を 基に設定	前年度実績を 基に設定
		実績数値			
	効果額				
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		枠配分予算の圧縮額を効果額とする。		
2	全体予算の 圧縮額	目標数値	-	-	-
		実績数値	-	-	-
	効果額				
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		全体予算の圧縮額を効果額とする。		
参考		枠配分予算の一括圧縮の実施は、今般の物価高騰が落ち着くまでの間、物価の動向を踏まえ、毎年、実施の可否又は圧縮率を検討することとする。			

## (Ⅰ)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(2) 経常的な経費の効果的な配分				
項目番号	11	担当課	政策課 関係各課(監査課)	財政効果	⊖
実施項目	補助金・負担金の総点検				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	地方自治法第232条の2において、補助金は公益上必要があると認めた場合に補助をすることができるとしている。については、補助金が効果的かつ有効に執行されていることを検証できる仕組みづくりが必要である。				
目的	補助金の交付に当たって、市としての統一的な基準と継続的な検証の仕組みづくりにより、補助金の効果的かつ効率的な執行を図る。また、補助金のほか負担金についても適用するものとする。				
取組概要	<p>○補助金の交付目的、対象事業、実施効果等を改めて確認し、補助金・負担金のあり方について検討する。</p> <p>○実績報告に基づき補助金・負担金の支出効果を検証し、翌年度実施に向けた改善見直しを図る。</p> <p>○市単独で支援を行う財政支援団体等については、定期的な協議・調整を行い、経営改善に向けた取組を支援する。</p> <p>○複数の構成団体からの負担金により運営する一部事務組合などに対しては、関係機関と連携し、効果的・効率的な運営に向けて調整を図る。</p>				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	団体又は個人の行う特定の事務事業に対する補助費・負担金は、目的や内容が時代に即したものか、補助金額・負担金の妥当性の検証や算定根拠など、効果的かつ有効に執行されていること(補助金・負担金チェックシート)を策定し、検証を行うことで透明性を確保する。				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	補助金・負担金の総点検	チェックシート 策定、検証	検証	検証	検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	補助金・負担金の 削減額	目標数値	仕組みづくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績数値			
効果額					
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		補助費等 いなべ市 73,508円（一部事務組合： 2,218円、それ以外：71,291円） 類似団体 86,355円（一部事務組合：17,664円、それ以外：68,691円） 令和4年度財政状況類似団体比較（人口1人当たり）			
参考					

## (新)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(2) 経常的な経費の効果的な配分				
項目番号	15	担当課	政策課、関係各課(監査課)	財政効果	⊖
実施項目	補助金・負担金の総点検				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	地方自治法第232条の2において、補助金は公益上必要があると認めた場合に補助をすることができる。については、補助金が効果的かつ有効に執行されていることを検証できる仕組みづくりが必要です。				
目的	補助金の交付に当たって、市としての統一的な基準と継続的な検証の仕組みづくりにより、補助金の効果的かつ効率的な執行を図る。また、補助金のほか負担金についても適用するものとする。				
取組概要	<p>○補助金の交付目的、対象事業、実施効果等を改めて確認し、補助金・負担金のあり方について検討する。</p> <p>○実績報告に基づき補助金・負担金の支出効果を検証し、翌年度実施に向けた改善見直しを図る。</p> <p>○市単独で支援を行う財政支援団体等については、定期的な協議・調整を行い、経営改善に向けた取組を支援する。</p> <p>○複数の構成団体からの負担金により運営する一部事務組合などに対しては、関係機関と連携し、効果的・効率的な運営に向けて調整を図る。</p>				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	団体又は個人の行う特定の事務事業に対する補助費・負担金は、目的や内容が時代に即したものか、補助金額・負担金の妥当性の検証や算定根拠など、効果的かつ有効に執行されていること(補助金・負担金チェックシート)を策定し、検証を行うことで透明性を確保する。				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	補助金・負担金の総点検	チェックシート策定 検証	検証	検証	検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	補助金・負担金の削減額	目標数値	仕組みづくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績数値			
効果額					
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		補助費等 いなべ市 73,047円 (一部事務組合： 2,215円、それ以外： 70,832円) 類似団体 85,053円 (一部事務組合： 18,456円、それ以外： 66,597円) 令和5年度財政状況類似団体比較 (人口1人当たり)			
参考					

## (Ⅰ)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	12	担当課	政策課、管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課	財政効果	⊖	
実施項目	受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	受益者負担については、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保し、行政サービスの持続可能性を高めるため、適正化の仕組みづくりが必要がある					
目的	施設使用料について、市民負担の公平性の観点から受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。					
取組概要	<p>○行政サービスを提供するために必要な費用(原価)に対し、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保するため、受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か、他市事例の調査・研究を進め、基本方針を策定し、十分な検証を行う。</p> <p>○「使用料の適正化に関する基本方針」を策定し、施設使用料について、毎年度原価計算により検証し、適宜見直しを図る。</p>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	受益者がどのくらいの割合を負担するのか見える化した上で、使用料を決定することが、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保や行政サービスの持続可能性を高めることにつながる。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	基本方針の策定・見直し	調査・研 究・策定	見直し	見直し	見直し	見直し
2	受益者負担の適正化	検証	検証・実施	検証・実施	検証・実施	検証・実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	使用料の 増加額	目標数値	仕組みづくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績数値				
	効果額					
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)	補助費等は、一部事務組合負担金を除くと類似団体を上回っており、個々の補助費等の確認し、予算（経常的経費）の削減につなげる。				
	参考	使用料 いなべ市 2,096円 類似団体 5,457円 令和4年度財政状況類似団体比較(人口1人当たり)				

(新)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	16	担当課	政策課、管財課、生涯学習課、 関係各課	財政効果	⊖	
実施項目	受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	受益者負担については、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保し、行政サービスの持続可能性を高めるため、適正化の仕組みづくりが必要です。					
目的	施設使用料について、市民負担の公平性の観点から受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。					
取組概要	<p>○行政サービスを提供するために必要な費用(原価)に対し、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保するため、受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か、他市事例の調査・研究を進め、基本方針を策定し、十分な検証を行う。</p> <p>○「使用料の適正化に関する基本方針」及び「<b>受益者負担適正化ガイドライン</b>」を策定し、施設使用料について、毎年度原価計算により検証し、適宜見直しを図る。</p>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	受益者がどのくらいの割合を負担するのか見える化した上で、使用料を決定することが、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保や行政サービスの持続可能性を高めることにつながる。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	基本方針の策定・見直し	調査・研 究・策定	見直し	見直し	見直し	見直し
2	受益者負担の適正化	検証	検証	検証	検証	検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	施設使用料の 増加額	目標数値	仕組みづくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績数値				
	効果額					
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提 言を受けて 追加)	補助費等は、一部事務組合負担金を除くと類似団体を上回っており、個々の補助費等の確認し、予算（経常的経費）の削減につなげる。				
	参考	使用料	いなべ市 2,321円 類似団体 5,526円	令和5年度財政状況類似団体比較（人口1人当たり）		

## (Ⅰ)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	13	担当課	納税課	財政効果	○	
実施項目	徴収率の維持・向上					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7. 5/23委員会 提言を受けて追加)	定期的な三重地方税回収機構への職員派遣によって差押手法を習得している。派遣終了後は、そのノウハウを納税課課員に伝授することで課員全体の能力向上に努めている。この実施項目は、公平負担原則や財源確保の観点からも継続していく必要不可欠であり、これにより現在の徴収率を確保している。					
目的	税の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。					
取組概要	<p>○これまで多様な納税方法など納税しやすい環境づくりを推進し、いなべブランドにも掲げているとおり高い納税率を維持しているが、今後も電子納税課や金融機関の窓口や口座振替だけではなく、コンビニ納付やスマート決済等、納付環境を拡充して、納税者等の利便性の向上を図る。</p> <p>○納税困難な方には、分割納付、納税猶予などの納税相談を行い、悪質な滞納者に対しては、債権、不動産、無体財産など法律に基づいた差押えを実施する。</p>					
目指す具体的効果  (R7. 5/23委員会 提言を受けて追加)	納税者等の利便性の向上を図ることで、一層の徴収率向上につなげると共に公平負担の原則につながる。					
主な事業	○固定資産評価審査委員会事務 ○三重地方税管理回収機構事業 ○市税収納事務 ○滞納整理事務					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	徴収率向上の取組	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	徴収率(市税)	目標数値	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	
		実績数値				
効果額(一般会計)						
指標の基準・考え方  (R7. 5/23委員会提言を受けて 追加)		徴収率は、自治体平均より高い水準であるが、公平負担の原則から、過去5年度の平均値98.26%以上の徴収率を効果額とする。 課税収納額(分子) / 課税調定額(分母)				
参考		H31/98.02%、R2/98.17%、R3/98.13%、 R4/98.24%、R5/98.72% R5全国自治体平均/98.1%				

(新)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	17	担当課	納税課	財政効果	⊖	
実施項目	徴収率の維持・向上					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	三重地方税回収機構への職員派遣によって差押手法を習得し、派遣終了後は、納税課においてそのノウハウを共有し、組織力の向上に努めている。いなべブランドに「納税意識の高いまち いなべ」を掲げ、納税意識の醸成を図ってきましたが、今後も公平負担原則や財源確保の観点から、継続的な取組が必要です。					
目的	税の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。					
取組概要	<p>○金融機関やコンビニ、市の窓口や口座振替だけではなく、納税者利便の向上、業務の効率化、非接触での税務手続の実現を図るため、キャッシュレス決済等、納付環境を拡充して、納税者等の利便性の向上を図る。</p> <p>○納税困難者に対する分割納付、納税猶予などの納税相談を行う一方で、悪質な滞納者に対しては、債権、不動産、無体財産など、差押えを実施する。</p>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	市税の徴収率の向上により、歳入の確保及び公平負担の原則につながる。					
主な事業	○固定資産評価審査委員会事務 ○三重地方税管理回収機構事業 ○市税収納事務 ○滞納整理事務					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	徴収率向上の取組	実施 検証 ↗	実施 検証 ↗	実施 検証 ↗	実施 検証 ↗	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	徴収率(市税)	目標数値	98.26%以上	98.26%以上	98.26%以上	
		実績数値				
効果額(一般会計)						
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		徴収率は、自治体平均より高い水準であるが、公平負担の原則から、過去5年度の平均値98.26%以上の徴収率を効果額とする。 徴収率(市税)=課税収納額(分子) / 課税調定額(分母)				
参考		年度別収納率 R2/98.17%、R3/98.13%、R4/98.24%、R5/98.72%、R6/98.73% (差押230件 換価額19,614,294円) R5全国自治体平均/98.1%				

## (Ⅺ)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	14	担当課	市民税課	財政効果	—	
実施項目	特別徴収の推進					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	三重県は、県内全市町と連携し、平成21年度から個人住民税の特別徴収の加入促進に向けた取組を行い、平成26年5月に法定要件に該当する事業主について特別徴収義務者の指定の徹底を開始している。その結果、給与所得者における特別徴収実施割合は90%超まで大幅にアップしている(平成25年度は76.1%)。個人住民税の徴収について大きな効果があり、引き続き高い特別徴収指定率の維持が必要である。					
目的	税や保険料等の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。					
取組概要	<p>○特別徴収制度の周知徹底により納税者等の利便性の向上を図り、徴収率の向上に努める。</p> <p>○法律に基づいた制度の説明を丁寧に行い、特段の事情が無い限りは特別徴収を行ってもらうよう事業所の理解を得る。</p>					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	個人住民税の支払いについて、普通徴収は自己責任での支払いのため、特別徴収に比べ未納が多いが(支払忘れ、口座預貯金不足等)、特別徴収は事業所が徴収を行う給与天引きという性質上、特別徴収の指定率が高いほど徴収率も高くなる。そのため特別徴収指定率を維持していくことが財源の確保につながる。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	徴収率向上の取組	実施検証	実施検証	実施検証	実施検証	実施検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	特別徴収指定率 (市税)	目標数値	指定率90%以上を維持	指定率90%以上を維持	指定率90%以上を維持	指定率90%以上を維持
		実績数値				
1	効果額					
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	特別徴収指定率は、県内自治体の中でも高い水準であるが、制度の理解がないまま事業主や経理担当の考え方次第で普通徴収とされるケースがある。事業所に対する働きかけや法定要件に基づいた適切な説明を継続し、財源の確保につなげる。 特徴事業所（分子）／全事業所（分母）				
	参考	地方税法第321条の4で所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない。				

(新)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(3) 安定的な自主財源の確保				
項目番号	18	担当課	市民税課	財政効果	—
実施項目	特別徴収の推進				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	三重県は、県内全市町と連携し、平成21年度から個人住民税の特別徴収の加入促進に向けた取組を行い、平成26年5月に法定要件に該当する事業主について特別徴収義務者の指定の徹底を開始している。その結果、給与所得者における特別徴収実施割合は90%超まで大幅にアップしている(平成25年度は76.1%)。個人住民税の徴収について大きな効果があり、引き続き高い特別徴収指定率の維持が必要です。				
目的	税や保険料等の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。				
取組概要	<p>○特別徴収制度の周知徹底により納税者等の利便性の向上を図り、徴収率の向上に努める。</p> <p>○法律に基づいた制度の説明を丁寧に行い、特段の事情が無い限りは特別徴収を行ってもらうよう事業所の理解を得る。</p>				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	個人住民税の支払いについて、普通徴収は自己責任での支払いのため、特別徴収に比べ未納が多いが(支払忘れ、口座預貯金不足等)、特別徴収は事業所が徴収を行う給与天引きという性質上、特別徴収の指定率が高いほど徴収率も高くなる。 そのため特別徴収指定率を維持していくことが財源の確保につながる。				
主な事業	-				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	徴収率向上の取組	実施検証	実施検証	実施検証	実施検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	特別徴収指定率 (市税)	目標数値	91.4%	91.6%	91.8%
		実績数値			
1	効果額				
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	特別徴収指定率は、県内自治体の中でも高い水準であるが、制度の理解がないまま事業主や経理担当の考え方次第で普通徴収とされるケースがある。事業所に対する働きかけや法定要件に基づいた適切な説明を継続し、財源の確保につなげる。 特別徴収指定率(市税)=特徴事業所(分子)/全事業所(分母)			
参考		地方税法第321条の4で所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない。			

## (Ⅰ)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	15	担当課	資産税課	財政効果	○	
実施項目	相続登記の促進					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	相続登記が完了するまでの間、相続人代表者を納稅義務者に指定してきましたが、納稅通知書の不達やトラブルの原因となることもあるため、これまで窓口における死亡手続きの際には相続登記の促進に努めてきました。しかし、その効果は限定的であり、所有者不明土地の増加を防ぐためには、より影響力の大きな相続登記の義務化(令和6年4月1日施行)を周知徹底することが必要である。					
目的	相続開始から3年以内での相続登記の完了を促進する。					
取組概要	<p>○納稅通知書を発送する際に用いる封筒に、登記法の改正により相続登記が義務化されたこと等の文言等を印刷することで、納稅義務者に周知する。</p> <p>○窓口において死亡手続きを行う際、登記法の改正による相続登記の義務化を説明することに加えてチラシを配布する。</p> <p>○相続人代表者指定届により管理された納稅義務者に対して、相続開始から3年目となる年度に忘却による未相続を防止するための通知を行う。</p>					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続登記の促進による所有者不明土地問題の減少。</li> <li>相続登記の促進による相続人調査等に係る事務負担の軽減。</li> </ul>					
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産評価事務</li> <li>資産税賦課事務</li> </ul>					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	納稅通知書発送用の封筒への周知文言等の印刷	実施	実施	実施	実施	実施
2	死亡手続きの際の啓発用チラシ配布	実施	実施	実施	実施	実施
3	相続人代表者に相続開始から3年目となる年度に通知を行う	実施	実施	実施	実施	実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	相続人代表者を納稅義務者としている数	目標数値	R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績数値				
1	効果額					
	指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	年度ごとに相続人代表者数における相続登記完了数の割合を算出し、その割合を前年度以上とすることを目標数値とする。 計算式=相続登記数（分子）／相続人代表者（分母）				
	参考	相続人は、不動産（土地・家屋）を相続で取得したことを知った日から3年内に相続登記を申請することが義務化され、正当な理由なく相続登記しない場合、10万円以下の過料が科される可能性がある。				

(新)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立					
	(3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	19	担当課	資産税課、関係各課	財政効果	⊖	
実施項目	相続登記の促進					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	相続登記が完了するまでの間、相続人代表者を納稅義務者に指定してきましたが、納稅通知書の不達やトラブルの原因となることもあるため、これまで窓口における死亡手続きの際には相続登記の促進に努めてきました。しかし、その効果は限定的であり、所有者不明土地の増加を防ぐためには、より影響力の大きな相続登記の義務化(令和6年4月1日施行)を周知徹底することが必要です。					
目的	相続開始から3年以内での相続登記の完了を促進する。					
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○納稅通知書を発送する際に用いる封筒に、登記法の改正により相続登記が義務化されたこと等の文言等を印刷することで、納稅義務者に周知する。</li> <li>○窓口において死亡手続きを行う際、登記法の改正による相続登記の義務化を説明することに加えてチラシを配布する。</li> <li>○相続人代表者指定届により管理された納稅義務者に対して、相続開始から3年目となる年度に忘却による未相続を防止するための通知を行う。</li> </ul>					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続登記の促進による所有者不明土地問題の減少。</li> <li>・相続登記の促進による相続人調査等に係る事務負担の軽減。</li> </ul>					
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産評価事務</li> <li>・資産税賦課事務</li> </ul>					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	納稅通知書発送用の封筒への周知文言等の印刷	実施	実施	実施	実施	実施
2	死亡手続きの際の啓発用チラシ配布	実施	実施	実施	実施	実施
3	相続人代表者に相続開始から3年目となる年度に通知を行う	実施	実施	実施	実施	実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	相続人代表者指定届の届出者における相続登記の完了率	目標数値 R7度実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	実績数値					
1	効果額					
	指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	年度ごとに相続人代表者指定届の届出者における相続登記完了の割合を算出し、その割合を前年度以上とすることを目標数値とする。 相続人代表者指定届の届出者における相続登記の完了率=相続登記数（分子）／相続人代表者（分母）				
	参考	相続人は、不動産（土地・家屋）を相続で取得したことを知った日から3年内に相続登記を申請することが義務化され、正当な理由なく相続登記しない場合、10万円以下の過料が科される可能性がある。				

(四)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立							
	(3) 安定的な自主財源の確保							
項目番号	16	担当課	管財課、関係各課		財政効果	○		
実施項目	市有財産の有効活用・処分							
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	(市が所有する全ての財産のうち、遊休資産の活用や公共施設の再配置、売却などを正確に把握し、地元自治会と調整を図りながら有効活用を図ることが必要である。)							
目的	貸付や売払いによる経常的経費の抑制及び自主財源の確保を図る。							
取組概要	<p>○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有状況(権利関係を含む。)を明確にし、市の保有土地及び施設の有効活用又は処分の検討をする。</p> <p>○未利用市有地の売却や有効活用の検討をする。</p>							
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	市有財産の貸付及び売払いにより、有効活用を図るとともに、歳入の増加が見込める。							
主な事業	-							
実施内容		実施時期						
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1	市有財産の有効活用	調査・検討・ 調査・検討・ 調査・検討・ 調査・検討・ 調査・検討・	調査・ 検討・ 調査・ 検討・ 調査・ 検討・	調査・ 検討・ 調査・ 検討・ 調査・ 検討・	調査・ 検討・ 調査・ 検討・ 調査・ 検討・	調査・ 検討・ 調査・ 検討・ 調査・ 検討・		
2	未利用市有地等の売払いの推進	調査・ 検討・ 調査・ 検討・ 調査・ 検討・	調査・ 検討・ 調査・ 検討・ 調査・ 検討・	調査・ 検討・ 調査・ 検討・ 調査・ 検討・	調査・ 検討・ 調査・ 検討・ 調査・ 検討・	調査・ 検討・ 調査・ 検討・ 調査・ 検討・		
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1	市有財産の貸付額	目標数値	前年度実績を基に設定する	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上		
		実績数値						
効果額								
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		財産収入は、類似団体を下回っているため、市有財産の貸付額を指標とする。新規貸付額を効果額とする。貸付による収入以上に経費がかかるものは売却の可能性を考慮する。						
2	売却可能な未利用市有地等の価格	目標数値	前年度実績を基に設定する	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上		
		実績数値						
効果額								
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		財産収入は、類似団体を下回っているため、売却可能でまだ売れていない未利用市有地等の地価総額を指標とする。この地価総額の削減額を効果額とする。						
参考		財産収入 いなべ市 1,166円 類似団体 2,430円 令和4年度財政状況類似団体比較(人口1人当たり)						

## (新)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立 (3) 安定的な自主財源の確保					
項目番号	20	担当課	管財課、関係各課	財政効果	⊖	
実施項目	市有財産の有効活用・処分					
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	市が所有する全ての財産のうち、遊休資産の活用や公共施設の再配置、売却などを正確に把握し、地元自治会と調整を図りながら有効活用を図ることが必要です。					
目的	貸付や売払いにより経常的経費の抑制及び自主財源の確保を図る。					
取組概要	○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有状況(権利関係を含む。)を明確にし、市の保有土地及び施設の有効活用又は処分の検討をする。 ○未利用市有地の売却や有効活用は、費用対効果を考慮した上で活用を検討をする。					
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	市有財産の貸付及び売払いにより、有効活用を図れるとともに歳入の増加が見込める。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	市有財産の有効活用	調査・検討 ・実施	調査・検討 ・実施	調査・検討 ・実施	調査・検討 ・実施	
2	未利用市有地等の売払いの推進	調査・検討 ・実施	調査・検討 ・実施	調査・検討 ・実施	調査・検討 ・実施	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	市有財産 の貸付額	目標数値	前年度実績を基 に設定する	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上
		実績数値				
効果額						
		指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)				
		財産収入は、類似団体を下回っているため、市有財産の貸付額を指標とする。 新規貸付額を効果額とする。貸付による収入以上に経費がかかるものは売却の可 能性を考慮する。				
2	売却可能な未 利用市有地等 の価格	目標数値	前年度実績を基 に設定する	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上
		実績数値				
効果額						
		指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)				
		財産収入は、類似団体を下回っているため、売却可能でまだ売れていない未利用 市有地等の地価総額を指標とする。この地価総額の削減額を効果額とする。				
参考		財産収入 いなべ市 1,187円 類似団体 2,409円 令和5年度財政状況類似団体比較(人口1人当たり)				

## (Ⅰ)

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				
	(3) 安定的な自主財源の確保				
項目番号	17	担当課	商工観光課、関係各課(政策課)	財政効果	○
実施項目	寄附金制度の有効活用				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	ふるさと納税は、行政改革の一環として、都市部への税収集中を是正し、地方の財源を確保するために導入されました。納税者が応援したい自治体を選べる仕組みにより、住民の参加意識を高めるとともに、自治体間の競争を促し、行政の質の向上や地域の自立・活性化を図ることが目的です。				
目的	生まれ育ったまち(自治体)や応援したい自治体(まち)に寄附という形で貢献し、地域の活性化と自治間の財政格差の是正を図るために、市を応援していただける方からの寄附を広く募る。				
取組概要	魅力的な返礼品の発掘や開発支援、地域資源を活かしたPR活動を強化するとともに、寄付金の使途や効果を分かりやすく発信することで信頼性を高め、リピーターや新規寄附者の獲得を図ります。また、寄附ポータルサイトの充実やSNSを通じた情報発信を行い、ふるさと納税のいなべブランド化を図ります。				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	ふるさと納税は、寄附を通じて地方自治体が財源を確保し、地場産業の振興や子育て支援、観光促進など地域の特色ある事業に活用することで地域活性化を図る制度であり、納税者が応援したい自治体や使い道を選べる仕組みにより行政参加を促進し、自治体間の政策競争を通じて行政サービスの向上や、都市と地方のつながり強化を目指しています。				
主な事業	○ふるさといなべ応援事業				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	返礼品発送件数	返礼品選定 寄附受入 令状等送付	返礼品選定 寄附受入 令状等送付	返礼品選定 寄附受入 令状等送付	返礼品選定 寄附受入 令状等送付
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	ふるさと納税額	目標数値	99,000千円	100,000千円	100,000千円
		実績数値			
1	効果額				
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)	寄附額が市民税の控除額を下回っているため、ポータルいサイトの充実や魅力的な返礼品の発掘・開発支援やSNSの発信を強化し、控除額を上回る寄附額を目指値とする。			
参考		寄附金 いなべ市 2,051円 類似団体 17,129円 令和4年度財政状況類似団体比較（人口1人当たり）			

(新)

分類	<b>基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立</b>				
	(3) 安定的な自主財源の確保				
項目番号	21	担当課	商工観光課、関係各課(政策課)	財政効果	⊖
実施項目	寄附金制度の有効活用				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	ふるさと納税は、地方創生の一環として、都市部への税収集中を是正し、地方の財源を確保するために導入されました。本市においても「楽器を寄附するふるさと納税」として、いなべブランドを展開してきました。今後は、一層、納税者に応援したい自治体として選ばれるよう、行政の質の向上や地域の自立・活性化を図ることが必要です。				
目的	生まれ育ったまち(自治体)や応援したい自治体(まち)に寄附という形で貢献し、地域の活性化と自治間の財政格差の是正を図るために、市を応援していただける方からの寄附を広く募る。				
取組概要	<p>○魅力的な返礼品の発掘や開発支援、地域資源を活かしたPR活動を強化とともに、寄付金の使途や効果を分かりやすく発信することで信頼性を高め、リピーターや新規寄附者の獲得を図る。</p> <p>○寄附ポータルサイトの充実やSNSを通じた情報発信により、新規寄附者の獲得に努め、自主財源の確保につなげる。</p>				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	地域の魅力・地場産品を知つてもうらうことができる「地域の魅力に対する認知拡大効果」、地域との関わりを増やしてもらうことができる「観光などの形で人々との関与拡大効果」、「交流人口の創出、ひいては定住人口の創出効果」につながる。				
主な事業	○ふるさといなべ応援事業				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	ふるさと納税額向上の取組	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	ふるさと納税額 目標数値	70,000千円	82,000千円	94,000千円	106,000千円
	実績数値				
1	効果額				
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		寄附額は、類似団体を大きく下回っているため、ふるさと納税額を指標とする。			
参考		<p>ふるさと納税額 R2／25,684千円、R3／41,078千円、R4／85,117千円、R5／63,243千円、R6／50,514千円</p> <p>ふるさと納税額（企業版）R2／2,500千円、R3／3,836千円、R4／1,000千円、R5／48,862千円、R6／23,487千円</p> <p>寄附金　いなべ市　1,573円　類似団体　18,726円</p> <p>令和5年度財政状況類似団体比較（人口1人当たり）</p>			

## (Ⅰ)

分類		基本方針Ⅲ 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築						
		(1)行政サービスのデジタル化推進						
項目番号	20	担当課	情報課、市民課	財政効果	○			
実施項目	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上							
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	業人口減少及び労働力不足、デジタル競争力向上の必要性から行政窓口のあり方を見直し、窓口業務でのマイナンバーカードを活用したデジタル化やオンライン申請の推進を通じて、住民の利便性向上、行政運営の簡素化・効率化、コスト削減につなげる必要がある。							
目的	窓口業務におけるマイナンバーカードの活用を促進し、行政サービスの利便性向上を図る。							
取組概要	○マイナンバーカードを活用したフロントヤード改革の調査・研究を行う。 ○マイナンバーカードの取得促進と利便性の周知によりコンビニエンスストアでの証明書等の交付促進を行う。 ○事務手数料の支払いにおけるキャッシュレス決済の利用促進を行う。							
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上により、市民利の便性向上、経費・時間・人員削減につなげ、職員の労働環境を改善できる。							
主な事業	-							
実施内容			実施時期					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
1	フロントヤード改革の調査・研究		利活用調査 研究	利活用調査 研究	利活用調査 研究	利活用調査 研究		
2	マイナンバーカードの活用促進		周知推進 調査	周知推進 調査	周知推進 調査	周知推進 調査		
3	キャッシュレス決済等の促進		周知の推進 調査・検証					
評価指標			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
1	-	目標数値	—	—	—	—		
		実績数値						
2	コンビニエンスストアでの交付率 (戸籍証明・住民票・印鑑証明・戸籍附票)	目標数値	40%	41%	42%	43%		
		実績数値						
3	効果額							
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		マイナンバーカードは82%の市民が保有しているが、令和6年度のコンビニ交付の実績は17,661枚で全体の総数46,365枚に占める割合は38%であるため、行革によりこの数値を増やす					
	キャッシュレス決済の利用率(単年度)	目標数値	3.0%	3.5%	4.0%	4.50%		
		実績数値						
	効果額							
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		令和6年度の実績値として庁舎で発行された証明書の手数料は27,936通の内キャッシュレス決済で納入された分は798通であり、2.8%しかないと行革によりこの数値を増やす					
参考			フロントヤード改革／行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取組のこと。					

(新)

分類	基本方針Ⅲ 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築						
	(1)行政サービスのデジタル化推進						
項目番号	24	担当課	市民課、関係各課(情報課)	財政効果	○		
実施項目	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上						
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	業人口減少及び労働力不足、デジタル競争力向上の必要性から行政窓口のあり方を見直し、窓口業務でのマイナンバーカードを活用したデジタル化やオンライン申請の推進を通じて、住民の利便性向上、行政運営の簡素化・効率化、コスト削減につなげる必要があります。						
目的	窓口業務におけるマイナンバーカードの活用を促進し、行政サービスの利便性向上を図る。						
取組概要	○マイナンバーカードを活用したフロントヤード改革の調査・研究を行う。 ○マイナンバーカードの取得促進と利便性の周知によりコンビニエンスストアでの証明書等の交付促進を行う。 ○事務手数料の支払いにおけるキャッシュレス決済の利用促進を行う。						
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	フロントヤード改革は、オンライン申請の導入や窓口のデジタル化だけでなく、業務プロセスの見直しや庁舎空間の活用方法まで含めた総合的な改革を行うことで市民サービスの向上を目指すとともに、経費・時間・人員削減につなげ、職員の労働環境を改善できる。						
主な事業	-						
実施内容		実施時期					
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1	フロントヤード改革の調査・研究	利活用調査 研究	利活用調査 研究	利活用調査 研究	利活用調査 研究	利活用調査 研究	
2	マイナンバーカードの活用促進	調査 周知推進 検証	調査 周知推進 検証	調査 周知推進 検証	調査 周知推進 検証	調査 周知推進 検証	
3	キャッシュレス決済等の促進	調査 周知推進 検証	調査 周知推進 検証	調査 周知推進 検証	調査 周知推進 検証	調査 周知推進 検証	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1	コンビニエンスストアでの交付率 (戸籍証明・住民票・印鑑証明・戸籍附票)	目標数値	40%	41%	42%	43%	44%
		実績数値					
1	効果額						
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	マイナンバーカードは、市民の82%が保有しているが、令和6年度のコンビニエンスストア交付実績は38%（17,661／46,365枚）である。 コンビニエンスストア交付数の増加率を効果額とする。 コンビニエンスストア交付数（分子）／全交付件数（分母）					
2	キャッシュレス決済の利用率(単年度)	目標数値	3.0%	3.5%	4.0%	4.50%	5.0%
		実績数値					
2	効果額						
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)	令和6年度の実績値として庁舎で発行された証明書の手数料は27,936通の内キャッシュレス決済で納入された分は798通であり、2.8%である。 キャッシュレス決済数の増加率を効果額とする。 キャッシュレス決済の利用率(単年度)=キャッシュレス決済数（分子）／全交付件数（分母）					
参考		フロントヤード改革／行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取組のこと。総務省は、2026年度までに総合的なフロントヤード改革に取り組む自治体数を300団体まで増やすことを目標としている。					

## (ⅠB)

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築					
	(2)多様な主体との連携と協働					
項目番号	21	担当課	政策課、関係各課	財政効果	⊖	
実施項目	公民連携(PPP/PFI)事業の推進					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	PFI法(平成11年)、地方自治法(指定管理者制度/平成15年)、行政改革推進法(平成18年)と公民連携推進が求められる中、地域にふさわしい公共サービスの必要性や実施主体のあり方を点検し、多様な主体が市民サービスを提供できる多元的な仕組みづくりが必要である。					
目的	行政と民間事業者等が対話を通じて、互いの強みを生かし、地域課題の解決に取り組むことで、市民サービスの向上、業務効率の向上や地域経済の活性化等を図る。					
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民連携手法の調査・研究(具体的には、民間委託、PFI、指定管理者制度、民営化などの事業手法とともに、市民協働、協定など)を通し、最も効果的で効率的なサービスの担い手になり得るか検討する。</li> <li>○公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図る。</li> </ul>					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	市が関わるあらゆる施策分野において、市と事業者が連携して実施することで、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上につながる。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	公民連携手法の調査・研究に基づく対応	公民連携手法の 調査・研究・提案の検討	提案	提案	提案	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	公民連携 募集件数	目標数値	仕組み づくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	
		実績数値				
		指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)				
参考		民間事業提案制度を創設し、公民連携テーマ、解決したい課題等を定め、提案募集件数を評価指標とする。				

(新)

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築					
	(2)多様な主体との連携と協働					
項目番号	25	担当課	政策課、関係各課	財政効果	⊖	
実施項目	公民連携(PPP/PFI)事業の推進					
実施項目設定の 経緯・背景  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	PFI法(平成11年)、地方自治法(指定管理者制度/平成15年)、行政改革推進法(平成18年)と公民連携推進が求められる中、地域にふさわしい公共サービスの必要性や実施主体のあり方を点検し、多様な主体が市民サービスを提供できる多元的な仕組みづくりが必要です。					
目的	行政と民間事業者等が対話を通じて、互いの強みを生かし、地域課題の解決に取り組むことで、市民サービスの向上、業務効率の向上や地域経済の活性化等を図る。					
取組概要	<p>○公民連携手法の調査・研究(具体的には、民間委託、PFI、指定管理者制度、民営化などの事業手法とともに、市民協働、協定など)を通じ、最も効果的で効率的なサービスの担い手になり得るか検討する。</p> <p>○公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図る。</p>					
目指す具体的効果  (R7.5/23委員会 提言を受けて追加)	市が関わるあらゆる施策分野において、市と事業者が連携して実施することで、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上につながる。					
主な事業	-					
実施内容		実施時期				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	公民連携手法の調査・研究に基づく対応	調査 研究	調査 研究 提案	提案	提案	提案
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	公民連携 募集件数	目標数値	仕組み づくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績数値				
	効果額					
指標の基準・考え方  (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)		民間事業提案制度を創設し、公民連携テーマ、解決したい課題等を定め、提案募集件数を評価指標とする。				
参考						

## (Ⅰ)

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築						
	(2) 多様な主体との連携と協働						
項目番号	22	担当課	管財課、関係各課(監査課)	財政効果	⊖		
実施項目	指定管理者制度の効果的活用						
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正により、「公の施設」の管理について、民間事業者等のノウハウを活用することで住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として導入された。いなべ市では、平成18年度から障がい者福祉施設やキャンプ施設等で導入しているが、改めて本制度の趣旨に照らして、新規指定及び制度の更新の要否を個別に精査する必要がある。						
目的	指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする。						
取組概要	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○指定管理者によるセルフモニタリング、利用者満足度調査等を通じてサービスの品質を評価しサービスの向上とコストの削減を図る。 ○指定管理者の創意工夫・ノウハウを活用した自主事業の実施や新たな連携等により、更なるサービスの向上とコストの削減を図る。						
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	指定管理者制度を効果的に導入し、委託契約と比べて、サービスがきめ細かくスピーディで、費用対効果が高くなることで、利用者の満足度向上につながる。また、制度の更新の要否を個別に精査し、経費の削減を図る。						
主な事業	○指定管理者選定事務事業						
実施内容		実施時期					
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
1	指定管理者制度の有効活用	検討結果を踏まえた対応					
2	山郷重度障害者生活支援センター	実施・検証					
3	大安障害者活動支援センター	実施・検証					
4	立田公園	実施・検証					
5	藤原岳駐車場	更新	実施・検証				
6	農業公園	更新	実施・検証				
8	宇賀渓キャンプ場	実施・検証	更新	実施・検証			
9	ウッドヘッド阿下喜	実施・検証		更新	実施・検証		
10	青川峡キャンピングパーク	実施・検証			更新	実施・検証	
11	オレンジ工房あげき	実施・検証			更新	実施・検証	
12	大安ぴあハウス	実施・検証			更新	実施・検証	
13	篠立きのこ園	実施・検証			更新	実施・検証	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1	指定管理者選定委員会で審査した施設数	目標数値	2	2	1	4	3
		実績数値					
1	効果額						
	指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提 言を受けて 追加)		指定管理者選定委員会では新規指定や更新の審査だけでなく、指定管理期間中の進捗状況の確認（現地視察含む）等を行い、可否を判断する。その審査した施設数を指標とする。				
参考							

(新)

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築						
	(2) 多様な主体との連携と協働						
項目番号	26	担当課	管財課、関係各課(監査課)	財政効果	⊖		
実施項目	指定管理者制度の効果的活用						
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正により、「公の施設」の管理について、民間事業者等のノウハウを活用することで住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として導入された。いなべ市では、平成18年度から障がい者福祉施設やキャンプ施設等で導入しているが、改めて本制度の趣旨に照らして、新規指定及び制度の更新の要否を個別に精査する必要があります。						
目的	指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする。						
取組概要	○モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 ○指定管理者によるセルフモニタリング、利用者満足度調査等を通じてサービスの品質を評価しサービスの向上とコストの削減を図る。 ○指定管理者の創意工夫・ノウハウを活用した自主事業の実施や新たな連携等により、更なるサービスの向上とコストの削減を図る。						
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	指定管理者制度を効果的に導入し、委託契約と比べて、サービスがきめ細かくスピーディで、費用対効果が高くなることで、利用者の満足度向上につながる。また、制度の更新の要否を個別に精査し、経費の削減を図る。						
主な事業	○指定管理者選定事務事業						
実施内容		実施時期					
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
1	指定管理者制度の有効活用	検討結果を踏まえた対応					
2	山郷重度障害者生活支援センター	実施・検証					
3	大安障害者活動支援センター	実施・検証					
4	立田公園	実施・検証					
5	藤原岳駐車場	更新	実施・検証				
6	農業公園	更新	実施・検証				
8	宇賀渓キャンプ場	実施・検証	更新	実施・検証			
9	ウッドヘッド阿下喜	実施・検証		更新	実施・検証		
10	青川峡キャンピングパーク	実施・検証		更新	実施・検証		
11	オレンジ工房あげき	実施・検証		更新	実施・検証		
12	大安ぴあハウス	実施・検証		更新	実施・検証		
13	篠立きのこ園	実施・検証		更新	実施・検証		
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1	指定管理者選定委員会で審査した施設数	目標数値	2	2	1	4	3
		実績数値					
指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて追加)		指定管理者選定委員会では新規指定や更新の審査だけでなく、指定管理期間中の進捗状況の確認（現地視察含む）等を行い、可否を判断する。その審査した施設数を指標とする。					
参考							

## (Ⅺ)

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築				
	(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供				
項目番号	23	担当課	政策課	財政効果	⊖
実施項目	行政評価の効果的な運用				
実施項目設定の 経緯・背景 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年)により、国は、効果的・効率的な行政の推進と説明責任を果たすことを目的として政策評価制度を導入した。本市においても、平成26年にいなべ市行政体系を構築し行政評価を実施してきたものの、予算編成につなげる仕組みづくりが必要である。				
目的	施策や事務事業の方向性について、施策の成果や市民満足度などから総合的に判断し、適正な行政資源の配分を図る。				
取組概要	<p>○評価対象事業を精査した上で、事業の成果、市民ニーズ、事業の必要性、事業内容、事業コスト、業務負担などの観点から総合的に判断し、事務事業を単位とする評価を実施し、事業の改善・見直しなどを図ることで、次年度以降の事業内容の検討や予算編成に活用する。</p> <p>○総合計画における各施策を対象として、施策の成果や目標の達成状況、市民満足度などの観点から総合的に判断し、施策の内容や実施コストの方向性を整理し、次年度以降の施策内容の検討や予算編成に活用する。</p>				
目指す具体的効果 (R7.5/23委員会提 言を受けて追加)	事務事業について、必要性、妥当性、有効性、効率性等の観点から評価機能の充実強化を行い、改善方策等、今後の方向性(予算編成等)につなげる。				
主な事業	<p>○行政改革推進事業</p> <p>○行政評価運用事務</p> <p>○総合計画・総合戦略推進事業</p>				
実施内容		実施時期			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	行政評価制度の仕組づくり	仕組みづくり	実施	実施	実施
2	事務事業評価	見直し	実施	実施	実施
3	施策評価	見直し	実施	実施	実施
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	行政評価 実施件数	目標数値	仕組みづくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
	効果額				
		指標の基準・考え方 (R7.5/23委員会提言を受けて 追加)			
		政策は、実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられることが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、客観的な評価を行うことで、評価機能の充実をさせる。			
参考		施策評価においては、総合計画審議会、行政改革推進委員会等において、進捗管理により意見を求める			

(新)

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築					
	(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供					
項目番号	27	担当課	政策課	財政効果	⊖	
実施項目	行政評価の効果的な運用					
実施項目設定の 経緯・背景 <small>(R7.5/23委員会提 言を受けて追加)</small>	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年)により、国は、効果的・効率的な行政の推進と説明責任を果たすことを目的として政策評価制度を導入した。本市においても、平成26年にいなべ市行政体系を構築し行政評価を実施してきたものの、予算編成につなげる仕組みづくりが必要です。					
目的	施策や事務事業の方向性について、施策の成果や市民満足度などから総合的に判断し、適正な行政資源の配分を図る。					
取組概要	<p>○評価対象事業を精査した上で、事業の成果、市民ニーズ、事業の必要性、事業内容、事業コスト、業務負担などの観点から総合的に判断し、事務事業を単位とする評価を実施し、事業の改善・見直しなどを図ることで、次年度以降の事業内容の検討や予算編成に活用する。</p> <p>○総合計画における各施策を対象として、施策の成果や目標の達成状況、市民満足度などの観点から総合的に判断し、施策の内容や実施コストの方向性を整理し、次年度以降の施策内容の検討や予算編成に活用する。</p>					
目指す具体的効果 <small>(R7.5/23委員会提 言を受けて追加)</small>	事務事業について、必要性、妥当性、有効性、効率性等の観点から評価機能の充実強化を行い、改善方策等、今後の方向性(予算編成等)につなげる。					
主な事業	<p>○行政改革推進事業</p> <p>○行政評価運用事務</p> <p>○総合計画・総合戦略推進事業</p>					
実施内容		実施時期				
1	行政評価制度の仕組づくり	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		仕組みづくり	実施	実施	実施	
2	事務事業評価	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		見直し	実施	実施	実施	
3	施策評価	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		見直し	実施	実施	実施	
評価指標		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	行政評価実施件数	目標数値	仕組みづくり	進捗に応じて設定	進捗に応じて設定	
	効果額					
	指標の基準・考え方 <small>(R7.5/23委員会提言を受けて追加)</small>		政策は、実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられることが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、客観的な評価を行うことで、評価機能の充実をさせる。			
	参考		施策評価においては、総合計画審議会、行政改革推進委員会等において、進捗管理により意見を求める			

## 行政改革アクションプラン 参考資料(PDSサイクル S→Pサイクルイメージ)

(S) 11.12.21.23→(P) 10

基本方針	推進項目	項目番号	実施項目	担当課	ページ
基本方針1 職員力と組織力の向上	(1) 改革を実行できる職員の育成	1	人材の育成と組織の活性化	職員課	
		2	研修(検討中)	職員課、関係各課	
	(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり	3	人的資源の適正配分と労働時間の適正化	職員課	
		4	多様な働き方の実現	政策課	
		5		職員課	
		6		業務課	
	(3) 業務改革による生産性の向上	7	RPA、BPRの推進	政策課、情報課	
		8	電子化の推進による業務の効率化	会計課、関係各課	
		9	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	法務課、関係各課	
		10		情報課、関係各課	
		11		議事課、庶務課、関係各課(政策課)	
		12	入札及び契約制度適正化の更なる推進	契約管理課	
基本方針2 財政基盤につなぐ持続可能な	(1) 公共施設等マネジメントの強化	13	公共施設等マネジメントの推進	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課	
	(2) 経常的な経費の効果的な配分	14	効果的な予算編成業務	財政課	17
		15	補助金・負担金の総点検	政策課、関係各課(監査課)	1
	(3) 安定的な自主財源の確保	16	受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検	政策課、管財課、生涯学習課、関係各課	3
		17	徴収率の維持・向上	納税課	
		18	特別徴収の推進	市民税課	
		19	相続登記の促進	資産税課、関係各課	
		20	市有財産の有効活用・処分	管財課、関係各課	
		21	寄附金制度の有効活用	商工観光課、関係各課(政策課)	
		22	効果的な資金運用	会計課、関係各課	
の的構で本築安方定針した行政政策的・効率化	(1) 行政サービスのデジタル化推進	23	行政手続のオンライン化の拡充	情報課、関係各課	
		24	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	市民課、関係各課(情報課)	
	(2) 多様な主体との連携と協働	25	公民連携(PPP/PFI)事業の推進	政策課、関係各課	8
		26	指定管理者制度の効果的活用	管財課、関係各課(監査課)	
	(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供	27	行政評価の効果的な運用	政策課	15

## いなべ市補助金等チェックシート(予算化・制度設計用)

所属 ○○部△△△課□□係  
問合せ先 03 - -

## 1 補助金の名称等

6年度調査

補助金の名称							
根拠規定等							
創設年月	令和	年	月	経過年数〔自動計算〕		終了予定年月	
見直し年月	令和	年	月	経過年数〔自動計算〕			
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/>						

補助目的							
補助事業等の内容							
補助対象経費の内容							
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非 <del>營</del> 利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 補助率 <input type="checkbox"/> 定額 補助額 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 補助単価 補助単価 <input type="checkbox"/> 単位 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>						
	〔他の場合は具体的に記入〕						
	〔定額又は補助単価の場合には金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況							
実績報告書時における使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						

区単独 負担割合 区 国 都 補助対象者

補助・単独の状況

 補助(区上乗せ無し)

|  
上乗せの内  
容・理由

 補助(区上乗せ有り)

3 据付金の交付の適否に関する基準【○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当】

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性(公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか		
	「文の京」総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか		
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか		
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか		
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか		
	交付先は適正な手続きによって決定されているか		
効率性(有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか		
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか		
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか		
適正性(適格性)(妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不 要	法令等に抵触していないか		
	事業の内容が補助目的と合致しているか		
	会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績 (件、千円)

項目	年度(決算)	年度(決算)	年度(決算)	年度(予算)
交付(見込み)件数				
決算(予算)額				
国庫支出金				
都支出金				
その他				
一般財源				
5年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

使用料

### 3 使用料について

5

## 3(1) 使用料の算定方法

### ① 占有使用の場合（会議室など）

$$\text{原価} = \frac{\text{原価算入項目の総和}(*1)}{\text{使用可能面積}(*2)} \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{使用可能時間}(*3) \times \text{目標稼働率}(*4)}$$

### ② 個人使用の場合（入館料など）

$$\text{原価} = \frac{\text{原価算入項目の総和}(*1)}{\text{目標利用者数}(*4)}$$

**使用料 = 原価 × 受益者負担率<sup>(\*5)</sup>**

原則、使用料に消費税を含むもの（内税）<sup>(\*6)</sup>とします。

また、10円未満は四捨五入し、1円単位は扱わないことします。

(\*1) 3(2) 原価算入項目（使用料）を参照

(\*2) 共有部分を除く、施設の使用可能面積

(\*3) 休館時間や休館日等を除く、施設の年間使用可能時間

(\*4) 目標稼働率・目標利用者数に満たない場合、施設のあり方についても検討が必要（3(8) 施設のあり方検討を参照）

(\*5) 3(3) 受益者負担率の水準を参照

(\*6) 消費税法 第六条（非課税）に該当するものを除く。

なお、外税方式（消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額とする旨、条例に規定されているもの）の使用料は、税抜の金額で積算した原価に受益者負担率を乗じたものに税を加算し算定する。

## 3(2) 原価算入項目（使用料）

使用料

項目	説明
市の歳出	人件費 当該事務を行うために直接従事する職員の人事費など (報酬・給料・職員手当・共済費などを含む)
	報償費 サービス提供に必要な費用
	需用費 消耗品費、修繕料（減価償却費に計上しないもの）、印刷製本費、光熱水費など
	役務費 通信運搬費、保管料、手数料など
	委託料 外部委託する費用(*1)
	使用料および賃借料 機器のリース料、使用料など
	備品購入費 備品購入費（減価償却費に計上しないもの）
	減価償却費 備品および施設等に係る減価償却費
	工事請負費 機能維持に係る工事請負費（減価償却費に計上しないもの）
指定管理者の支出	施設維持管理運営経費 利用料金制度を導入している指定管理施設を維持管理、運営するために必要な経費(自主事業に係る費用を除く)
その他	修繕費(将来経費) 施設の根幹に関わる設備などで、複数年の修繕計画等により今後支出が決定している修繕費 (*5)

減価償却費について、施設や備品は受益者が使用するものとの考え方から、**減価償却費を原価に含めます。**また、原則、消費税が課税されているものは税込の金額で積算(\*2)するものとします。

なお、土地の取得に要した費用(\*3)および災害等により一時的・臨時的に要した費用(\*4)については**原価に含めません。**

(\*1) 利用料金制度を導入している指定管理施設の場合、指定管理料を含めません。

(\*2) 外税方式の場合、税抜の金額で積算する。

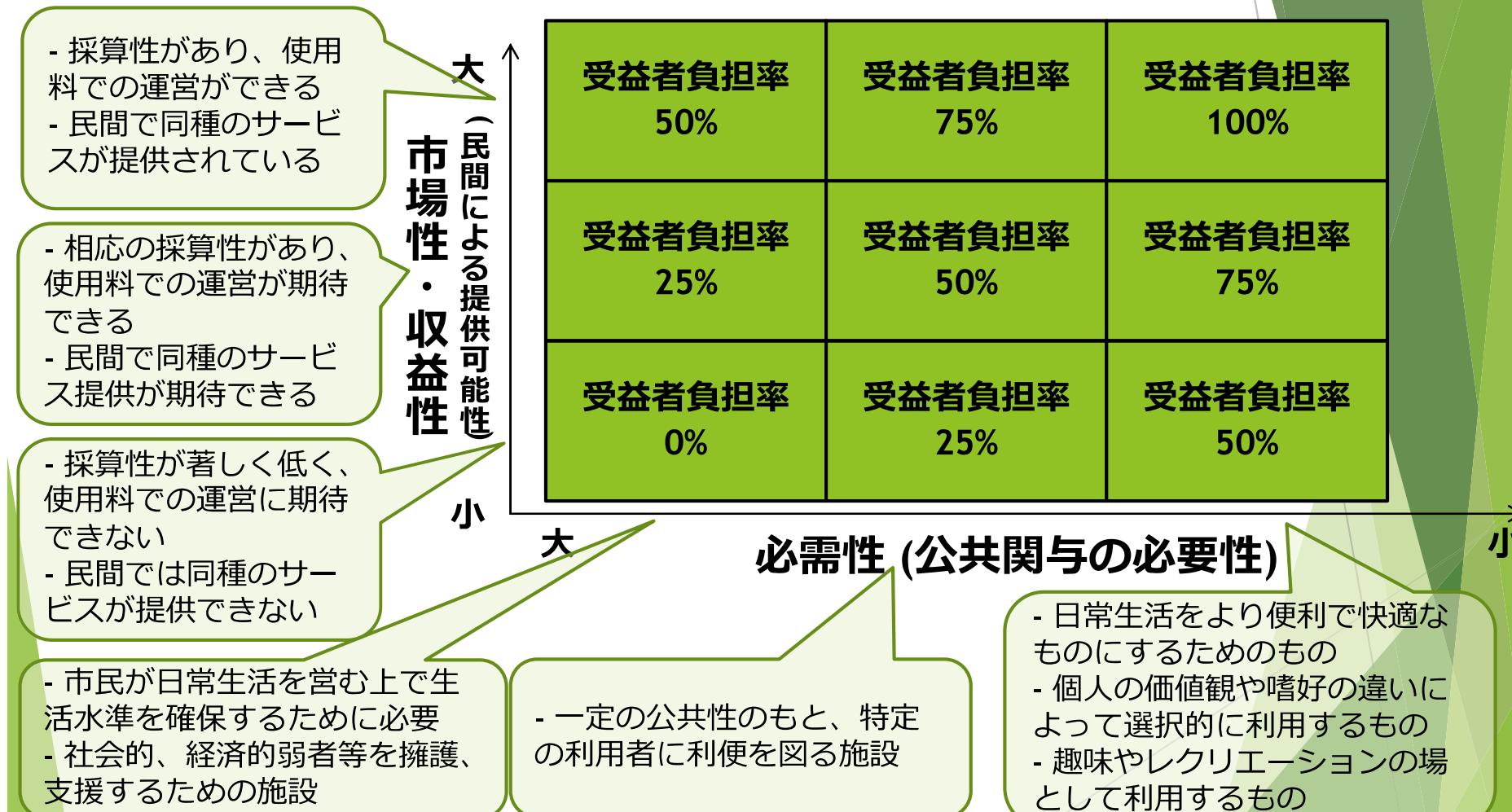
(\*3) 土地は施設廃止後も市の資産として残り、原価を将来にわたって費用配分する減価償却の考え方には適さない。そのため、対象外とする。

(\*4) 災害等による一時的・臨時的に要した費用は、通常のサービス提供に直接関係しないため、対象外とする。

(\*5) 総費用から法定耐用年数で按分した費用を単年分として算入ができる。

### 3(3) 受益者負担率の水準

必需性(公共関与の必要性)および市場性・収益性(民間による提供可能性)を軸に、受益者負担率を決定します。



目的外利用における負担割合は、施設の性質や設置目的等から外れるため、上記水準によらず受益者負担率100%とします。

### 3(4) 各施設の受益者負担率

使用料

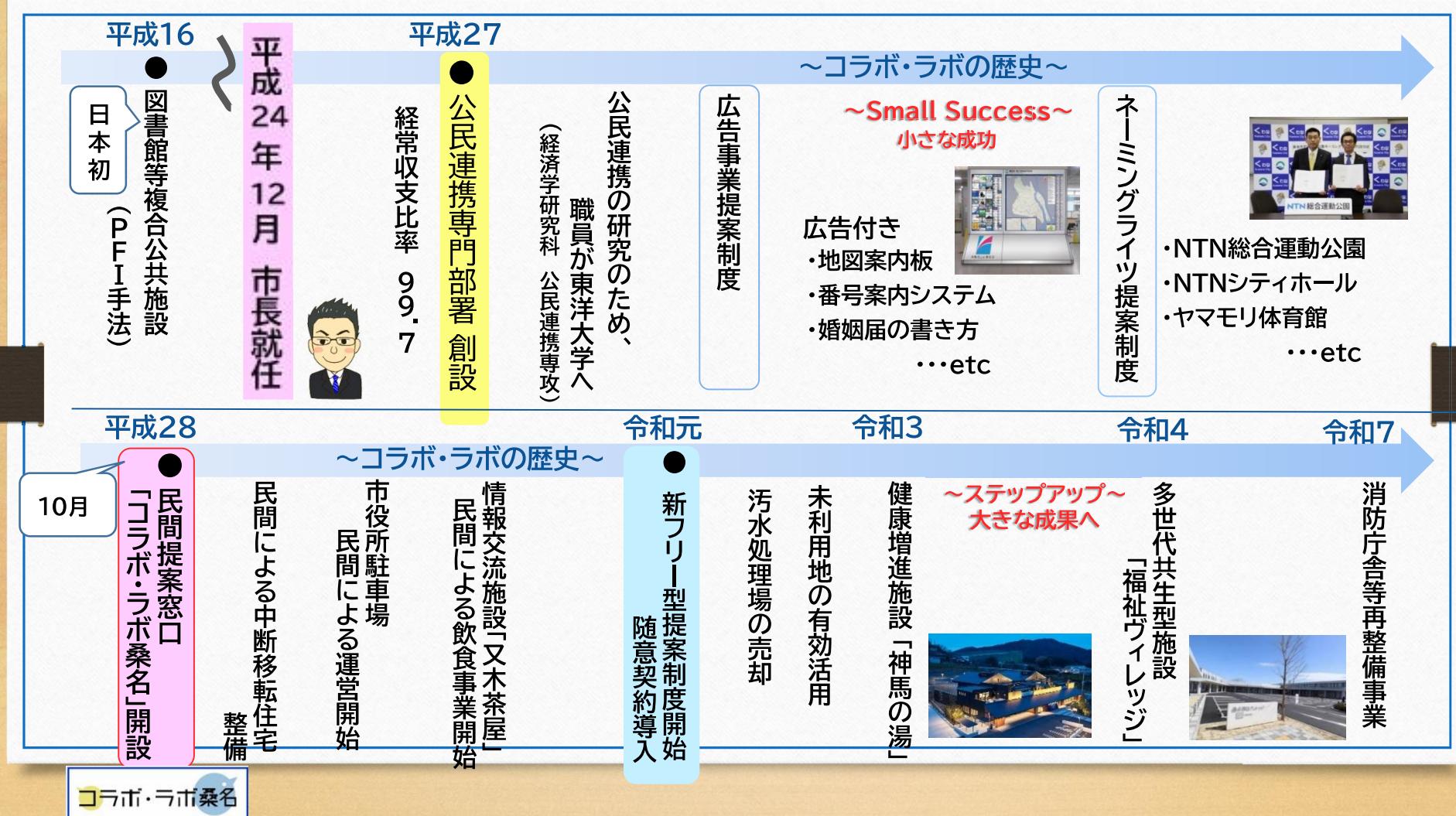
各施設について、以下のような受益者負担率としています。



# 自治体をマネジメントする ～桑名市が明かす公民連携の成功の鍵～

桑名市長 伊藤 徳宇

## 2. コラボ・ラボ桑名の歴史～10年の取組み～



## 5.最後に ~提案件数に対して実現した割合~

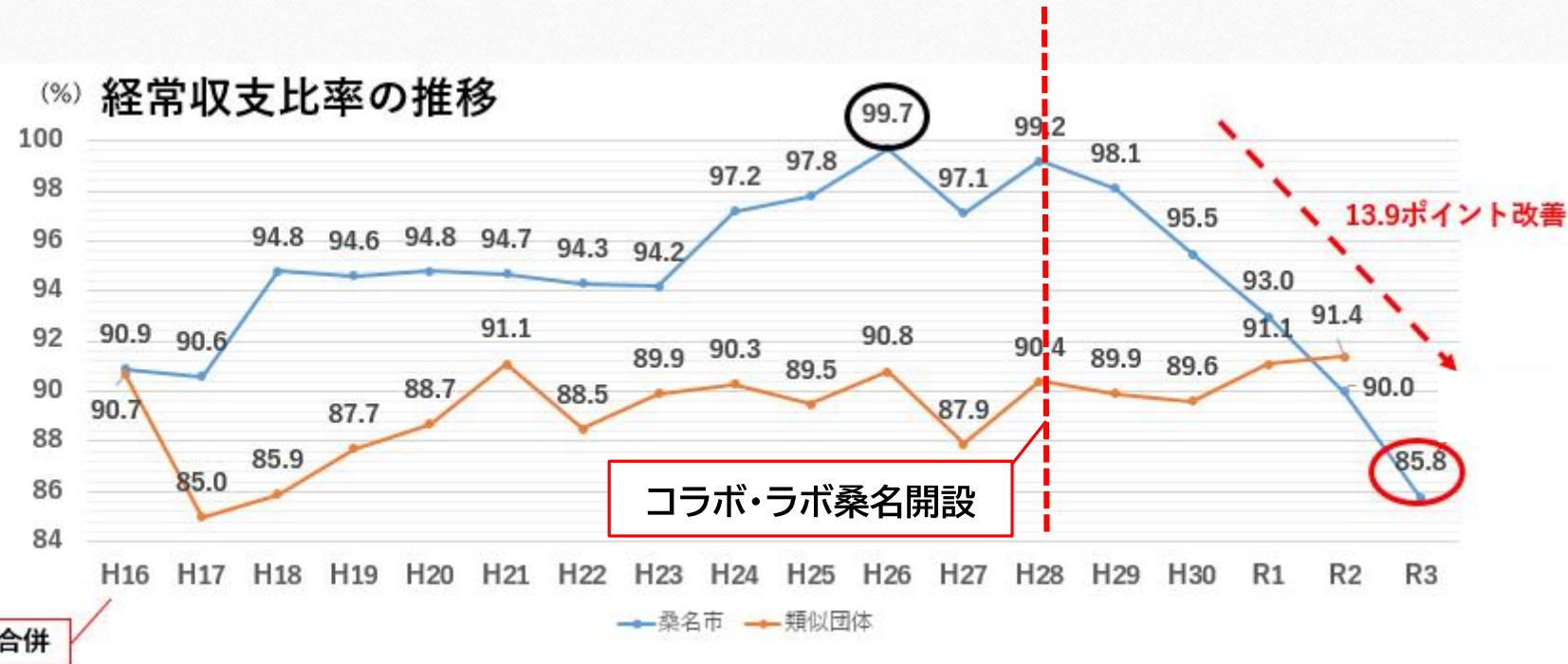
年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R3	R4	R5	R6	合計
経緯	公民連携 部署創設	コラボラボ桑名 窓口開設10月			新フリー型提案 制度導入11月						
テーマ型提案		1件	3件	3件	0件	7件	4件	8件	5件	3件	34件
フリー型提案 (内 新フリー型)		14件 (0件)	18件 (0件)	11件 (0件)	26件 (0件)	23件 (8件)	26件 (11件)	47件 (21件)	65件 (32件)	63件 (16件)	293件 (88件)
連携協定 (内 包括連携)		0件 (0件)	0件 (0件)	2件 (2件)	2件 (2件)	7件 (6件)	7件 (7件)	9件 (5件)	20件 (10件)	17件 (14件)	64件 (46件)
提案件数(合計)	-	15件	21件	16件	28件	37件	37件	64件	90件	83件	391件
実現件数	5件	3件	5件	2件	6件	11件	18件	20件	22件	20件	112件

※広告事業、ネーミングライツ、サウンディングはテーマ型提案に含む

実現は30%程度

## 5.最後に～経常収支比率の変化～

- ◎ 経常収支比率は5年連続で改善
- ◎ 公民連携の取り組みの影響もあるのではないか



※「経常収支比率」は、市税や地方交付税など使い道が自由な一般財源に対して、必ず支出しなければならない経費の割合

## 5.最後に

約10年間公民連携に取り組んで…

反対が多いほど大きな成果に繋がる

破壊的イノベーション

ご静聴ありがとうございました

桑名市長 伊藤徳宇



## 現在提案を募集している市の政策課題・テーマ

更新日：2024年08月27日 ページID：61501

### 提案を募集する内容

本市が関わるあらゆる施策分野を対象に、市と事業者が連携して実施することで、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等が図られる提案を募集します。

なお、下記の市のあらかじめ示す政策課題・テーマに沿った提案（テーマ設定型提案）だけでなく、提案者の自由な発想に基づく提案（自由テーマ型提案）も受け付けています。

#### テーマ設定型提案に係る市の政策課題・テーマ

[提案募集にあたって市があらかじめ示す政策課題・テーマ一覧表 \(PDFファイル: 357.9KB\)](#)

No.	テーマ	個票
1	障害福祉サービス事業所に関する情報集約・発信	<a href="#">個票1</a>
2	認知症の方の働く場・機会の提供	<a href="#">個票2</a>
3	認知症月間における認知症に関する理解促進の取組	<a href="#">個票3</a>
4	地区保健福祉センター事業の周知	<a href="#">個票4</a>
5	こども食堂への支援	<a href="#">個票5</a>
6	ユースプラザへの支援	<a href="#">個票6</a>
7	「まち全体で子育て」の推進	<a href="#">個票7</a>
8	社会課題の解決や価値創造につながる文化芸術事業の検討	<a href="#">個票8</a>
9	市内企業の認知度向上に向けた取組	<a href="#">個票9</a>
10	市内中小企業の事業構想支援	<a href="#">個票10</a>
11	事業系食品口数量の効率的な調査方法	<a href="#">個票11</a>
12	効率的な農業経営を支援する取組み	<a href="#">個票12</a>
13	「茨木市消防本部」のプランディング・PR	<a href="#">個票13</a>
14	道路空間の新たな利活用（研究、社会実験や活動等）	<a href="#">個票14</a>
15	公園の新たな利活用	<a href="#">個票15</a>
16	水道事業用地（遊休地）の利活用	<a href="#">個票16</a>
17	「次なる茨木ミーティング」への参加事業所等の募集	<a href="#">個票17</a>
18	北部地域「いばきた」に、企業や大学・学生が継続的に地域と関わりを持つことができる仕組みづくり	<a href="#">個票18</a>

### 実施要領等

提案にあたっては、実施要領をご確認の上、様式の作成をお願いします。

- ・ [公民連携推進ガイドライン（民間提案制度実施要領）](#)
- ・ [【様式1】公民連携事業提案書](#)
- ・ [【様式2】提案者調書](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

## 茨木市公民連携テーマ

### 1. 設定テーマ

件名	障害福祉サービス事業所に関する情報集約・発信
提案を募集する背景や解決したい課題など	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、障害福祉サービス事業所の特色、対象者、空き状況などを確認できる掲示板等がない。相談員等がサービス調整を行う際、事業所へ直接連絡し、特色等を1事業所ずつ確認する必要があり、利用調整に時間や手間を要している状況</li> <li>担当課では、試行的取組として一部の障害福祉サービスに限定し、事業所の情報集約を開始したが、情報の登録等は市職員が行う必要があり、事務処理に時間を要している。</li> <li>市が収集した情報の共有方法はExcelを想定しており、リアルタイムで提供することができない。</li> </ul>
目標（期待する効果）や求める提案のイメージ	<p>市職員の事務負担を増やすことなく、障害福祉サービス事業所の特色等が一覧で確認できる掲示板等の運営について、提案をいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所概要が分かれば、相談員が利用者のニーズに近い事業所の見当をつけることが可能となり、利用調整事務の効率化が見込まれる。</li> <li>事業所で情報の登録、更新が可能となれば、リアルタイムの情報を反映できるとともに、市職員の事務負担削減が見込まれる。</li> <li>相談員も閲覧できるようになれば、相談員がリアルタイムの情報を確認できるとともに、市職員が情報提供する事務処理が不要となる。</li> </ul>

### 2. その他（条件等）

募集期間	提案募集の時期について、以下いずれかを選択 <input type="radio"/> 通年募集 <input type="checkbox"/> 募集期間（　　～　　）
備考 (その他連絡事項等)	

### 3. テーマ担当課

担当課	福祉部 福祉総合相談課 相談2グループ
-----	---------------------

## 事務事業評価シート 記載内容

## (1) 事業概要

## (2) 会計区分

部局、課等	事務事業を所管する部、課等の名称
事務・事業名	事務事業の名称
新規・継続区分	令和4年度以降に新たに実施する 事務事業かどうかの区分
事業期間	事務事業の期間(開始年度と終了予定年度)
事業手法	事務事業の実施手法
事務・事業区分	事務事業の性質の区分
根拠法令等	事務事業に関連する根拠法令等
会計区分 区分	一般会計、特別会計上の区分
予算科目	事務事業の予算体系における款、項、目のコード
予算事業名	事務事業に関連する予算事業名
令和3年度予算額	事務事業の令和4年度予算額

## (3) 第六次総合計画後期実施計画への位置づけ

## (4) 事業内容

実施計画、重点事業への位置づけ	事務事業の第六次総合計画後期実施計画への位置づけの有無。有の場合、重点事業への位置づけの有無
基本目標、分野、施策、計画上の事業	第六次総合計画後期実施計画への位置づけが有の場合、事務事業の実施計画上の具体的な位置づけ
対象	事務事業の対象となる主体や属性
目的	事務事業の実施により実現をめざす目的
事業概要	事務事業を行うに至った経緯や根拠等
令和3年度～5年度実施内容	事務事業の各年度における主な実施内容

## 令和4年度 事務事業評価シート

部局	課等
----	----

## (1) 事業概要

事務・事業名			
新規・継続区分			
事業手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> PFI事業 <input type="checkbox"/> 補助金・負担金等 <input type="checkbox"/> その他( )		
事務・事業区分	<input type="checkbox"/> 法定受託事務(全部) <input type="checkbox"/> 法定受託事務(一部) <input type="checkbox"/> 自治事務(義務的) <input type="checkbox"/> 自治事務(裁量的) <input type="checkbox"/> 自治事務(任意的)		
根拠法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 要綱・計画		

## (2) 会計区分

区分			
予算科目	款項目 事業番号		
予算事業名	令和4年度予算額 千円		

## (3) 第六次総合計画後期実施計画への位置づけ

実施計画への位置づけ	重点事業への位置づけ
基本目標	分野
施策	計画上の事業

## (4) 事業内容

対象 (誰に、何に対して)			
目的 (何をどうしたいか)			
事業概要 (経緯・根拠等)			
令和3年度 実施内容	令和4年度 実施内容	令和5年度 実施内容	

## (5) 事業実績及び事業計画

事業費 節名 (千円)	年度	令和3年度 決算額			令和4年度 当初予算額			令和5年度 予算額		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
国支出金		0			0		0	0	0	0
県支出金		0			0		0	0	0	0
地方債		0			0		0	0	0	0
受益者負担金		0			0		0	0	0	0
その他 (主なもの) 上段: 内容 下段: 金額		0			0		0	0	0	0
一般財源		0			0		0	0	0	0
一般会計繰入金		0			0		0	0	0	0
国補助	/				地方債				/	
県補助	/				その他				/	

## (5) 事業実績及び事業計画

事業費	事務事業にかかる年度別の事業費総額
事業費内訳	事業費総額の節別内訳
財源内訳	事業費総額の財源内訳
国補助、県補助	事務事業の実施に国や県の補助等を活用している場合、補助金名称と補助割合
地方債、その他	場合、補助金名称と補助割合

(6) 成果指標等

指標の種類	活動指標…事務事業の内容や量を示す指標
	成果指標…事務事業の目的や成果を示す指標
指標名	事務事業の進捗状況等を管理する上での指標の名称
指標設定の考え方 (式)	指標の定義や算出式

(6) 成果指標等							
指標 ①	指標の種類	指標名					
	指標設定の考え方(式)		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値 (令和--年度)
指標 ②	指標の種類	指標名					
	指標設定の考え方(式)		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値 (令和--年度)

(7) 事務・事業の評価

評価	事業実績やコストなどを総合的に勘案し、事務事業を「必要性」「妥当性」「有効性」「効率性」の4つの視点から3段階で評価
	評価を導き出した理由や考え方
上記評価を踏まえた改善方策等	上記評価を踏まえ、その改善に向けた方策等
今後の方向性	評価を踏まえた、担当課における事務事業の今後の方向性(下欄は今後の方向性の具体的な内容)

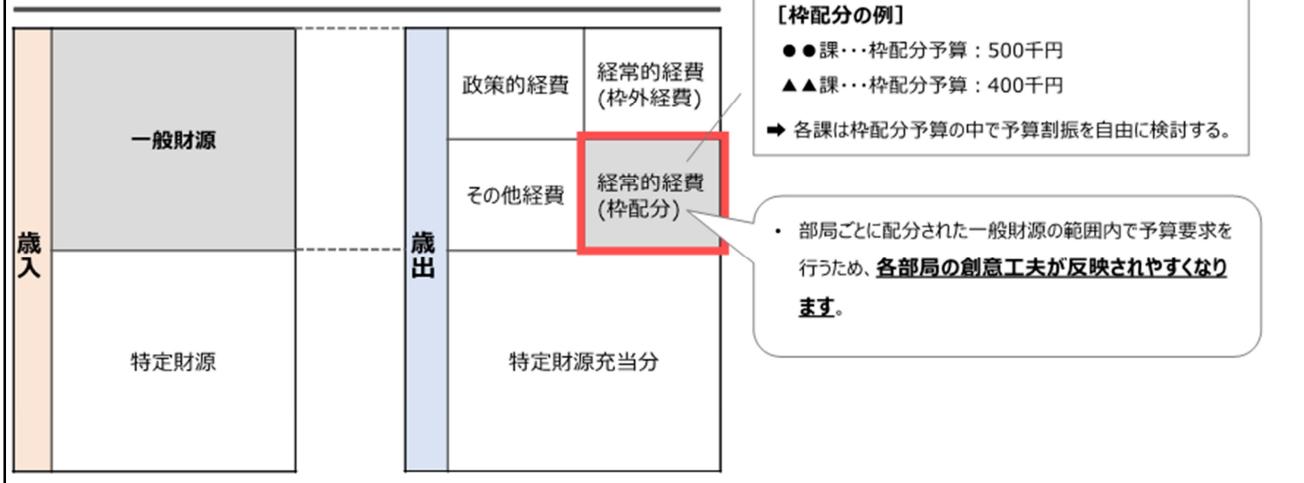
(7) 事務・事業の評価						
項目	視点		評価		評価の理由	
	市 民 ニ ー ズ	市民ニーズを踏まえ、事業を実施する必要はあるか	A 市民ニーズは高い(増大している) B 市民ニーズとの関連は薄い C 市民ニーズは低い(低減している)			
必要性	緊 急 度	緊急的な対応が必要か	A 緊急性は高い B 緊急性にかかわらず事業実施が必要 C 緊急性は低い			
	公 共 性	行政課題への対応や事業実施の背景等を踏まえ、行政の関与は必要か	A 行政が実施主体なることが法令等で規定 B 行政が実施主体となることが適当 C 民間にによりサービスの維持が可能			
妥当性	優 先 度	関連施策への貢献度や休廃止の影響度等を踏まえ、事業実施の優先度はどうか	A 優先度は高い B 優先度にかかわらず経常的に実施 C 優先度は低い			
	達 成 度	目標設定に対する達成状況や成果はどうか	A 十分に目標を達成/成果が上がっている B 概ね目標を達成/成果が上がっている C 成果があまり上がっていない			
有効性	貢 献 度	総合計画に掲げる各分野の施策に寄与するか	A 総合計画に直接的に寄与する B 総合計画に間接的に寄与する C 各分野の施策の方針との関連はない			
	代 替 性	現在の事業手法を見直す余地はあるか	A 事業手法を見直す予定である B 事業手法を見直す余地はある C 事業手法を見直す余地はない			
効率性	費 用 面	現在よりもコストを削減する余地はあるか	A コスト削減を行う予定である B コスト削減を行う余地はある C コスト削減を行う余地はない			
	上記評価を踏まえた改善方策等					
今後の方向性		A 拡充 B 現状維持 C 方法改善 D 委託等外部活用 E 他事業との統合 F 縮小 G 終期設定 H 休止 I 廃止				

## ■枠配分予算とは...

枠配分予算は、各部門に一定の金額枠を配分し、その枠内で自由に予算を編成する仕組です。基本的に財政部門の関与はありません。

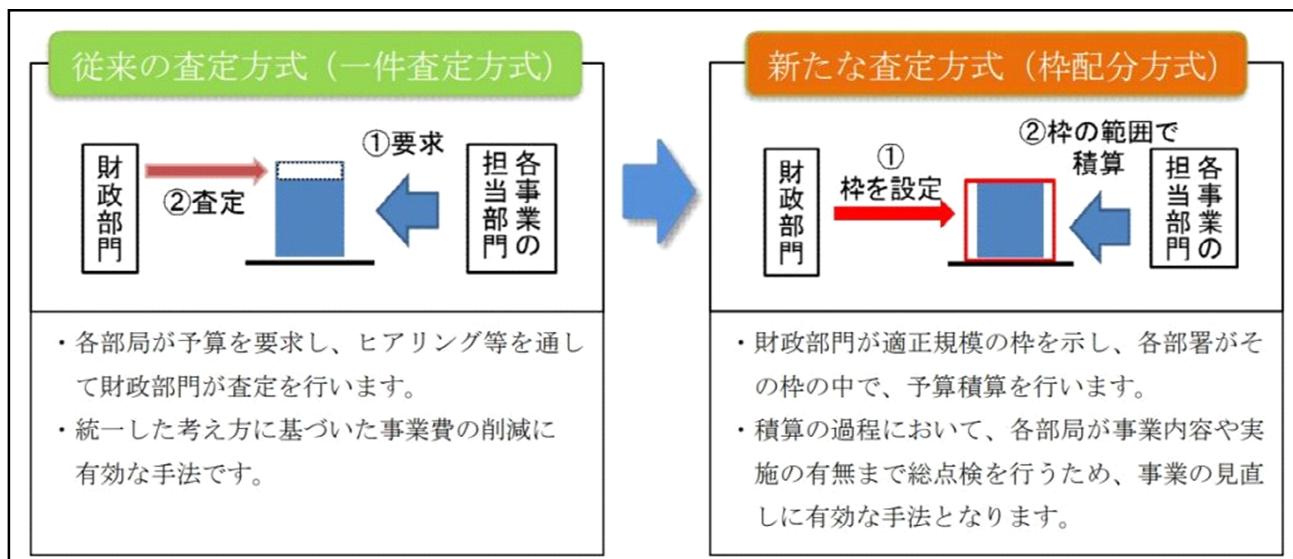
枠配分予算の実施により、財源確保に向けた各部門の自立的な取り組みを促し、持続可能な財政運営を目指します。

### 枠配分予算のイメージ



## ■予算査定の方式

財政担当課による査定には、「一件査定方式」と「枠配分方式」の2種類あります。



## ■予算編成作業のイメージ

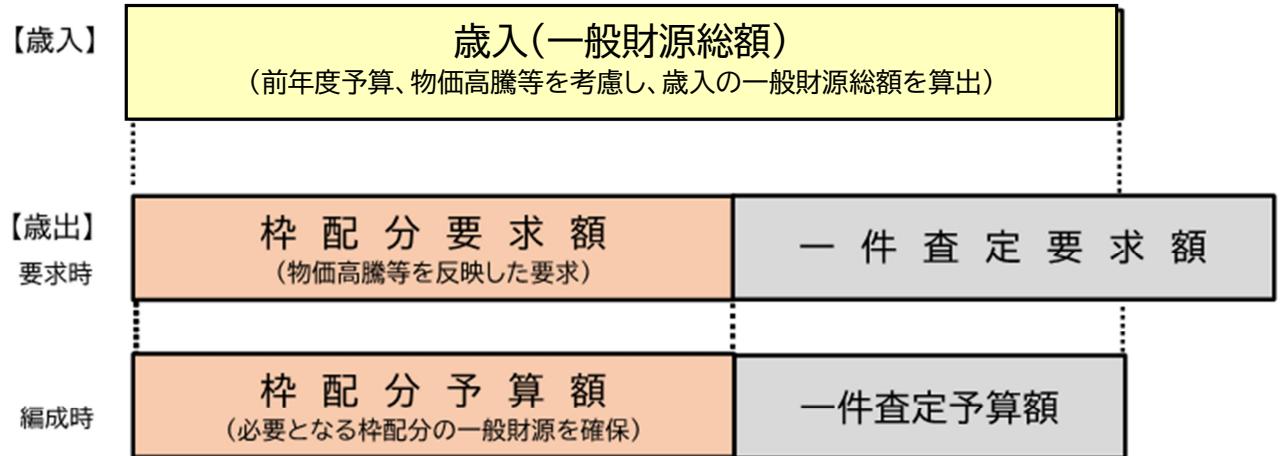
歳入の一般財源総額を算出した上で、歳出については、歳入(一般財源総額)から枠配分予算となる経費の財源を確保し、残額を上限に一件査定予算を編成する。

投資的事業については、後年度負担(公債費等)を十分考慮するとともに、国県補助金、地方債及び特定目的基金などの特定財源を充当し、事業化を図る。

『歳入(一般財源総額)』とは…

地方税、譲与税及び交付金、地方交付税、臨時財政対策債、使用料、繰入金、前年度当初予算などをもとに算出する。

### 1. 投資的事業以外の予算編成イメージ図



### 2. 投資的事業(一件査定)の予算編成イメージ図



## アクションプラン実施項目、指標等に対するご意見と対応

No	実施項目	担当課
1	職員の育成による市民サービスの向上	職員課

## 【ご意見】

- 1 創造性を持って対応できる職員 ⇒創造性を持って業務改革できる職員
- 2 【挑戦機会の提供】職場のチャレンジサポート（リソースの提供等）体制の整備により力を試す機会の創出も必要と思われます。  
※研修だけではなく良いアイデアは実際に挑戦させ腕を磨かせる。
- 3 【育生成果の見える化とフィードバック強化】キャリアポートフォリオの作成：職員が自身の成長や実績を記録・共有できる仕組み。
- 4 360度評価の導入：上司だけでなく、同僚や部下からのフィードバックを活用。
- 5 今回のテーマでは”働きがい”よりも”やりがい”の方がになっているかと思います。”自分の仕事にやりがいを持っているか”。積極的に行動し改善しながら成長し、それが周りの人への貢献になっていると感じられているか。
- 6 実施内容と評価指標のリンク度合いを高めたい。検討内容としては、作成したキャリアプランや、職場からのキャリア形成支援についてのアンケートを実施し、その数値の改善を目指す内容にすると、更に良いものになると考えます。

## 【対応】

- 1 実施項目の「職員の育成による市民サービスの向上」は、全ての項目で目指すところにあり、「人材の育成と組織の活性化」に変更し、取組概要や指標についても、ご意見（項目5,6）のご指摘のとおり、実施内容と評価指標の整合を高めた変更としています。
- 2 岡本委員のご厚意により、「職員力と組織力の向上」や「職員の健康管理」などのテーマをはじめ、「広報広聴や内部伝達」について、DENSOを3度訪問させていただき、各所管課担当者にご説明（研修）をいただきました。  
「風通しの良い職場環境づくり、風土づくりや組織力の強化に向けた具体的取組について」は、「モノづくりは人づくり、人財が会社の宝」を人材育成の考え方として掲げられ、風通しの良い職場づくりには、職員の声を聞く「相談体制や面談体制の充実」をはじめ、「多面的なフィードバック」（ご意見（項目4）の同僚や部下からのフィードバックを活用とした「組織診断」）や「心の健康チェック」などの大切さを教授いただきました。  
「相談・面談体制の充実」や「多面的なフィードバック」など、毎年の実施、検証を通して、段階的に拡充を行います。その第1歩として、自己申告制度を整備し、「相談体制の充実」のほか、エンゲージメント（職員が組織に対してどの程度愛着や信頼感、意欲を持って働いているか）の向上支援をします。向上率を可視化し、順次、その支援策や要因を探り、より良い組織風土作りを行います。
- 3 一人ひとりがキャリアプランを持てるよう、「ジョブ・ローテーション実施率」を掲げました。組織の適正配置との関係性を見つづ、実施率の向上性にも重点を置き、職員はジョブ・ローテーションを通して、キャリアプランが持てるよう支援します。

4 ご意見（項目2）の研修だけではない「挑戦機会の提供」の体制づくりは、先進市事例の確認や、民間手法についても学ぶところからはじめます。

2	組織横断的な交流・連携による組織の対応力向上	職員課、関係各課
---	------------------------	----------

#### 【ご意見】

- 1 所内に相談窓口を設置して、誰でも気軽に相談できるルートを確保しておくのも良いと思います。（既にあれば良いです）
- 2 他部署横断的に業務遂行できるリーダーを育成（周囲を巻き込み共感させるスキルを身に付けさせる）し組織マネジメント力を向上させていく取り組みも良いと思います。
- 3 会議を開始した回数が目標ではなく、課題検討数や実際に上がった課題についての解決数割合等が目標の方がいいのではないか。どうか。

#### 【対応】

- 1 ご意見（項目1）の「所内に相談窓口」については、「人材の育成と組織の活性化」（項目2）による自己申告制度の見直しにより整備をしていきます。
- 2 ご意見2の「他部署横断的に業務遂行できるリーダー育成」については、「庁内副業制度」※が四日市市で開始されています。本市においては、人的資源の適正配分と労働時間の適正化（項目3）をはじめに検討していきます。  
※「庁内副業制度」（職員の勤務時間の20%以内の時間を使って、他の部署の興味がある分野やスキルを持っている分野に取り組める制度が開始されており、若手の職員が他の業務も従事することで、「様々な業務に従事貢献したい」、「人材不足のため、人手が欲しい、さまざまなアイデアやスキルが欲しいと求める側の部署のニーズの合致」で生産性やサービス向上を図る。（R7.7.22 中日新聞）
- 3 この実施項目については、推進項目の「改革を実行できる職員の育成」に向けて、新たな研修体制（例：業務プロセスの見直し研修など）の充実を図るアクションプランとしたい、現在検討中にあり、次回、項目変更のご提案としたい。

3	人的資源の適正配分と労働時間の適正化	職員課
---	--------------------	-----

#### 【ご意見】

- 1 今回、健康経営の取組がなくなっているが、総合的な取組事項の一つである元気みらい都市いなべを実現していくためには、まず行政サービスを進めている職員が心身とも健康であることが大事であり、それが市民・まちの元気・活力につながることだと思います。ということで、変更前のように健康経営の取組をアクションプラン実施項目の一つに掲げることは大切であると思います。  
ただし、評価指標として職員の周知率でなくして、もう少し職員の健康意識、効果につながるような、宣言をもとに取組まれている健康づくり活動の何かを指標にできないか検討してほしいと思います。
- 2 令和8年度の記載でR7の後に「年」が必要、1か月30時間の根拠は？何か目安があるのか？
- 3 （時間外はゼロにはならない前提として）350人体制を維持した場合の適正な時間外勤務時間数は何時間程度と想定されているのでしょうか？
- 4 細かいことではあるが、指標の基準の日をいつにしているかを知りたいです。年度初

めか終わりか。

- 5 適正配置だけでなく、職員自身の業務改善意識やタイムマネジメント能力向上も重要な要素と思われます「業務効率化に関する研修の実施」「業務の電子化・自動化」
- 6 テレワークやフレックスタイム制度の活用も、長時間労働の抑制に有効と思われます。

分類	内容	目的
職員満足度調査	毎年実施し、職場環境や業務負担に関する意見を収集	改善の PDCA サイクルを確立
業務棚卸し定期実施	業務の必要性・効率性を定期的に見直す	適正な人員配置の根拠強化
人材育成計画との連携	適正配置と人材育成を連動させる	長期的な職員力向上

- 7 350人を基本としつつ、業務量や市民ニーズの変化に応じて柔軟に見直すと補足があった方が良いと思います。
- 8 発生要因の分析と同時に、どの部署のどの業務に負荷が集中するのか、部署ごとの残業時間の見える化を取り組みに落とし込む事が大切です。
- 9 この目標設定はとても良いと思います。残業時間を所内管理者で見える化し、毎月確認していけば良いと思います。

#### 【対応】

- 1 職員の健康経営の取組は、職員の健康管理から欠かせない要素にあります。安全衛星委員会による協議、産業医による面談や健康管理相談、職場内巡回など、改善（ゆるぎましようタイム：座りっぱなし予防）や健康管理研修を進めており、県内職員共済組合団体中、身体面で60所属中16位の総合点で、メンタルによる休職も県内でかなり低い状況（順位指標なし。R7.4.1現在0名）  
ご指摘のとおり、評価指標として職員への周知率のみでは、適当でないと判断し、目標設定としては見送りますが、健康経営の取組は、継続して改善に取り組みます。
- 2 「実施項目設定の経緯・背景」についても、人員配分は、業務の見直しに合わせて、「前年度の比較という着眼点」で増減してきた傾向があり、業務量に応じた最適化を図ることの必要性に変更をしています。
- 3 人員の適正配分と労働時間の適正化のためには、職員の安定的な確保が必要なことから、継続的な採用制度の見直しを取組概要に加えています。
- 4 実施内容の「時間外勤務の縮減に向けた取組支援」においては、前回の委員会でご指導をいただき、「30時間以上（1月）の時間外勤務者の延人数を減らす」に目標値を変更し、また括弧内においては、実人数の目標値も合わせて目標設定をすることにしています。  
なお、時間外労働の上限は、法定で月45時間、年360時間となっていますが、本市では予防的措置として、1か月30時間以上についても安全衛生委員会で確認をすることから、30時間を根拠としています。
- 5 ご意見（項目3）については、適正な時間外勤務時間数の想定はありませんが、長時間労働を防止しすることで、職員の健康とワークライフバランスを確保します。

- 6 ご意見（項目4）指標の基準は、原則、年度末になります。
- 7 ご意見（項目5）のご指導のとおり、職員の業務改善意識のための研修が必要と思われます。実施項目の2の「研修」（現在検討中）と、その他実施項目の「業務の電子化・自動化」と関連性を持せて、次回のアクションプラン no2 の中で提案できればと思います。
- 8 ご意見（項目7）の補足事項は、「指標の基準・考え方」に掲載しました。
- 9 ご意見（項目6、8、9）においては、第3次アクションプランを実施する中で、可視化を図りながら、順次、推進していきます。

4	多様な働き方の実現	政策課
---	-----------	-----

【ご意見】

- 1 【働き方の見える化とフィードバック】定期的なフィードバック面談を通じて、職員の成長と課題認識を支援する場づくりも大切だと思います。
- 2 組織の課題を可視化するためにも、同時並行で業務内容自体の可視化にもチャレンジするのは如何でしょうか？  
業務内容の可視化は、「マニュアル作成→業務の効率化」にもつながりますし、「データ化・デジタル化・DX」の検討の際にも有効活用できると考えます。
- 3 コスト●%減、業務工数●%減等数値化できる物は数値化した方が効果がわかると思います。
- 4 指標の進捗率について、改善意見提案の実施把握は、毎年実施するのか?5年に一度の実施であれば、このような進捗率でよいかと思うが、もし毎年把握していくとなると、分母となる改善提案の総数が変動するので、達成状況が把握しづらいのでは、その場合は、改善または改善取組件数を指標にしたらどうでしょう。

【対応】

- 1 ご意見（項目1、2）のご指導のとおり、働き方の見える化（業務の可視化）により、普段見えにくい業務プロセスや内容を図表等で表現することで、誰でも理解できるようになり、業務の全体像の把握や業務効率化など組織全体の生産性向上や組織力強化につながると思います。これについては、別の実施項目「RPA、BPRの推進」のBPRにおいて、生産性向上、コスト削減、職員満足度の向上を目指していきます。  
また、改善内容のフィードバック面談など、職員の意識改革の醸成につなげていきたいと思います。
- 2 項目3においては、第3次アクションプランを実施する中で、順次、推進していくければと思います。
- 3 項目4のご指摘のとおり、改善意見提案は毎年実施するため、改善取組件数を指標に変更しました。

5	多様な働き方の実現	職員課
---	-----------	-----

【ご意見】

- 1 とても良い取り組みだと思います。一方で有休取得の促進も必要ですね。特に取得状

況に問題なければ良いですが。

- 2 【制度活用の見える化と共有】活用事例の紹介・共有：制度を活用して成果を上げた職員の事例を紹介し、利用促進。制度利用率の定期公表：透明性を高め、組織全体での理解を促進。
- 3 時差勤務の導入はいいと思いますが、対象を拡大することにより窓口業務などに影響することはないかといったことも検討いただきたいです。
- 4 在宅を優先する事で館内で働く方達が負担増にならないか確認する事も検討ください（不公平感の無い制度にする事も大切だと思います）
- 5 テレワーク・時差ともに①令和\*\*年度までに導入、②その以降は、課題抽出と制度の改善として2段階にしてはどうでしょうか。
- 6 分母がテレワーク希望者であればよいが、それ以外の方が含まれている場合は、そのうちテレワークが不要もしくは活用ができない方の分で低くなるが指標としてよいか。
- 7 時差勤務の利用者についても指標管理すれば、多様な働き方を促進する効果を産むと考えます。その指標は、利用率（%）や利用経験のある人数や延べ利用回数など。狙いとしては、育児・介護・治療等と仕事の両立支援であり、ワークライフバランスの向上を狙うものです。

#### 【対応】

- 1 全体のご意見のとおり、テレワークを導入する目的、効果は、「地方公共団体全体の業務効率化の観点」、「行政を支える職員の働き方改革の観点」など、多岐にわたります。
- 2 テレワーク導入にはICT環境の整備を伴うほか、人事管理上の課題、個々の業務の効率化、マネジメントの仕方にも関わり、地方公共団体のサービス提供体制など、全庁的な推進体制を構築することが必要です。
- 3 総務省が示しています「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」の導入ステップに基づき、対象者・対象部門を限定したスマートスタートから実施します。毎年の実施結果を検証し、取組概要のとおり、次のステップに向けた課題整理を行ながら、対象範囲の拡大や実施方法の改善を進めます。
- 4 評価指標の（ご意見6）については、テレワークはできれば全職員に拡充したいところですが、業務の性質上、一律の導入は不可能と考えています。そのため、本来、育児等に追われている職員を優先とし、小学生以下の子を持つ職員が活用した割合としています。また、評価指標の（ご意見7）の時差勤務制度についても同様に指標設定の追加を行っています。

6	多様な働き方の実現	業務課
---	-----------	-----

#### 【ご意見】

- 1 障害者を雇用すると民間であれば助成金などがありますが、自治体も同様にあるのでしょうか。
- 2 新規に探し出すなど現状では業務量確保が困難ということでしょうか。
- 3 法定雇用率を意識した目標設定は妥当と考えます。（早急に達成したい項目）

**【対応】**

- 1 治体には、障害者雇用に対する助成金はありません。
- 2 各課が発送する文書の封入やデーターの入力、コピー用紙補充、チラシやパンフレットのデザインなど、年間を通して一定の業務量は確保出来ています。しかしながら、各課の事業終了に伴う業務の減少、隙間時間の有効活用、障害者の能力の更なる活用などの観点から、常に新たな作業を確保できるよう取り組んでいきます。

II	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	法務課
----	----------------------------	-----

**【ご意見】**

- 1 具体的でとてもいいテーマだと思います。初認時間短縮と手持ちで渡す労力の削減にもなりますので働き方改革の一つでもあると思います。
- 2 (もしも可能であるならば) 電子決裁率の向上により、生産性の向上に寄与する指標があるならば(例えば、決裁完了までの所要時間の短縮効果など)、電子決裁の利用促進が図られやすいと考えます。
- 3 数値目標は色々な承認書類・ルートがあると思いますので、令和9年度以降で電子化適応案件数という設定も良いかと思います。(取組の効果を踏まえて適応案件数で設定)
- 4 電子化を進める上で、サーバー要領超過、停電時/システムトラブル時の臨時対応方法などの検討も必要ですね。

**【対応】**

- 1 ご意見(項目2)のご指導のとおり、電子決裁率を向上させることにより、生産性の向上を見込んでいますが、まずは、電子決裁率の向上させることを目指し、その検証結果から、次の段階として新たな目標へとつなげていきます。
- 2 項目3のご指導のとおり、令和8年度の検討・分類整理を通して、令和9年度以降で電子化適応案件数という設定も参考にさせていただきます。
- 3 項目4のご指導のとおり、自治体業務を停止させないため、日頃から住民サービスと事務継続のためのリスク管理についても留意していきます。

I 3	公共施設等マネジメントの推進	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課
-----	----------------	----------------------

**【ご意見】**

- 1 伊勢市の最近の事例：廃校（小学校）を民間業者に10年間で数千万円で貸出。民間業者は廃校をスタートアップを目指す企業に貸し出す。改装費用はクラウドファンディングにて募集。このようなスキームの導入も検討する価値があると考えます。
- 2 施設の利用率を可視化する仕組みの構築も、施策の妥当性を判断する為に大切だと思います、又市民のニーズや声を反映させ、柔軟な対応ができる仕組みづくりも満足度向上に繋がると思われます。
- 3 基本的な効果を確認する指標として財政効果額、施設利用率、市民満足度も管理する必要があると思います。

**【対応】**

- 1 ご意見（項目1）のとおり、先進事例の新たなスキームの導入の確認をはじめ、施設の利用率（項目2、3）においては、実施項目16の「受益者負担（施設使用料）の適正化のための総点検」と合わせて確認し、市民のニーズを確認しながら仕組みづくりの検討を行っていきます。
- 2 第3次アクションプランを実施する中で、財政効果額、施設利用率、市民満足度も管理する指標の方策を検討していきます。

14	効果的な予算編成業務	財政課
----	------------	-----

#### 【ご意見】

- 1 評価指標を2つに分けていますが、予算の圧縮額として1つにしても問題はないのでしょうか？
- 2 素朴な疑問なのですが、いなべ市自体の財政は、他自治体比で健全度合いはどのような位置にあるのでしょうか？また、市民一人当たりの借金負担額などはいくらになるのでしょうか？このような事項を簡単に市民に知ってもらうことは重要と考えます。
- 3 圧縮は勿論ですが、昨今の情勢を踏まえると、予算が膨らむことも視野に入れる必要はないのでしょうか？
- 4 予算圧縮に伴うサービスへの影響がないか確認が必要と思われます（満足度の低下が無い等）
- 5 住民満足度調査、利用者数の推移、苦情件数も管理指標として必要と思われます。

#### 【対応】

- 1 ご意見（項目1）については、枠配分予算は、配分された予算（財源）の中で予算を編成するため、収入に見合った予算編成を課単位で意識することができる。各課に裁量権があるので、事業の統廃合の判断を各課で行うことになり、責任をもって予算圧縮に取り組む必要があります。その点で、収入に見合った予算編成の必要性を職員が意識する機会になると考えます。

評価資料を2つに分けることで、取組期間が長期に渡りますが、予算圧縮の取組を拙速に取り組むことで、正当な理由のない事業廃止など住民サービスの低下を招く恐れもあるため、慎重に取り組むこととしたい。

- 2 ご意見（項目2）については、いなべ市の財政は、類似団体に比べ良い状態にあります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表す4つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を「健全化判断比率」として定めています。

いなべ市の健全化判断比率は、いずれの数値も危険な水準を大きく下回り、良い状態にあります。

いなべ市では、別添資料①のとおり、毎年、広報誌に健全化判断比率を含めた決算報告を掲載しています。

①表1の会計別の収支は、一般会計の実質収支は12.4億円の黒字です。

②図2の貯金と借金の推移は、貯金残高114.1億円、借金残高266.3億円です。このうち208.5億円は国から地方交付税として交付されるため、実質的な借金は58億円で

す。市民一人当たりの実質的な借金負担額は、約 13 万円です。

※R7.4.1 現在 44,342 人

③表 2 の市税収入の推移は、令和 5 年度に初めて市税収入が 100 億円を超えるました。

④表 3 の財政健全化判断比率では、いずれの数値も危険な水準を大きく下回り、健全な状態です。

また、財政状況の他自治体との比較は、別添資料②のとおりです。これは、全国の類似団体（人口規模、産業構造が類似する団体）の平均値との比較です。財政力、財政構造の弾力性、将来負担の状況、公債費負担の状況の項目が財政状況を示す数値で、類似団体との比較においても、良い数値となっており、健全な財政状況と言えます。

公債費負担の状況は、類似団体に比べ悪い数値になっていますが、これは施設整備事業のための借金の償還が始まったためです。このため、有形固定資産減価償却率（別添資料③）は、58.0 と類似団体に比べ良い数値になっています。これは、比較的新しく資産価値が高い施設が多いことを示しています。

#### 【経常収支比率】

財政構造の弾力性を測定する比率として使われるもので、経常的経費（年々継続し、固定的に支出される固定的経費）のために、経常一般財源（毎年度連続して経常的に収入され、自由に使用できる財源）がどれだけ使えるか示す比率である。数値が小さいほうが財政的に弾力性がある（余力がある）と考えられる。

#### 【財政力指数】

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 か年度の平均値のことをいい、各地方公共団体における財政力を表す指標。基準財政収入額が基準財政需要額以上の地方公共団体には、普通地方交付税は交付されない。また、財政力指数が 1 未満の団体であっても、1 に近い団体ほど財源に余裕があると考えられる。

#### 【将来負担比率】

標準財政規模に対する、普通会計で負担する将来の借金の返済額や将来の土地開発公社などに対する支出予定額などの割合。数値が高いほど、将来の負担が大きい状態を示します。

#### 【実質公債費率】

標準財政規模に対する、交付税措置されない元利償還金の割合の 3 か年の平均値。数値が高いほど、借金の返済割合が大きい状態を示します。

3 ご意見（項目 3）については、物価高騰や人件費上昇、行政需要の拡大など様々な要因によって、予算が膨らむことが想定でき、増額が必要なケースもあると考えます。

しかし、現在、全ての予算が無駄なく計上されている訳ではないため、まずは、無駄な経費の見直しや事業そのものの取捨選択などに取り組む必要があります。

枠配分予算の圧縮段階では、圧縮額よりも増加する額が上回り、評価指標の目標を達成できないこともあります。無駄な経費の見直しや事業そのものの取捨選択が出来ていれば、評価指標の目標達成にこだわる必要はないと考えます。

全体予算の圧縮段階では、収入に見合った予算編成が目的であるため、増額が必要になった場合は、他の事業を縮小するなどの対応が必要になってくると考えます。ただし、基金等の取崩など政策的判断による対応も想定されるので、ある程度の抑止力が必

要になってくると考えます。

4 ご意見（項目4）については、住民満足度の低下はあると考えます。したがって、事業の必要性などを事務事業評価結果などの指標を活用して、説明責任が全うできることを前提に予算圧縮に取り組んでいく必要があると考えます。

5 ご意見（項目5）については、管理指標の一つとしては必要であると考えます。

15	補助金・負担金の総点検	政策課
----	-------------	-----

【ご意見】

- 1 実施内容や10予算編成業務は8、9年は仕組みづくり、仕組検証となっているが、整合していないのでは。
- 2 令和5年のデータは公表されていますので、最新に置き換えてはいかがでしょうか？
- 3 目標数値は、一部事務組合負担金を含めて設定する見込みですか？または、含まずで設定する見込みですか？
- 4 チェックシートの作成段階の令和9年度は目標値の設定は難しいのではないかでしょうか。
- 5 公平性、透明性確保に向けた説明責任の果たし方について整備する事も大切と思われます。
- 6 現状のしくみはどの様になっていて、何が課題なのか、教えて下さい。しくみが全くない訳ではないと思います。課題と施策がマッチングしているかが、ポイントだと思います。

【対応】

- 1 ご意見（項目1）については、「14予算編成業務」のR9を修正し整合させ、ご意見（項目2）も最新データに更新しました。（項目3）は、一部事務組合負担金を含めて設定する見込みです。
- 2 ご意見（項目4）については、補助金と負担金のチェックシート（概ね400超）は、R9年度までの策定を終える予定です。R9年度は、R8年度策定済のチェックシートに対する試行的な運用を予定しています。
- 3 本市では、補助金・負担金の公益性等の支出根拠に係る協議や例規整備等はなされているものの、資料3-2（行政改革アクションプラン参考資料（P1、2））のチェックシートのように可視化されたものはありません。従って、補助金の交付に当たって、市としての統一的な基準と継続的な検証の仕組みづくりを行い、公平性、透明性確保しようとします。（ご意見項目5、6）

16	受益者負担の適正化(施設使用料・手数料)の総点検	政策課
----	--------------------------	-----

【ご意見】

- 1 指標で使用する使用料は何の使用料になるのでしょうか？対象を明確にしてはいかがでしょうか。使用料は参考にあるように一人あたりになるのでしょうか？
- 2 施設使用料については、毎年度、原価計算により検証して適宜見直しを図るとともに、適正な受益者負担を求めていくことが持続可能性につながると考えます。

- 3 現在の使用料はいつ制定されたものなのでしょうか。
- 4 市民への説明方法を構築する事も大切だと思われます（透明性、納得感の向上）  
満足度向上に向けた施設、サービスの充実と利用価格の適正化
- 5 施設毎の原価回収率、財政効率率、市民満足度についても管理していく必要があると思われます。
- 6 基本方針の策定と共に大事な事は判断基準となるガイドラインの制定(負担額決定の基準)だと思います。方針の中に含まれているとは思いますが、明記した方が良いと思います。

**【対応】**

- 1 ご意見（項目1）については、指標で使用する使用料は、施設使用料になりますので修正しています。また、類似団体比較（国作成）は、人口1人当たりの比較で示されています。ご意見（項目6）については、受益者負担適正化ガイドラインを策定も明記することとします。
- 2 ご意見（項目3）については、地方自治法（96条第4項）において、使用料は議会の議決を得る必要があるため、それぞれの条例（文化施設、体育施設等）の改正をもって、料金の見直しは隨時行われてはいます。
- 3 ご意見（項目2、4、5）については、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保し、行政サービスの持続可能性を高めるため、施設毎の原価回収率、財政効率率、市民満足度についても管理できるような仕組みづくりを行っていきます。

17	徴収率の維持・向上	納税課
----	-----------	-----

**【ご意見】**

組織内の意識を高いレベルで統一するためには、例えば「全国自治体平均（98.1%）以上を維持する」といった目標の方が有効かと考えます。

**【対応】**

組織内の意識を高いレベルで統一するため、過去5年度の平均値98.26%以上の徴収率としました。

18	特別徴収の推進	市民税課
----	---------	------

**【ご意見】**

- 1 かなり高い水準での維持目標であり、素晴らしいと思います。
- 2 事業所向けの個別支援・相談体制の強化として動画マニュアル、Q&Aの整備、提供
- 3 評価指標は、説明、相談に来た事業者数も活動の成果になると思います。

**【対応】**

- 1 ご意見（項目2）については、事業所向けの個別支援・相談体制の見直しなどの工夫を行うなど、納税者等の利便性の向上を図り、徴収率の向上に努めます。
- 2 ご意見（項目3）についても、説明、相談に来た事業者数も評価指標として参考にさせていただきます。

19	相続登記の促進	市民税課
<b>【ご意見】</b>		
<p>1 開始時期が4、5月の場合、間に合わないのでは？（要確認）</p> <p>2 本件に関する目標設定は妥当と考えます。更なる改善を目指すならば、（本件で今後の相続登記は対応できますが、）過去分の整理についても検討できれば更に改善されるものと考えます。</p> <p>3 相続登記をしないことの不利益さ（将来的な）を周知してはどうでしょうか？</p> <p>4 登記完了までの平均所要期間や、登記未了理由の分類など、質的指標も併せて設定することで、課題の深掘りが可能になると思われます。</p> <p>5 相続登記を放置するとどうなるかを相続者または納税者にしっかり伝える事を書類に記載すべきと思います。またはメリットの消失など伝えないと相続登記は忘れられる。</p>		
<b>【対応】</b>		
<p>1 ご意見（項目1）については、封筒及びチラシについては、年内に手配を完了する予定です。忘却者に対する通知については、実態を考慮しながら検証・対応していきます。</p> <p>2 ご意見（項目2～5）については、相続登記がされてない主な要因は、①相続人がいない②相続人が決定しないことですが、相続登記をしないことの不利益さの周知（実施済）も含めて、促進できることを実施します。</p> <p>また、市、法務局、弁護士などの専門家が役割分担し、連携していくことが大切と考えます。</p>		

20	市有財産の有効活用・処分	管財課、関係各課
<b>【ご意見】</b>		
<p>基本的には本内容で良いと思います。（既にあるのかもしれません）市の保有土地および施設の活用状況（収支状況）や未利用土地の売却時の実勢相場を定期的に洗い替えて、（開示レベルには留意する必要がありますが）情報共有できれば、更に良いと感じました。</p>		

21	寄附金制度の有効活用	商工関係課、関係各課（政策課）
<b>【ご意見】</b>		
<p>大枠は賛同。ただし、寄付額&gt;市税控除額の状況を作り出すことが最優先なので、その目標設定の検討も如何でしょうか？加えて、寄付額の強化を図るために、魅力ある御礼商品の拡充といったことについて、住民のみならず小中学生も巻き込んでアイデア募集するような仕掛けのほうも拡充願いたいです。</p>		
<b>【対応】企業版ふるさと納税額</b>		
<p>1 ふるさと納税の仕組みでは、寄付先に応じた返礼品が受け取れるため、魅力的な特産品を提供している自治体には多くの寄付が集まります。</p>		

例えば、「牛」や「豚肉」、「ホタテ」や「カニ」など、豪華な返礼品を提供しており、ふるさと納税の人気ランキングでは常に上位に名を連ねています。一方で、特産品が少ない自治体では、寄付が集まりにくく、寄付金が他の市町村に流れていく傾向にあるとされています。※1

2 寄付額>市税控除額の状況を作り出す方法に苦慮していますが、ご意見にあるように市民の皆さんからもアイデアを募るなどの工夫をしていく必要があります。

3 企業版ふるさと納税制度は、年々増加傾向にあり、この点に重点を置きながら検討を進めています。※2

※1 ふるさと納税で流出した住民税の多くは、地方交付税制度により補填される仕組みとなっていますが、その補填の限界や他の影響もあるため、自治体の財政にとっては依然として課題があります。地方交付税での補填制度と地方財政の安定地方交付税制度は、財源が不足している自治体が安定した行政サービスを提供できるように、国から地方公共団体に交付される資金です。ふるさと納税で住民税が流出した場合、その75%が国から補填されるため、財政への急激な影響はある程度緩和されています。

しかし、この補填制度はあくまで流出額の75%に過ぎず、残りの25%は自治体が独自の財源で賄う必要があります。そのため、流出額が大きくなると、自治体は財政的な負担を強いられる。

※2 地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられていたが、令和7年度税制改正で、令和9年度まで延長されました。（延長を見越しR12までの目標値を設定）

税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっており、各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。

①法人住民税寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。

ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）

③法人事業税寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

24	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	市民課、関係各課（情報課）
----	-----------------------	---------------

#### 【ご意見】

- 1 とても良い取り組みだと思います。コンビニでの発行できるシステムなどではお年寄りに定着する事が課題ですね。
- 2 本件の取組概要・実施内容・評価指標に賛同します。  
実際に着目したいのは、実施時期における具体的取組内容とその効果検証になると見えます。（どのような周知促進活動がより効果的であったか？など）

#### 【対応】

第3次アクションプランを実施する中で、課題を掘り下げながら、順次、利便性の向上を推進していきます。

25	公民連携（PPP／PFI）事業の推進	政策課
<b>【ご意見】</b>		
1 優先度が高く重点とされる課題が何かわかりにくい 例：提案テーマを「地域課題ベース」で設定（例：空き家活用、子育て支援、観光振興など）		
2 全ての公共施設が対象なのか、使用状況を評価し、優先的に民間と連携すべき場所を把握し情報発信する事が必要と思います（選択と集中）※地域資源を活かした事業モデルを共創し、地域経済の循環促進を図る		
3 公民連携事業の促進は重要テーマと考えます。特に4つの町が合併してできたいな本市にとって、4つのエリアが意識を共有して公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行うことは、課題も顕在化するとは思いますが、注力して前向きに検討すべき事項と考えます。 ※百五銀行も、全国の地方銀行の中でも PPP／PFI 事業に関して高い実績を保有しているので、是非活用願います。（宣伝のようになり、申し訳ございません）		
<b>【対応】</b>		
1 公民連携手法の調査・研究をはじめ、「公民連携テーマ、解決したい課題等を定め」、民間事業提案制度を創設した仕組みづくりを行っていきます。 ※資料3－2（行政改革アクションプラン参考資料（P13～14））		
2 全体のご意見についてになりますが、行政改革推進委員会の中でも複雑化、多様化が進む行政課題に的確に対応するため、多様な主体と連携して公共サービスの充実に取り組む「公民連携」の必要が高まっています。 国においては、平成28年度に「公民連携手法研究報告書」（内閣府経済社会総合研究所）において、民間事業提案制度に向けた提言がなされています。 また、近隣市の桑名市においては、資料3－2（行政改革アクションプラン参考資料（P8～12））のとおり、「公民連携の成功の鍵」（全50P）（国土交通省主催「次代を担う組織・人材のためのPPP／PFI研修」（R7.7.29））として、全国の地方公共団体職員を対象とした研修会が開催され、仕組みづくりとして本市が目指したい内容（参考資料P10「テーマ型提案」と「フリー型」に分けた公民連携推進）と一致しており、ご教授をうけながら推進していきたいと思います。		

26	指定管理者制度の効果的活用	管財課、関係各課（監査課）
<b>【ご意見】</b>		
1 経費の削減や利用者満足度などは成果指標にならないでしょうか？		
2 指定管理者制度は節減効果だけでなく、関連する人々の行政への参画意識も高まるので、積極活用すべきと考えます。		
3 (1) 指定管理者向け研修・ガイドライン整備 制度の趣旨や期待される役割を明確化 (2) 利用者アンケートの標準化と定期実施 サービスの質を定量的に把握 (3) インセンティブ制度の導入		

優良な指定管理者に対する表彰や契約更新時の加点など

(4) 制度更新の判断基準の明文化

精査の透明性と公平性を確保

4 利用者満足度、コスト低減率、自主事業数、モニタリング実施率も目標数値化できる  
と良いと思います。

【対応】

- 1 いなべ市の指定管理施設の50%は福祉施設が占めるといった実情を照らし合わせ、  
経費削減と利用者満足度は相反するため、成果指標にはできないと考えます。
- 2 委託と指定管理者制度の違いと、それぞれのメリットを指定管理者選定員会事務局から原課に周知し、検討を促す機会をつくるように働きかけます。
- 3 (1)制度の趣旨や期待される役割については、個々の更新審査時において確認や指示をした上で、議事録を作成して共有している現状です。共通した研修やガイドラインについて、今後、どのような内容にするかを含めて検討します。  
(2)利用者アンケートについては、個々の施設すでに実施しているところもあります。指定管理施設には福祉施設や駐車場施設、キャンプ施設など運営の目的が多岐にわたるため、標準化し、定量的に把握することはできないと考えます。  
(3)運営の目的が多岐にわたる指定管理施設を相対的評価をするのは難しいため、インセンティブ制度は実装できないと考えます。  
(4)個々の施設によって置かれている状況や目的、成果が異なるため、都度、指定管理者選定委員会の議事録において個々に明文化し、関係者に共有をしております。どの内容まで情報を公開できるかを精査し、検討します。
- 4 1と同じく、いなべ市における指定管理施設の50%は福祉施設が占める状況で、実情と照らし合わせると、相反する数値や実情に沿いにくい数値であるため、目標とはできないと考えます。

27

行政評価の効果的な運用

政策課

【ご意見】

- 1 (取組概要) 各アクションプランを達成することで、いなべ市全体としてはどのような行政改革を実施できるのか?言い換えると、各アクションプランをKPIとする  
と、行政改革自体のKGIは何なのか?つまり、各アクションプランを達成することで、どのような目標が達成されるのかをできるだけ簡潔に示せるように留意願います。
- 2 評価結果の公開、フィードバックも大切と思われます⇒行政評価に市民の声を反映。
- 3 改善提案実施率、市民満足度向上率、予算繁栄率も指標管理できると良いと思われます。

【対応】

- 1 ご指導(項目1)については、第3次いなべ市総合計画においては、基本構想の計画の基本フレームで10年後の令和17年度の「市民幸福度」を掲げ、多くの市民が幸福を実感できるまちづくりを推進するとともに、「市民参画」による市民のまちづくり活動への参加意識の向上を、KGI(重要目標達成指標)としています。

行政改革における KGI は、「財政の健全化」、「行政サービスの質向上」、「業務効率化」、「特定分野の改革達成」などが一般的ですが、現在、アクションプランの前に KGI の設定（財政健全化指標等）を予定しており、次回、ご提案とさせていただきます。

※最終目標の KGI は、KGI を設定する前に、行政改革で最終的に何を目指すのかというゴールを明確にする必要があるとされています。抽象的な目標ではなく、具体的な数値で設定（「何パーセント向上させる」、「何件削減する」）など、具体的な数値で目標を設定することとされています。

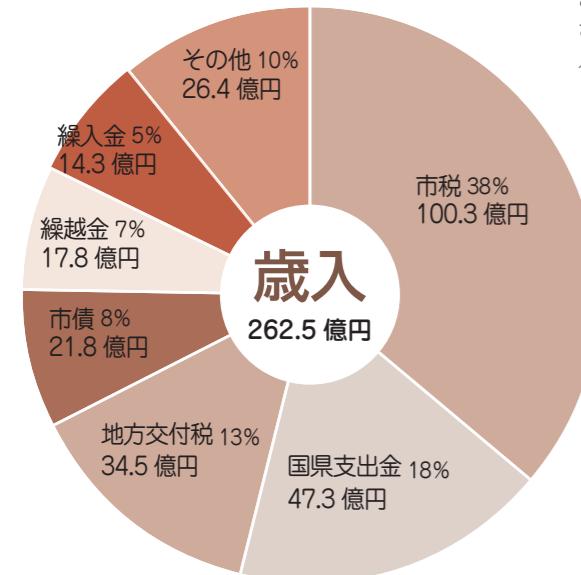
※KGI が最終目標、KPI は KGI を達成するための中間的な進捗を示す指標

- 2 第3次アクションプランを実施する中で、評価結果の公開、フィードバック、改善提案実施率等が行えるよう、行政評価の制度向上、予算編成につなげる仕組みづくりを行います。

# 決算報告

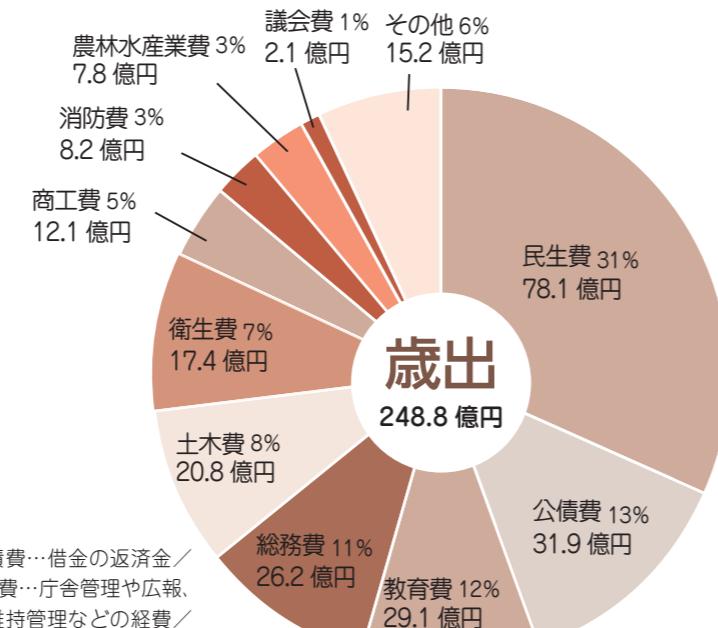
令和5年度

【図1】一般会計歳入・歳出



## ●用語解説【歳入】

市税…市民税、固定資産税など／国県支出金…国や県からの補助金など／地方交付税…自治体の財政力の格差を解消するために国から交付されたお金／緑入金…基金や特別会計から一般会計に繰り入れるお金／緑越金…前年度からの剩余金／市債…国や銀行などからの借金



## ●用語解説【歳出】

民生費…高齢者や児童などの福祉の経費／公債費…借金の返済金／教育費…学校教育や社会教育などの経費／総務費…庁舎管理や広報、交通政策などの経費／土木費…道路の建設や維持管理などの経費／衛生費…健康診断やごみ処理などの経費／商工費…商工業振興などの経費／消防費…消防署の運営委託や消防団の活動などの経費／農林水産業費…農業振興などの経費／議会費…議会運営の経費

【表1】会計別の収支

会計名	①歳入	②歳出	③翌年度繰越財源	実質収支(①-②-③)
一般会計	262 億 5,129 万円	248 億 7,977 万円	1 億 3,420 万円	12 億 3,731 万円
国民健康保険	43 億 2,218 万円	42 億 4,108 万円	—	8,110 万円
後期高齢者医療	11 億 7,598 万円	11 億 6,002 万円	—	1,596 万円
介護保険	41 億 7,484 万円	39 億 440 万円	—	2 億 7,044 万円
小計	96 億 7,300 万円	93 億 550 万円	—	3 億 6,750 万円
合計	359 億 2,428 万円	341 億 8,527 万円	1 億 3,420 万円	16 億 481 万円

一般会計の令和5年度の決算は、実質収支が12億4千万円の黒字となりました（表1）。商工費では、前年度に比べ5億2千万円（75.2%）の増となりました。阿下喜温泉再構築事業や野遊び推進事業などが主な増額要因です。教育費では、前年度に比べ5億1千万円（21.1%）の増となりました。温水プール建設事業などが主な増額要因です。

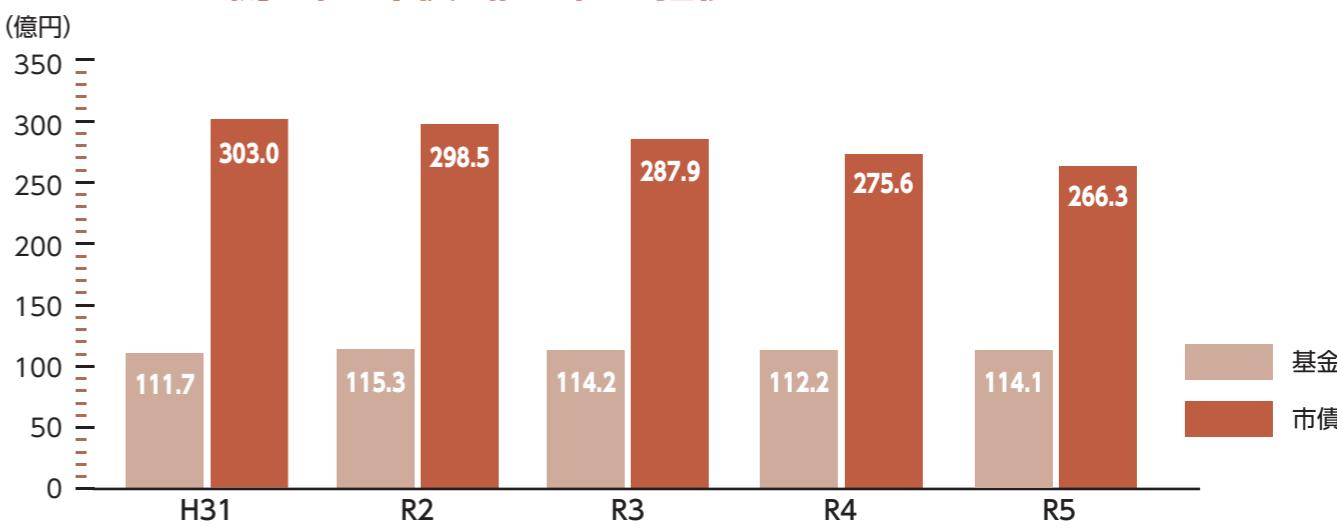
会計には、一般会計と区分して経理を行う特別会計があります（表1）。前年度と比較すると、特別会計の歳出は、3千万円増加しました。主な要因は、介護保険特別会計の保険給付費の増加などによるものです。

詳細は市ホームページを確認



問 財政課 86-7742

【図2】基金（貯金）・市債（借金）の推移



【表2】市税収入の推移

費目	H31	R2	R3	R4	R5
市民税（個人）	26.4	26.5	25.6	25.6	26.4
市民税（法人）	6.9	7.3	3.7	5.7	11.1
固定資産税	56.8	60.8	57.9	57.6	57.5
その他	4.9	4.9	5.1	5.4	5.3
合計	95.0	99.4	92.3	94.3	100.3

単位：億円

【表3】財政健全化判断比率

指標	いなべ市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 一般会計の赤字の割合	赤字なし	12.82%	20.00%
連結実質赤字比率 すべての会計の赤字の割合	赤字なし	17.82%	30.00%
実質公債費比率 年間の借金返済額の割合	9.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率 将来に見込まれる負債の割合	0.8%	350.0%	—

金残高（一般会計）は、前年度から1億9千万円増加して114億1千万円となりました（図2）。

また、市債残高（一般会計）は、借入より償還が多かつたため、前年度から9億3千万円減少して266億3千万円となりました。市債残高のうち208億5千万円の償還費用は、国からの地方交付税で措置されます。

税収入額は前年度より6億円多い100億3千万円となりました（表2）。企業収益が前年度に比べ増加したことにより、法人市民税が5億4千万円増加したことが主な要因です。

財政健全化判断比率とは、自治体の財政状況が良好かどうかを、標準財政規模に占める割合で示す指標です（表3）。4つの指標があり、今のところいずれも危険な水準を大きく下回っており、健全な状況です。

## (3)市町村財政比較分析表(普通会計決算)

令和5年度

三重県いなべ市

人口	44,697	人(R6.1.1現在)
うち日本人	42,323	人(R6.1.1現在)
面積	219.83	km <sup>2</sup>
歳入総額	26,251,289	千円
歳出総額	24,879,775	千円
実質収支	1,237,312	千円
標準財政規模	14,509,676	千円
地方債現在高	26,634,481	千円

※市町村類型とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と言う。

※充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については、将来負担比率のグラフを表記しない。

※「人件費・物件費等の状況」の決算額は、人件費、物件費及び維持修繕費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

※人口については、各調査対象年度の1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口に基づいています。

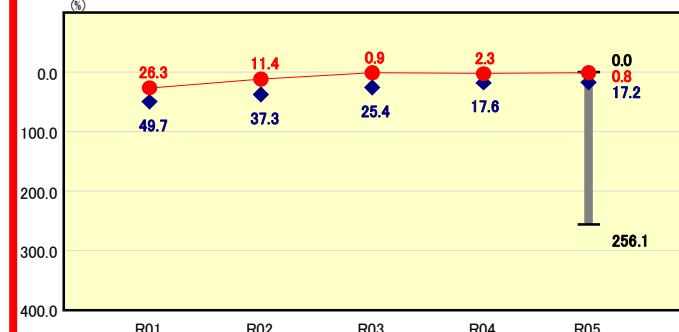
※類似団体内順位、全国平均、各都道府県平均は、令和5年度決算の状況である。また類似団体が存在しない場合、類似団体内順位を表示しない。

※「定員管理の状況」の「人口1,000人当たり職員数」の算出に用いる職員数及び「給与水準(国との比較)」の「ラスパイレス指数」については、各調査対象年度の地方公務員給与実態調査に基づいている。



## 将来負担の状況

## 将来負担比率 [0.8%]

類似団体内順位  
35/82全国平均  
6.3  
三重県平均  
0.0

## 将来負担比率の分析欄

将来負担比率は、1.5ポイント減の0.8%となりました。  
地方債の償還により、地方債現在高や公営企業債等繰入見込額が減少し、将来負担額が13億3千万円減となりましたが、充当可能財源等は、基準財政需要額算入見込額の減などにより、11億5千万円減となりました。

類似団体平均以下を維持しており、指標が良好に推移しています。今後も将来の財政状況を見通し、基金残高や地方債残高の推移に留意しながら、現役世代負担と将来世代負担のバランスを考え、健全な財政運営を行います。

## 財政力

## 財政力指数 [0.76]

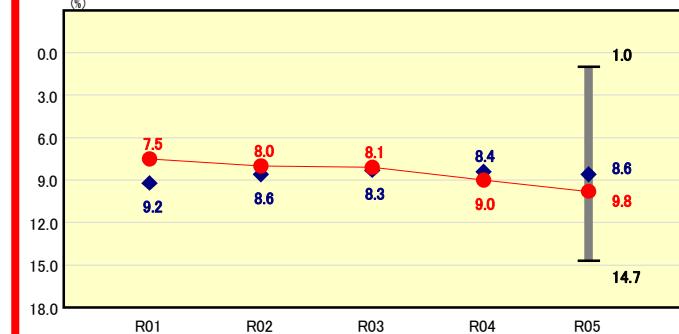
類似団体内順位  
5/82全国平均  
0.48三重県平均  
0.55

## 財政力指数の分析欄

財政力指数は、0.03ポイント減の0.76となりました。  
R5年度の基準財政収入額が市町村民税(法人税割)や地方消費税交付金の増などにより4億9千万円増、基準財政需要額が臨時財政対策債償還基金費の増や臨時財政対策債振替相当額の減などにより4億2千万円増となったためです。

## 公債費負担の状況

## 実質公債費比率 [9.8%]

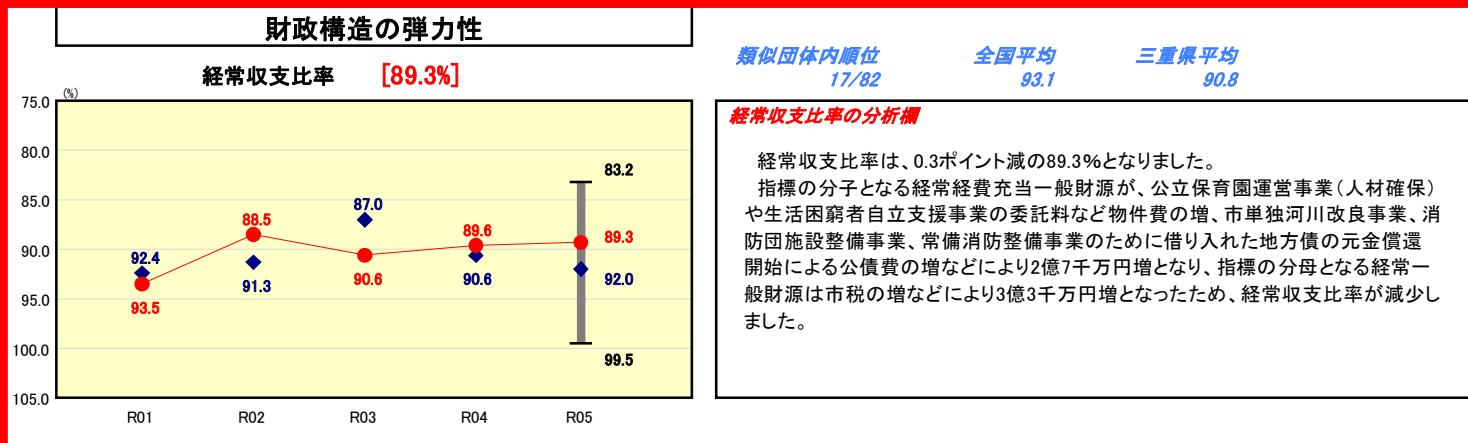
類似団体内順位  
51/82全国平均  
5.6  
三重県平均  
5.5

## 実質公債費比率の分析欄

実質公債費比率は、単年度としては0.4ポイント増の10.6%、3か年平均では0.8ポイント増の9.8%となりました。  
市単独河川改良事業や消防団施設整備事業、常備消防整備事業のために借り入れた市債の償還が始まったため、元利償還金の額が1億1千万円増となつたためです。  
庁舎建設事業などのために借り入れた市債の償還により、令和10年度までは公債費が高い状態が続くと考えられます。  
市債の借入において、公債費の平準化を図った償還期間を設定し、健全な財政運営を維持していきます。

## 財政構造の弾力性

## 経常収支比率 [89.3%]

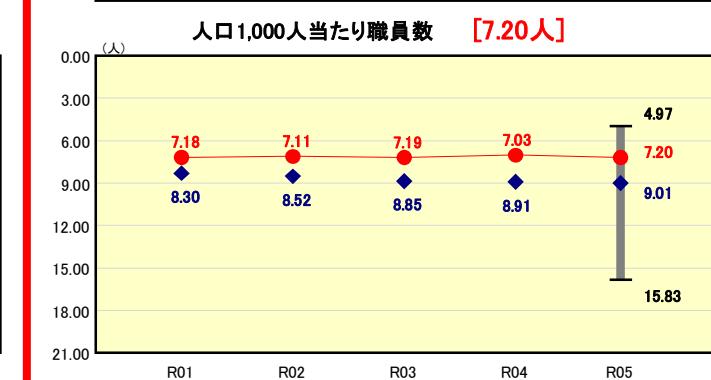
類似団体内順位  
17/82全国平均  
93.1三重県平均  
90.8

## 経常収支比率の分析欄

経常収支比率は、0.3ポイント減の89.3%となりました。  
指標の分子となる経常経費充当一般財源が、公立保育園運営事業(人材確保)や生活困窮者自立支援事業の委託料など物件費の増、市単独河川改良事業、消防団施設整備事業、常備消防整備事業のために借り入れた地方債の元金償還開始による公債費の増などにより2億7千万円増となり、指標の分母となる経常一般財源は市税の増などにより3億3千万円増となつたため、経常収支比率が減少しました。

## 定員管理の状況

## 人口1,000人当たり職員数 [7.20人]

類似団体内順位  
14/82全国平均  
8.32  
三重県平均  
8.28

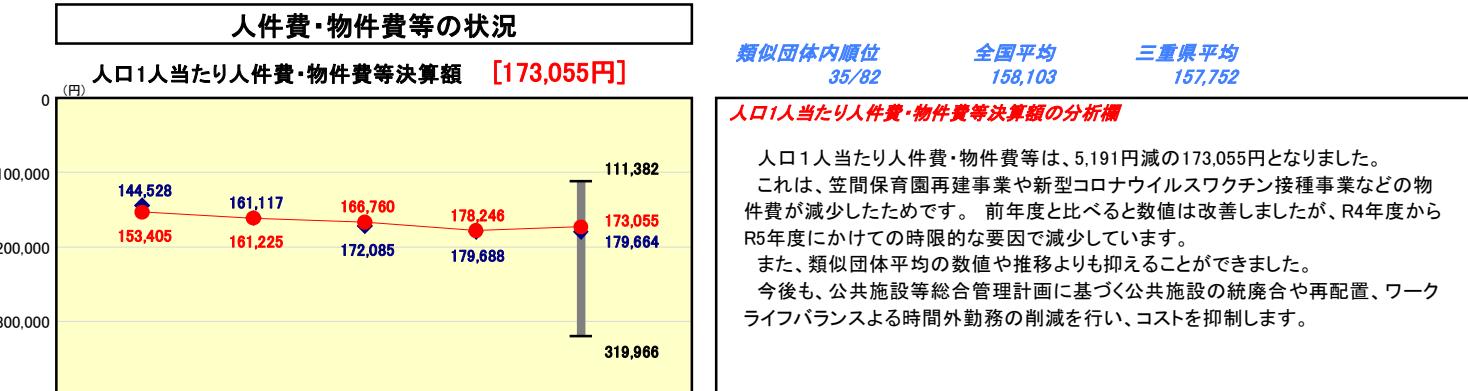
## 人口1,000人当たり職員数の分析欄

人口千人当たり職員数は0.17人増の7.20人となりました。  
定員適正化計画に基づき適正な職員採用を行ってきたことなどから、類似団体平均以下を維持しています。

今後も適正な職員採用、再任用職員及び会計年度任用職員の活用により、現状の職員数を維持しながら、人件費を抑制していきます。

## 人件費・物件費等の状況

## 人口1人当たり人件費・物件費等決算額 [173,055円]

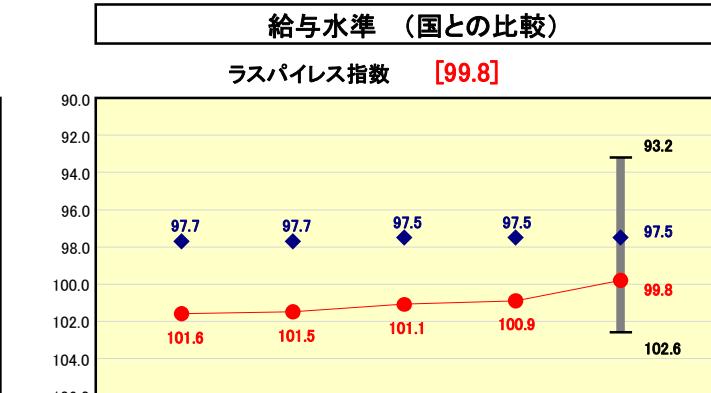
類似団体内順位  
35/82全国平均  
158,103三重県平均  
157,752

## 人口1人当たり人件費・物件費等決算額の分析欄

人口1人当たり人件費・物件費等は、5,191円減の173,055円となりました。  
これは、笠間保育園再建事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業などの物件費が減少したためです。前年度と比べると数値は改善しましたが、R4年度からR5年度にかけての時限的な要因で減少しています。  
また、類似団体平均の数値や推移よりも抑えることができました。  
今後も、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合や再配置、ワークライフバランスによる時間外勤務の削減を行い、コストを抑制します。

## 給与水準 (国との比較)

## ラスパイレス指数 [99.8]

類似団体内順位  
75/82全国市平均  
98.6  
全国町村平均  
98.3

## ラスパイレス指数の分析欄

ラスパイレス指数は1.1ポイント減の99.8となりました。  
類似団体平均を上回っているのは、三重県の人事委員会による勧告を給与水準としているためです。  
今後は、時間外勤務の削減に取り組み、給与制度の適正化を行うことで、人件費を抑制していきます。

# 別添資料

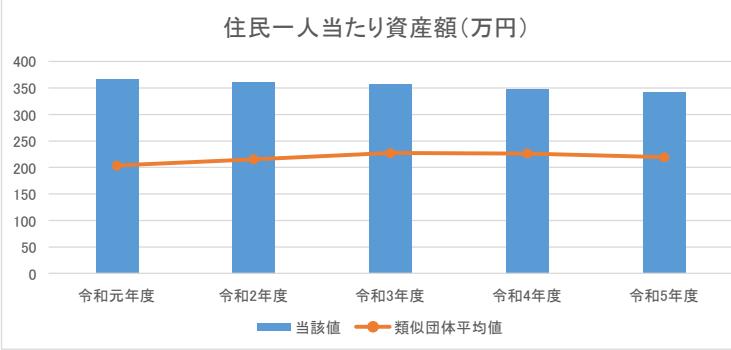
## 令和5年度 財務書類に関する情報②(一般会計等に係る指標)

### 1. 資産の状況

#### ①住民一人当たり資産額(万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産合計	16,757,213	16,397,513	16,015,904	15,596,898	15,272,474
人口	45,713	45,401	44,919	44,797	44,697
当該値	366.6	361.2	356.6	348.2	341.7
類似団体平均値	203.5	215.2	227.2	226.3	219.3

住民一人当たり資産額(万円)

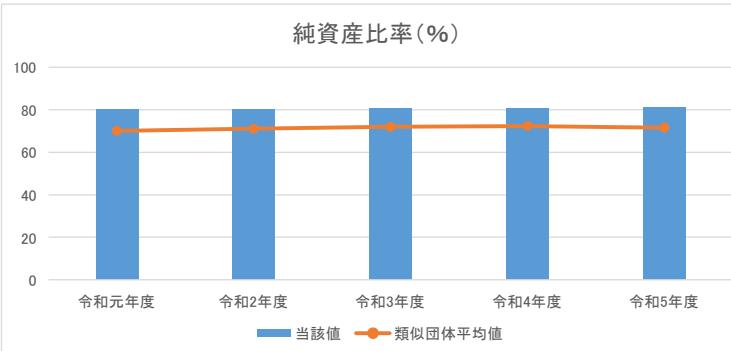


### 2. 資産と負債の比率

#### ④純資産比率(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
純資産	134,902	131,661	129,021	126,127	123,801
資産合計	167,572	163,975	160,159	155,969	152,725
当該値	80.5	80.3	80.6	80.9	81.1

純資産比率(%)

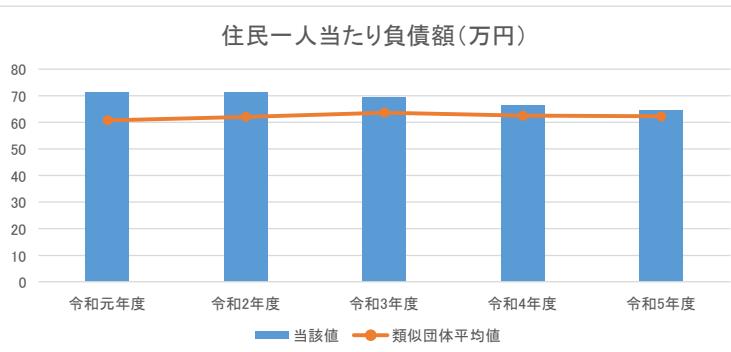


### 4. 負債の状況

#### ⑦住民一人当たり負債額(万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
負債合計	3,267,056	3,231,379	3,113,828	2,984,204	2,892,375
人口	45,713	45,401	44,919	44,797	44,697
当該値	71.5	71.2	69.3	66.6	64.7

住民一人当たり負債額(万円)

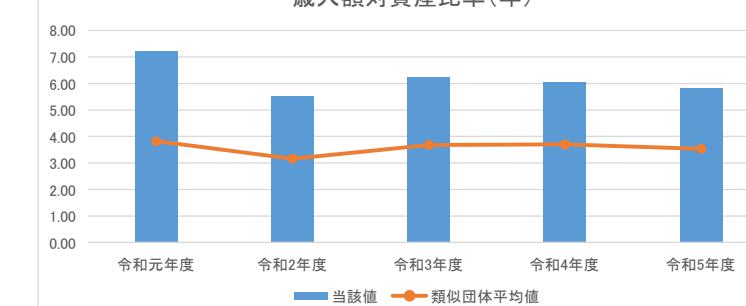


※各表に記載の類似団体関連の数値は、各年度の調査で回答のあった団体に関するもの。

#### ②歳入額対資産比率(年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産合計	167,572	163,975	160,159	155,969	152,725
歳入総額	23,194	29,720	25,689	25,732	26,247
当該値	7.22	5.52	6.23	6.06	5.82
類似団体平均値	3.82	3.16	3.68	3.70	3.54

歳入額対資産比率(年)

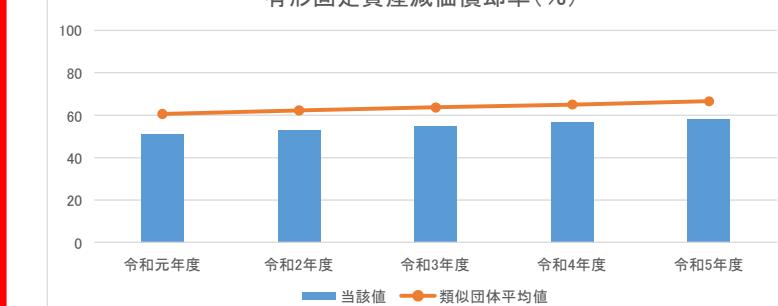


#### ③有形固定資産減価償却率(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
減価償却累計額	129,671	133,621	138,743	143,625	148,091
有形固定資産 ※1	253,661	252,741	253,723	253,756	255,467
当該値	51.1	52.9	54.7	56.6	58.0
類似団体平均値	60.6	62.3	63.7	65.0	66.6

※1 有形固定資産合計－土地等の非償却資産+減価償却累計額

有形固定資産減価償却率(%)

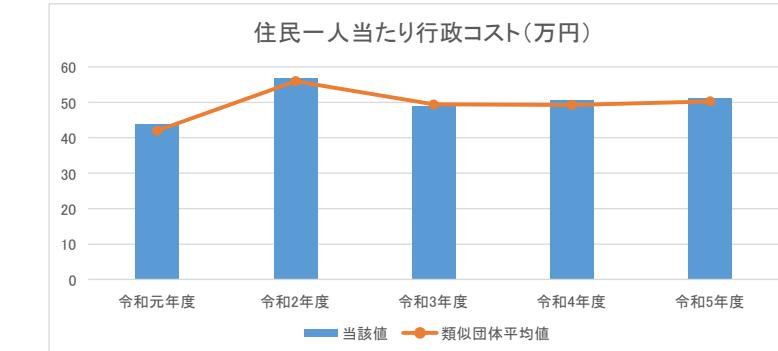


### 3. 行政コストの状況

#### ⑥住民一人当たり行政コスト(万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
純行政コスト	1,997,769	2,586,035	2,206,864	2,270,679	2,293,839
人口	45,713	45,401	44,919	44,797	44,697
当該値	43.7	57.0	49.1	50.7	51.3
類似団体平均値	42.0	56.0	49.4	49.3	50.3

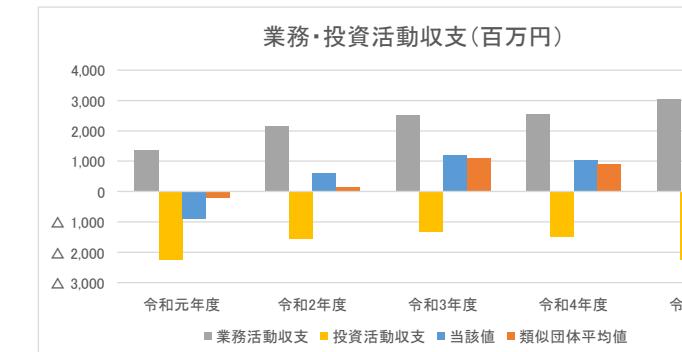
住民一人当たり行政コスト(万円)



#### ⑧業務・投資活動収支(百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務活動収支 ※1	1,357	2,176	2,538	2,554	3,041
投資活動収支 ※2	△ 2,242	△ 1,543	△ 1,325	△ 1,503	△ 2,253
当該値	△ 885	633	1,213	1,051	788
類似団体平均値	△ 200.4	160.4	1,112.1	915.4	577.6

※1 支払利息支出を除く。※2 基金積立金支出及び基金取崩收入を除く。



### 5. 受益者負担の状況

#### ⑨受益者負担比率(%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	358	342	410	488	460
経常費用					